



成田市環境基本計画

中間見直し 素案

2023(令和5)年3月
成田市



表紙裏

はじめに 市長挨拶

目次

第1章 成田市環境基本計画のあらまし	1
1. 計画見直しの趣旨	2
2. 計画の役割と位置付け	3
3. 計画の対象と推進主体	4
(1) 計画の対象	4
(2) 計画推進に向けた推進主体と役割	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の構成	5
第2章 環境の現状と課題	6
1. 成田市を取り巻く環境情勢の変化と動向	7
(1) 国際的な動向	7
(2) 国・千葉県の動向	9
(3) 成田市の動向	10
2. 成田市の概況	11
(1) 成田市の地勢・沿革	11
(2) 社会環境	12
(3) 自然環境	14
(4) 生活環境	15
(5) 地球環境	17
(6) 廃棄物	18
(7) 環境教育・学習・環境保全活動	19
3. 市民・事業者の意識の把握	20
(1) 市民・事業者環境意識調査	20
(2) 小中学生アンケート	26
(3) 大学生ワークショップの結果	32
(4) 市民ワークショップの結果	34
(5) 市民・事業者の意見の総括	36
第3章 計画が目指す環境像と取り組みの方向	39
1. 計画が目指す将来環境像	40
(1) 成田市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本的方向	40
(2) 成田市環境基本条例の基本理念	41
(3) 成田市の将来環境像	41
2. 将来環境像の実現に向けて	42

3. 計画が進める取り組みの体系(全体像)	46
第4章 取り組みの展開	48
基本目標Ⅰ 安全・安心で快適に暮らせる自然共生のまちをつくる	49
基本目標Ⅱ エネルギーや資源を大切に使う脱炭素・循環型社会をつくる	55
基本目標Ⅲ 環境学習・環境活動の環を広げ、交流と協働の社会をつくる	59
第5章 計画が進める重点的取り組み	63
重点プロジェクトⅠ 生きもの・里地里山のふれあいづくり	64
(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み	64
(2)プロジェクト推進目標・指標等	65
(3)市の重点的取り組み	66
(4)市民・事業者の取り組み	67
重点プロジェクトⅡ ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりー環境と経済の好循環づくりー	68
(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み	68
(2)プロジェクト推進目標・指標等	69
(3)市の重点的取り組み	70
(4)市民・事業者の取り組み	71
重点プロジェクトⅢ 3Rによる循環型まちづくり	72
(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み	72
(2)プロジェクト推進目標・指標等	73
(3)市の重点的取り組み	74
(4)市民・事業者の取り組み	75
重点プロジェクトⅣ 環境交流のまちづくり	76
(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み	76
(2)プロジェクト推進目標・指標等	77
(3)市の重点的取り組み	77
(4)市民・事業者の取り組み	78
第6章 計画の推進・進行管理	79
1 計画の推進.....	80
(1)計画の推進体制.....	80
(2)計画の普及啓発	80
2 進行の管理	82
(1)計画の進行管理の考え方と進行管理の流れ	82
第7章 資料編	83

成田市環境基本条例.....	84
中間見直しの経緯	88
環境審議会.....	89
第三次成田市環境基本計画の進捗状況.....	90
用語集	91

(注) 本計画書の本文中に使われている意味や内容が分かりにくい用語については、アスタリスク(*)を付け、第 7 章 資料編の用語集に説明を記載してあります。 なお、同一頁に複数出現する場合は、最初の用語のみにアスタリスクを付けています。
--

第1章 成田市環境基本計画のあらまし

計画の基本的事項について

1. 計画見直しの趣旨

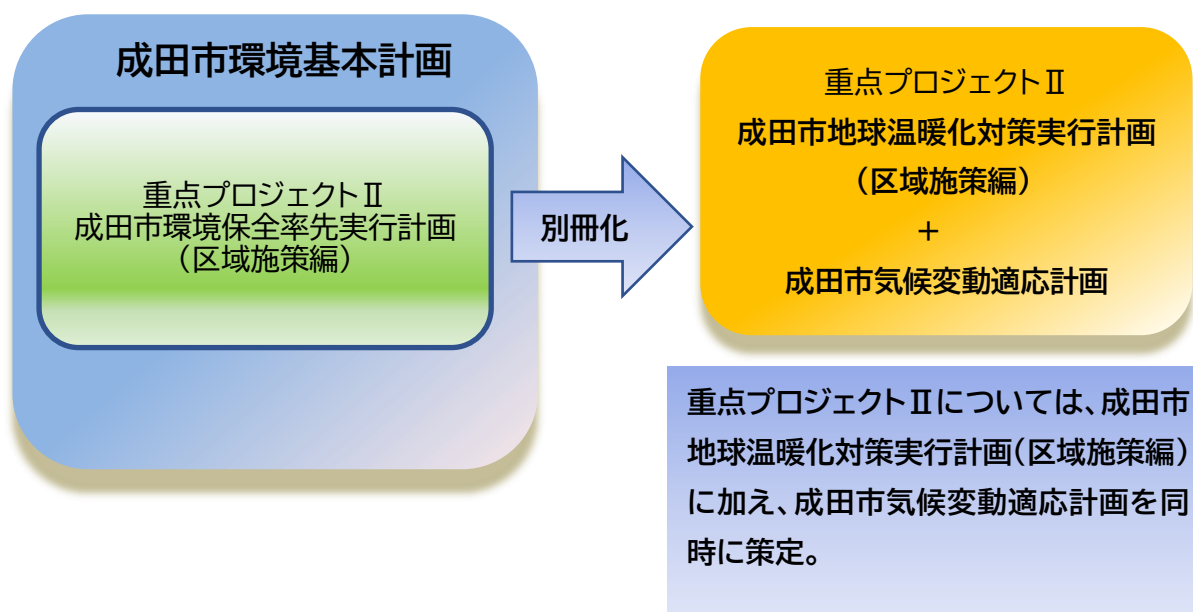
本計画は、「成田市環境基本条例」に基づく計画で、条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「持続的に発展できる社会の構築と環境保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適な環境の実現」及び「地球環境保全の推進」を踏まえ、平成30年3月に第三次成田市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

計画期間の中間にあたって、この度、各施策の実施状況、社会情勢の変化や市民・事業者の意向を踏まえて、現行計画の見直しを実施しました。

本計画の見直しは、主に国におけるカーボンニュートラル*宣言や地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法という。)の改正、地球温暖化対策計画の改定、本市の地球温暖化*に向き合う姿勢を示した「ゼロカーボンシティ宣言」の表明などを踏まえて実施しました。

本計画に内包し、温対法第21条に定める地球温暖化対策実行計画として重点プロジェクトⅡに位置付けている、市域の温室効果ガス削減を推進するための計画である「成田市環境保全率先実行計画(区域施策編)」については、「成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と改称し、特に抜本的な内容の充実を図り、別冊を作成しました。併せて、本市域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、気候変動適応法第12条に定める「地域気候変動適応計画」として「成田市気候変動適応計画」を策定しました。

区域施策編バージョンアップのイメージ



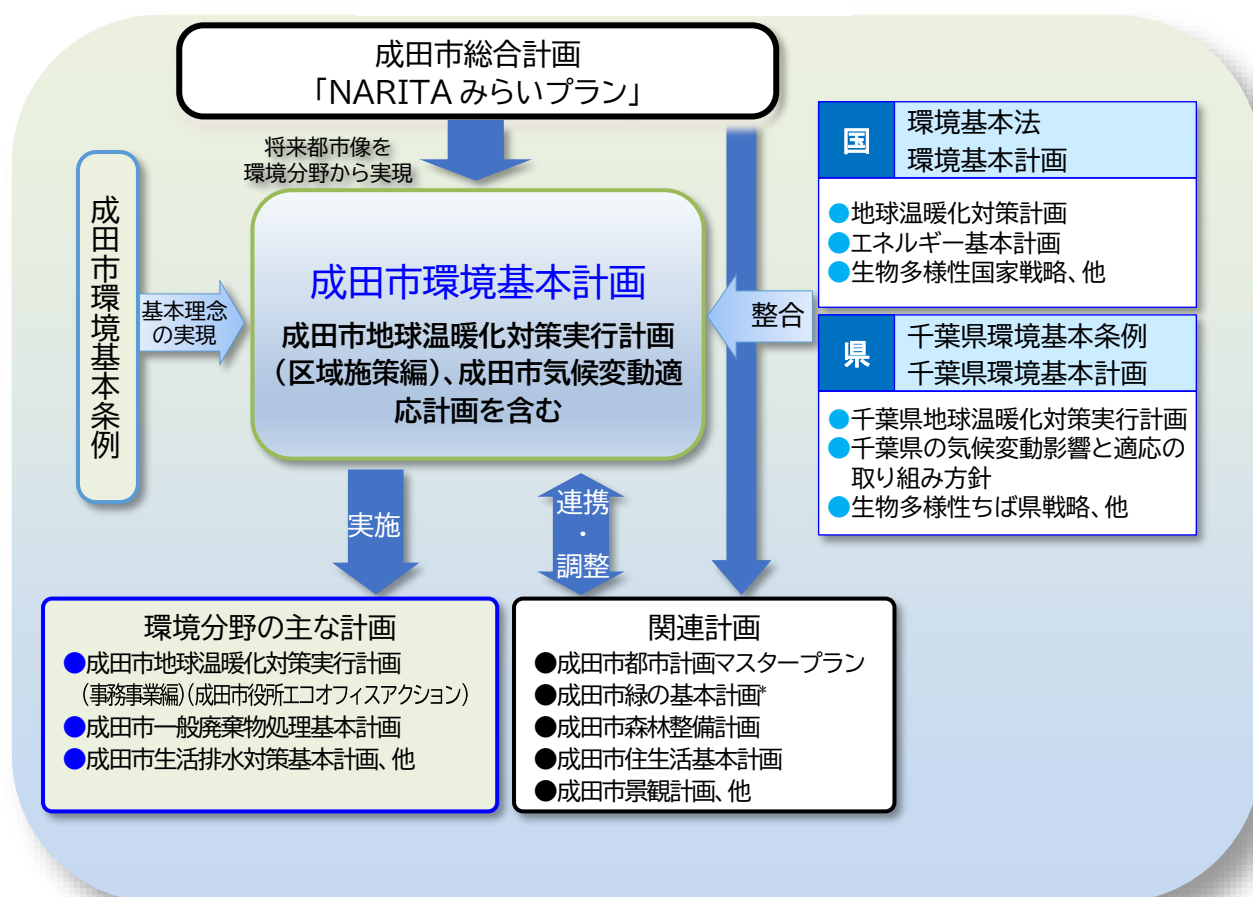
2. 計画の役割と位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画となります。また、2016(平成28)年3月に策定された成田市総合計画「NARITA みらいプラン」の将来都市像の実現を環境面から実現しようとするものです。

本計画の策定においては、国や県の環境基本計画や環境関連法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望のもとに本市の将来環境像を示し、その実現に向けて個別的施策を実施していくとともに、横断的かつ効果的な取り組みの展開を重点的に進めていきます。

なお、温対法 21 条の規定に基づく「成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「成田市気候変動適応計画」は、それぞれ「緩和策」と「適応策」について両輪の関係で取り組むため、本計画に包含し、重点プロジェクトとして定めます。

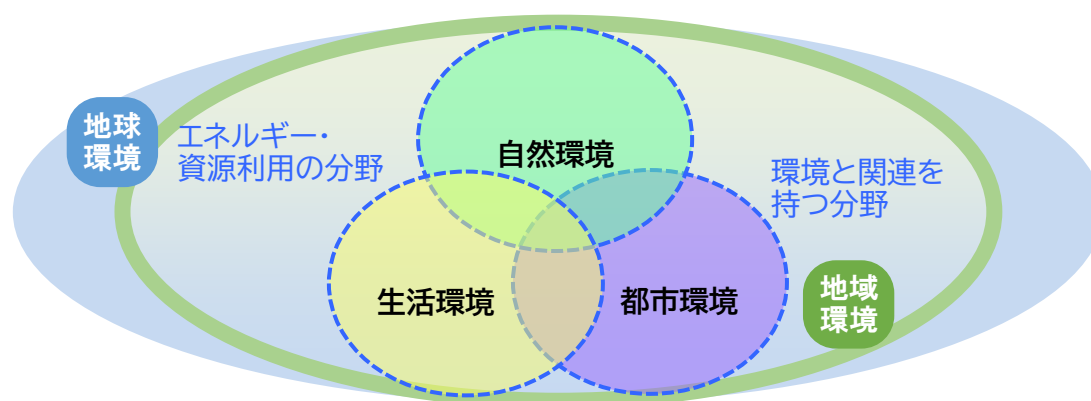
本計画の位置づけ



3. 計画の対象と推進主体

(1) 計画の対象

本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する4つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

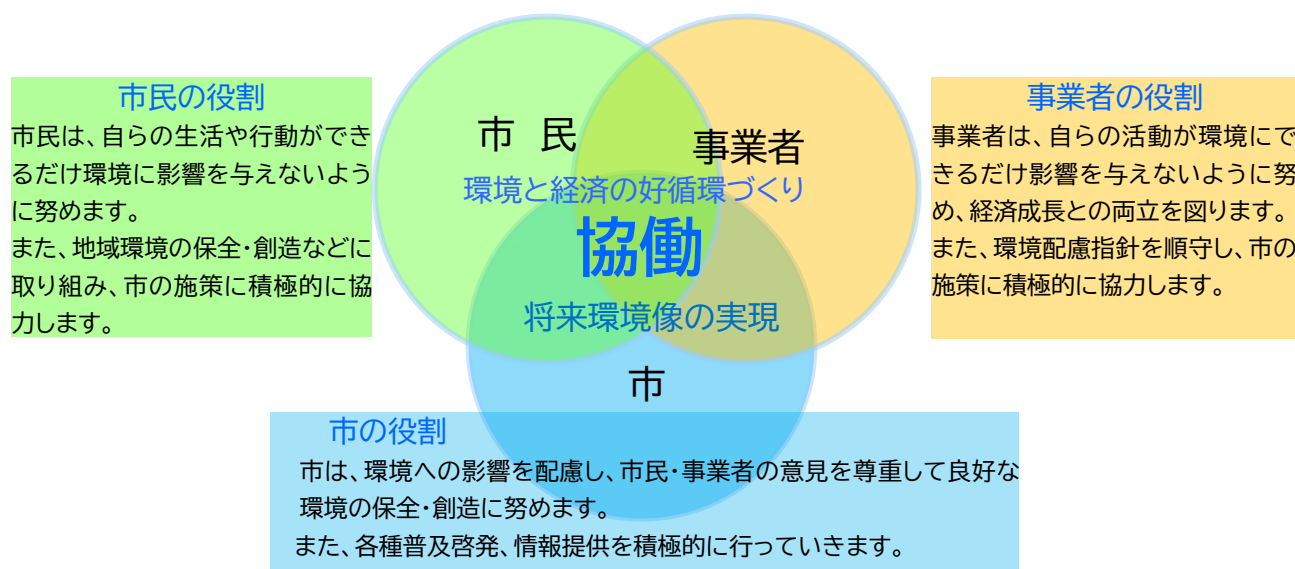


(2) 計画推進に向けた推進主体と役割

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者と共に環境に配慮した取り組みを進めていくことが求められます。

本計画では、環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、環境保全等に向けてそれぞれが取り組みを進めていくとともに、協働により環境負荷*の少ないまち・持続可能な地域社会づくりを進めます。同時に、ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを実現するため、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャル*を活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環づくりを目指します。

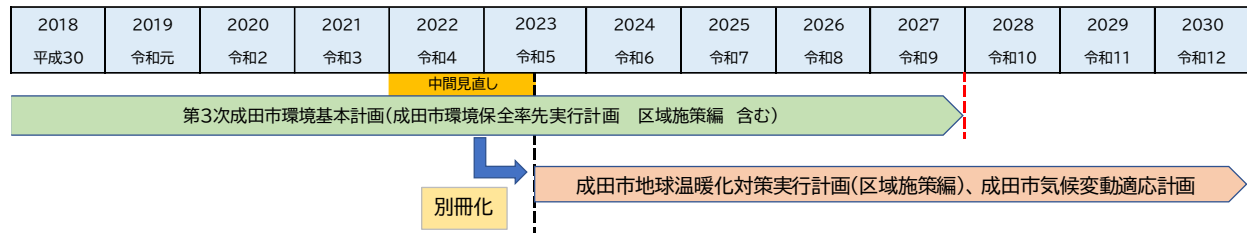
なお、本計画では、市内で活動する「市民団体」をはじめ、観光や仕事等で本市を訪れる「滞在者」も市民の役割に準ずるものとします。



4. 計画の期間

本計画の目標期間は、2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間とし、本計画に内包している、成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、成田市気候変動適応計画については、2030(令和12)年度を目標年度とします。

なお、本計画の中間年度に、各施策の実施状況及び社会経済状況、市民・事業者の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、取り組み内容の見直しを行いました。



5. 計画の構成

本計画では、本市を取り巻く環境動向や環境の現状と課題を踏まえ、計画が目指す将来環境像とその実現に向けた基本目標と個別目標、市の取り組みを示しています。また、市民・事業者・市が協働して重点的に進めていく取り組みを「重点プロジェクト」として定めています。

第1章 成田市環境基本計画のあらまし 見直しの趣旨、計画の基本的事項(計画策定の趣旨、位置付け、対象、期間、構成)
第2章 環境の現状と課題 本市を取り巻く環境情勢や環境の現状、市民環境意識
第3章 計画が目指す環境像と取り組みの方向 本計画が目指す将来環境像及びその実現のための基本目標・個別目標・取り組みの方向
第4章 取り組みの展開 将来環境像や基本目標、個別目標の実現に向けた市の取り組み内容
第5章 計画が進める重点的取り組み 本計画が重点的に進めていく市民・事業者・市の協働取り組み「重点プロジェクト」 自然共生社会の形成に向けて 脱炭素社会の形成に向けて 循環型社会の形成に向けて 協働社会の形成に向けて
第6章 計画の推進・進行管理
第7章 資料編
【環境配慮指針】 市民・事業者の環境への配慮のために

第2章 環境の現状と課題

成田市を取り巻く環境情勢の変化と動向、成田市の概況や課題など

1. 成田市を取り巻く環境情勢の変化と動向

(1) 国際的な動向

SDGs

2015(平成 27)年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。また、SDGs の 17 のゴールは、相互に関係しているため、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益(マルチベネフィット)を目指すという特徴を持っています。

・本計画と SDGs の関係性

本市では「NARITA みらいプラン第2期基本計画」に SDGs の理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいます。

環境基本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支える計画とします。

また、本計画の 4 つの各重点プロジェクトにおいても、SDGs の各目標とリンクさせ、取り組みを進めます。

・市民・事業者・市のパートナーシップ

市民・事業者・市がそれぞれの立場から、役割を実践し、力を発揮することで、環境に貢献できる仕組みづくりが求められることから、各主体同士のパートナーシップの活性化を推進します。



経済成長のためには社会が良好な状況であることが必要で、その基礎は自然環境(生物圏)が良好な状況であることです。

モデルを構成する3つの階層:自然環境・社会・経済(SDGsウェディングケーキモデルの考え方)

SDGsと環境施策との関連

持続可能な開発目標(SDGs)		環境施策との関連
6	安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレの確保を推進する。
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギー*の導入により、温室効果ガス*の排出量を削減する。
8	働きがいも経済成長も	エネルギーの地産地消により、経済的な市外流出を抑え、市内循環を図る。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	イノベーションなどを進めることにより、脱炭素に関する取り組みを推進する。
11	住み続けられるまちづくりを	資源とエネルギー、経済の好循環により住みやすいまちづくりを目指す。
12	つくる責任つかう責任	3R*の推進による循環型社会の構築やエネルギーの地産地消や省エネによる無駄のないエネルギー消費構造の構築を目指す。
13	気候変動に具体的な対策を	温室効果ガスの削減手段を具体的に示す。
14	海の豊かさを守ろう	河川や水辺の清掃活動などにより、海洋に流出するプラスチックなどのごみ削減及び水質改善などを図る。
15	陸の豊かさを守ろう	CO ₂ 吸収源としての森林を保全するとともに、建材・内装材・燃料としての木材利用を推進する。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	なりた環境ネットワーク*など市民や事業と連携して、SDGsの目標達成を目指す。



出典：国際連合広報センター
ウェブサイト

(2)国・千葉県の動向

第五次環境基本計画

2018(平成 30)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2022(令和4)年4月に施行されました。

2019(令和元)年 5 月には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル*の推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では 2018(平成 30)年度に、約 600 万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が 2019(令和元)年 10 月に施行されました。同法第 13 条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

また、食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みが実施されています。

第四次循環型社会形成推進基本計画

2018(平成 30)年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマス*の地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

第三次千葉県環境基本計画

2019(平成 31)年 3 月に策定された県の「第三次千葉県環境基本計画」では、「施策展開の基本的考え方」「分野を横断するテーマ」で 4 つの分野横断的なテーマを設定し、「地球温暖化対策の推進」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と自然との共生」「野生生物の保護と適正な管理」「安全で安心な生活環境の保全」の 5 つの基本目標の達成に向けて、6 つの政策分野と 23 の施策項目を設定しています。

(3)成田市の動向

本市では、1997(平成 9)年 3 月に「成田市環境基本条例」を制定し、本条例に基づき、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2000(平成 12)年 3 月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する取り組みを進めてまいりました。

2008(平成 20)年 3 月に大幅な改訂を行い、第2次成田市環境基本計画(以下、「第2次基本計画」という。)を策定し、計画の中間年に当たる 2013(平成 25)年度に取り組み内容を見直し、取り組みを進めてまいりました。その後、2018(平成 30)年度には、第 3 次成田市環境基本計画の策定を行い、「地球にやさしい環境交流都市 成田」を将来環境像として掲げ、環境施策の推進を図ってまいりました。

2020(令和 2)年 11 月には、将来都市像として掲げている「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」の実現に向け、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、市民・事業者との協働により地球温暖化対策を進め、2050 年までに二酸化炭素*排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。

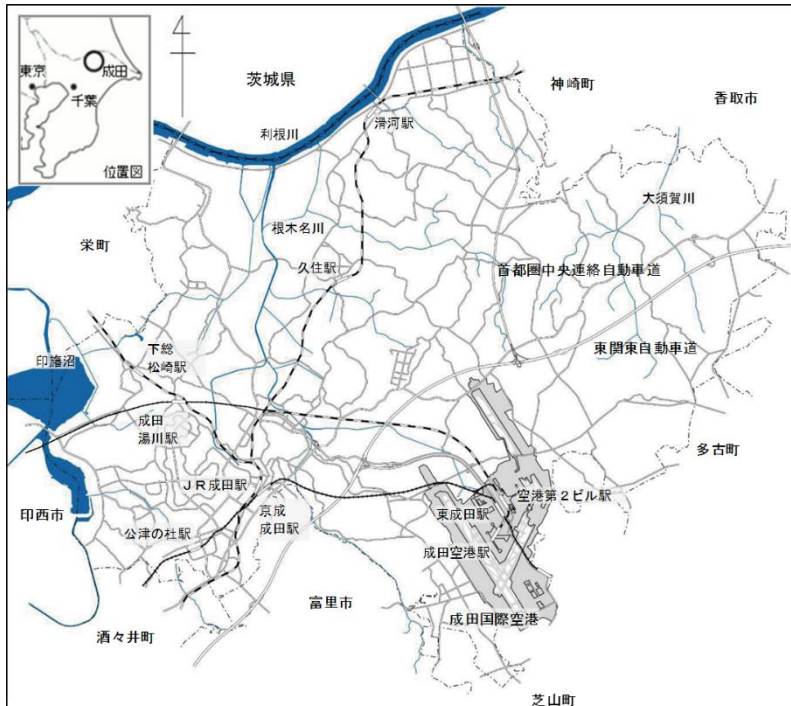


2. 成田市の概況

(1) 成田市の地勢・沿革

① 地理的概況

本市の位置



令和3年度成田市統計書から引用

本市は、首都東京から東に約50kmの千葉県北部中央に位置し、市域は、東西約20.1km、南北約19.9km、面積は213.84km²となっています。

北は神崎町、利根川を隔てて茨城県、西は栄町、印旛沼を隔てて印西市、南は酒々井町、富里市、芝山町、東は多古町、香取市に接しています。

本市の西側には根本名川、東側には大須賀川が流れ、それらを取り囲むように広大な水田地帯や肥沃な北総台地の畑地帯が広がっています。

南西部には、県立印旛手賀自然公園である印旛沼があり、豊かな自然を有しています。

市内各地にはゴルフ場が点在し、東部から西部にかけて工業団地が、南部には日本の空の玄関口である成田国際空港が位置しています。

② 沿革

1966(昭和41)年には新東京国際空港(現 成田国際空港)の設置が決まり、1978(昭和53)年の成田国際空港開港以降は都市化が進展し、世界に開く国際空港都市として重要な役割を担っています。2006(平成18)年には香取郡下総町、大栄町との合併により、人口約12万人の新生・成田市が誕生し、北総地域の中核都市としてさらなる飛躍を果たしています。

近年では空港機能の拡充や首都圏中央連絡自動車道(以下、圏央道)及び北千葉道路などの広域交通ネットワークの整備の促進により、成田国際空港を活用した地域振興施策の推進や、第3滑走路の整備をはじめとする、成田空港の更なる機能強化の具体化に向けた取り組みが進められています。2014(平成26)年に東京都、神奈川県とともに、東京圏の一部として「国家戦略特別区域(以下、国家戦略特区)」に指定されました。2016(平成28)年4月には国際医療福祉大学の成田看護学部と成田保健医療学部が、2017(平成29)年4月には医学部が開学し、2020(令和2)年3月には、国際医療福祉大学成田病院が開院しました。また、2022(令和4)年1月には成田国際空港隣接地で成田市公設地方卸売市場が開場するなど新たなまちづくりに向けた取り組みが進んでいます。こうしたことを背景に、かつての田園観光都市成田は、交通、経済、文化の様々な分野で北総地域の拠点となる国際交流都市として大きく変貌しています。

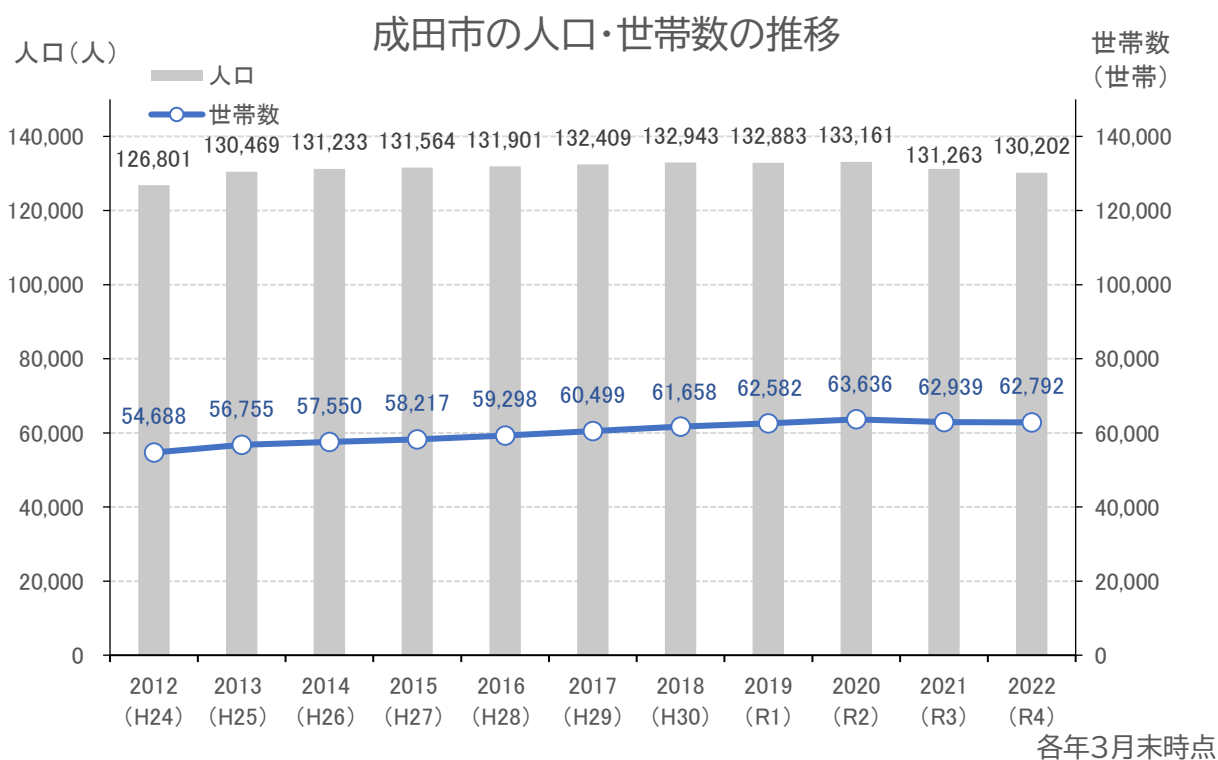
③ 歴史・文化

市の中心部は1000年以上の歴史がある成田山新勝寺の門前町として栄え、毎年多くの参拝客でにぎわいます。市内各所には多くの寺社があり、成田山新勝寺の光明堂や釈迦堂などの建造物、龍正院の仁王門などは、国の重要文化財に指定されています。また、荒海貝塚や公津原古墳群といった遺跡が数多く残されています。

(2) 社会環境

① 人口及び世帯数

本市の総人口は、2022(令和4)年3月末現在 13 万 202 人、世帯数は 6 万 2,792 世帯で、2020(令和2)年をピークに人口・世帯数ともに減少傾向が見られます。年齢3区分別人口は、年少人口(0歳～14歳)12.6%、生産年齢人口(15歳～64歳)63.2%、老年人口(65歳以上)24.3%で、過去10年間の推移を見ると高齢化が進行しています。



(資料:成田市統計書)

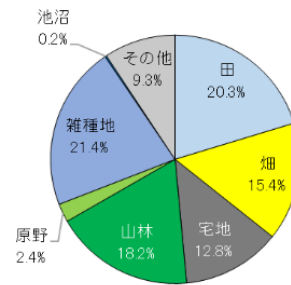
第2章 環境の現状と課題

② 土地利用

全域が都市計画区域となっており、市街化区域*が約1割、残りが市街化調整区域と非線引き都市計画区域となっています。昭和40年代以降、宅地と工業や商業用地などが大きく増加しています。

地目別構成面積割合

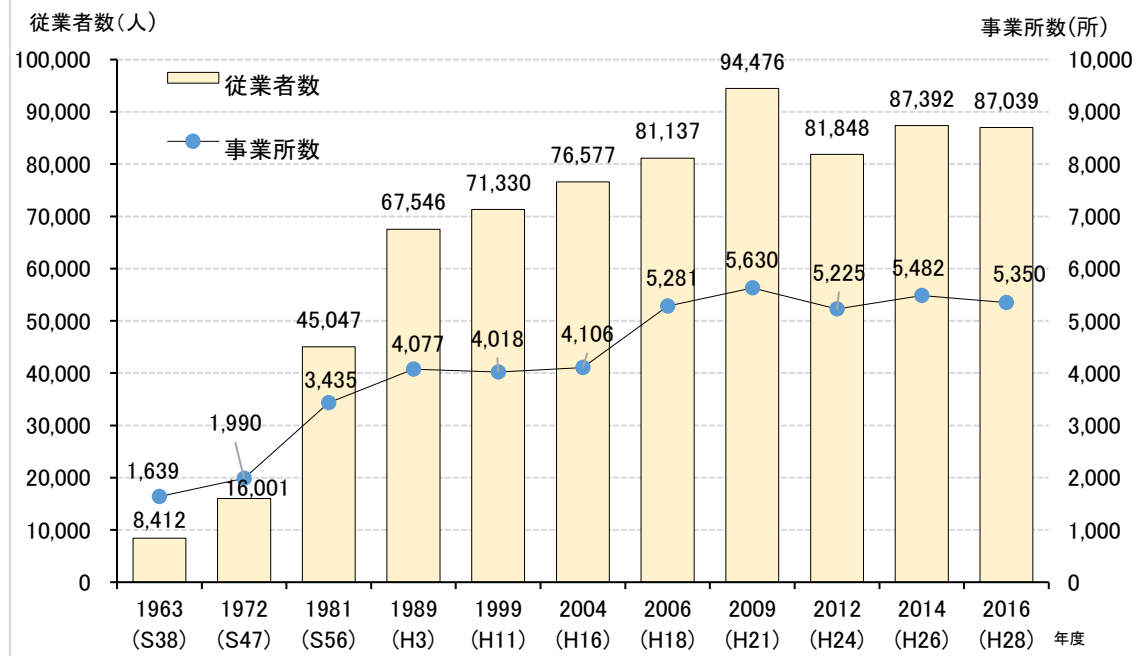
(2021(令和3)年1月1日現在)



③ 産業・就業人口

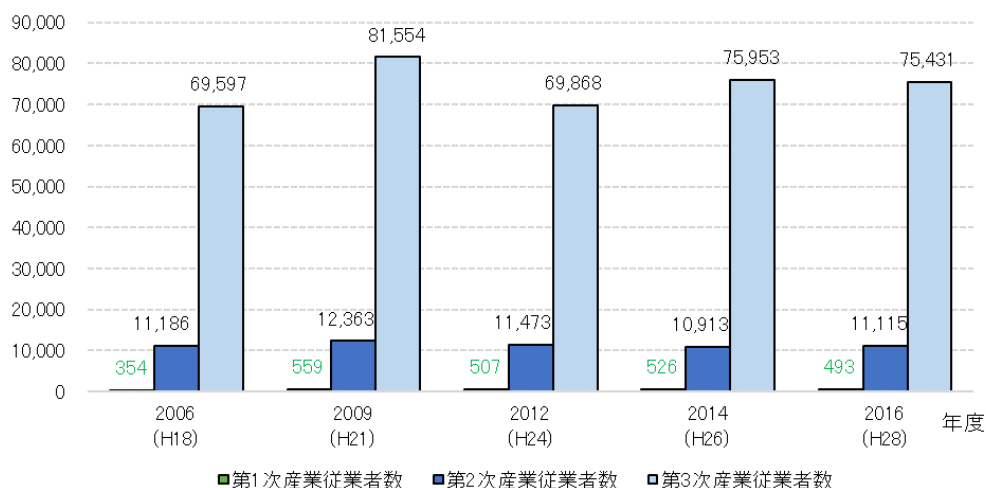
2016(平成28)年の事業所数は5,350事業所で、80%以上が第三次産業で、従業員数は87,039人となっています。産業別の就業者数は、第3次産業への就業者数が最も多く、全就業者数の約87%を占めています。

事業所数と従業員数の推移



資料:成田市統計書

産業別就業者数の推移(単位:人)



(注)事業所及び従業員数には公務を含まない。 資料:成田市統計書

利根川周辺の低地は、数千年前に入り江であった場所で、海面の後退とともに細く延びた谷が形成、谷津*（田）と呼ばれ稲作などに利用されています。また、谷津など丘陵部と低地部が接する場所には湧水が多く、昔から生活用水などに利用されてきました。

利根川や印旛沼沿いの低地帯や谷津は水田、北総台地上部は畑地、丘陵地斜面は用材林や薪炭林として利用が行われ、基本的な郷土景観、原風景を形成しています。



湧水等の湿生環境は、湿性植物やさまざまな動物の生息環境を形成、多様な自然環境が存在するため、昆虫類や植物などの動植物が数多く生息し、多様な生態系*を形成しています。本市では、自然環境の特性を把握し保全を図っていくため、動植物生息調査を実施しています。2014・2015（平成26・27）年度に行った第3次動植物生息調査では、専門家やボランティアの市民（生き物調査員）による調査を実施しました。

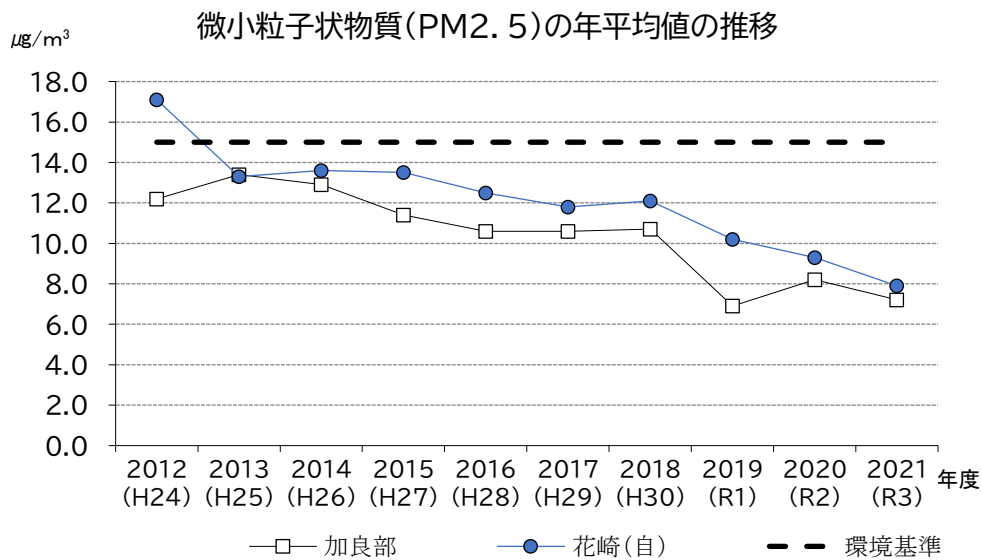
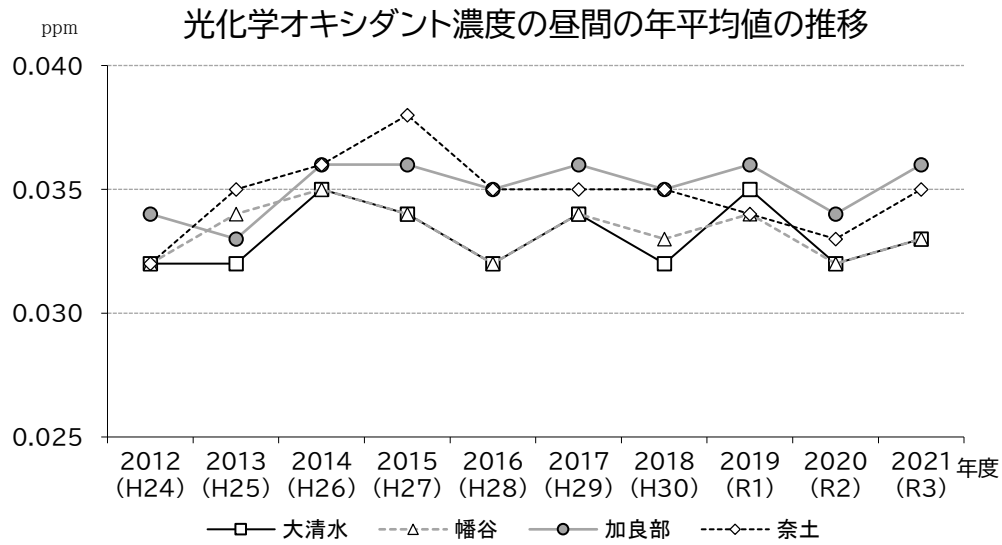
14

(4)生活環境

① 大気環境

一般環境大気測定局4地点、自動車排出ガス測定局1地点を設置し、大気汚染状況を常時監視しています。

大気汚染物質については、光化学オキシダント*を除き環境基準*を達成しています。

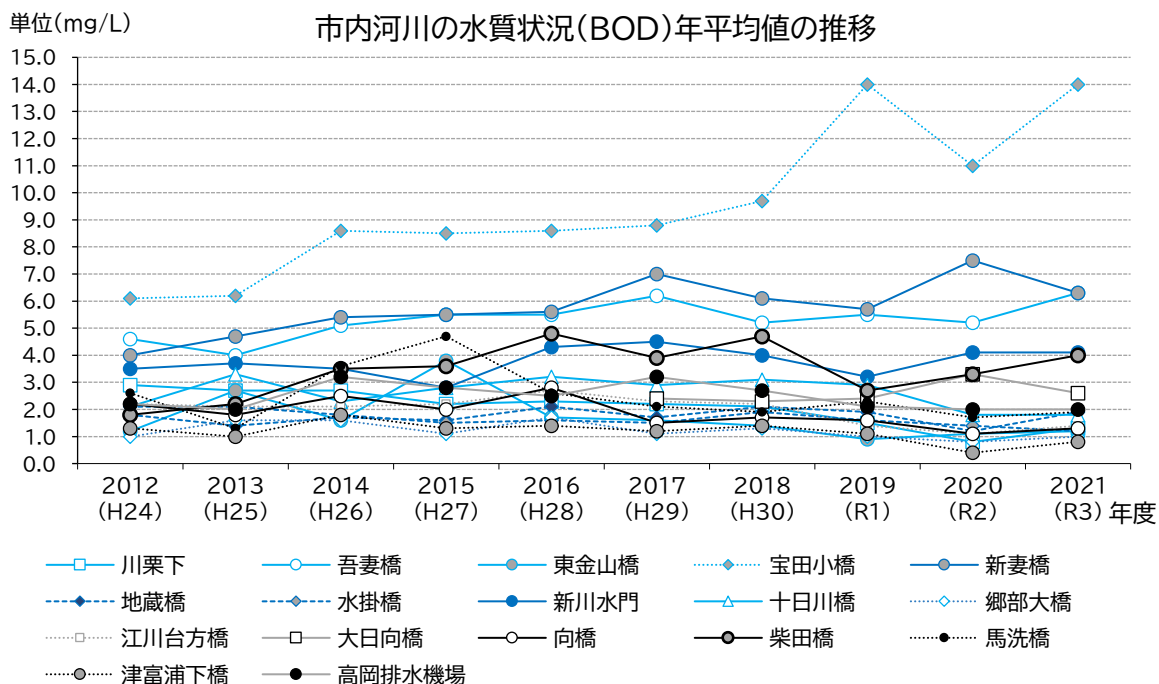


② 水環境・生活排水対策

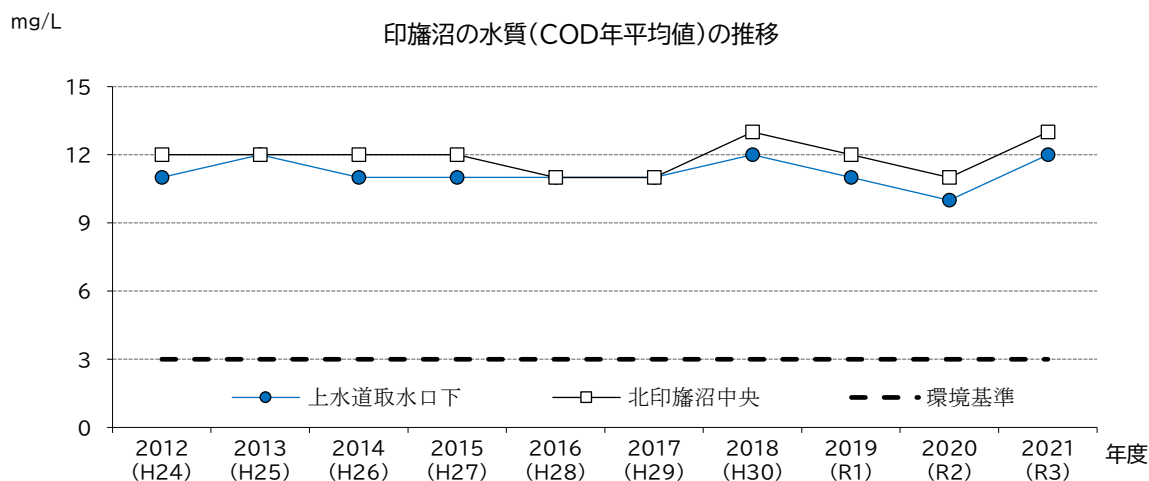
市は主要河川の23 地点で水質調査、県は印旛沼の水質調査を実施しています。河川水質については、生物化学的酸素要求量(BOD)*は宝田小橋を除き、全体的に横ばい傾向となっていますが、2012(平成 24)年度以降は約半数の地点で環境基準を満たしていません。

印旛沼の水質については、化学的酸素要求量(COD)*、全窒素、全リンとも環境基準を大幅に超過した状態で推移しています。

2021(令和 3)年度における生活排水処理率は、91.9%となっており、約 10 万人が公共下水道等、約 2 万人が合併処理浄化槽によって生活排水処理をしています。



資料:成田市の環境



資料:成田市の環境

③ 騒音・振動

自動車騒音等は市内測定箇所4地点とともに騒音規制法・振動規制法に基づく要請限度*を達成しています。また、騒防法第1種区域(L_{den}62 デシベル*)近傍に航空機騒音測定システムを導入し常時監視を実施し、基準値も達成しています。

※L_{den}62 デシベル:航空機騒音の評価指標で、専ら住居の用に供される地域以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に当てはめられた基準値。

④ その他(土壌、ダイオキシン類*)

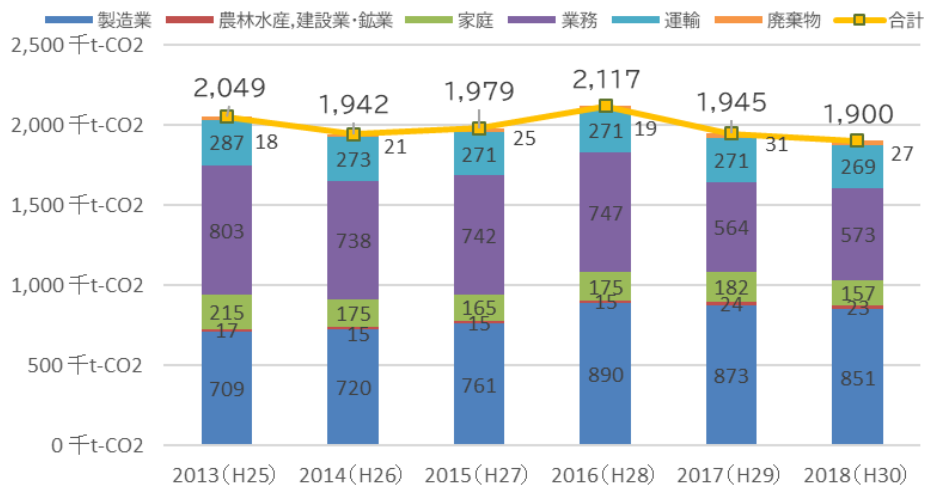
土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の区域(要措置区域)が1箇所指定されています。大気、水質、地下水、河川底質、土壌中のダイオキシン類については、いずれも環境基準を達成しています。

(5)地球環境

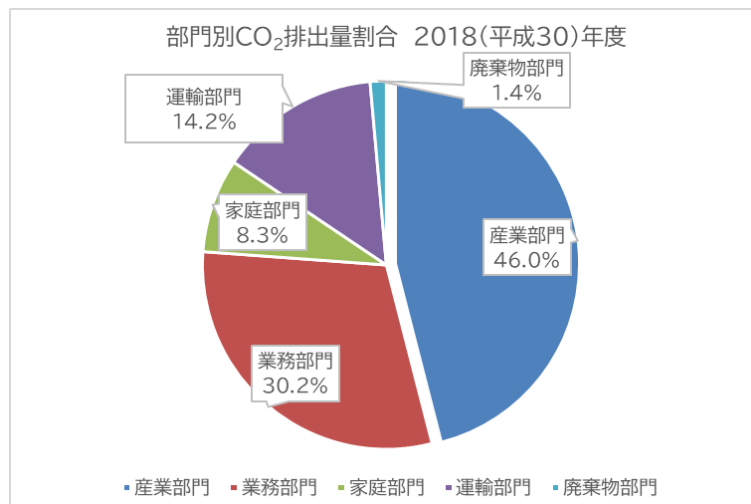
① 市域からの二酸化炭素排出状況

市域から排出される二酸化炭素排出量は、2018(平成30)年度は190万t-CO₂で、2013(平成25)年度比では7.3%減となっています。二酸化炭素排出量の部門別内訳は、産業部門が46.0%、業務部門30.2%と両方で全体の4分の3を占めています。運輸部門では14.2%、家庭部門では全体の1割弱程度となっています。なお、2018(平成30)年度の市域における、森林による二酸化炭素の吸収量は9.2千トンCO₂となっております。

市域からのCO₂排出量の推移



部門別CO₂排出量割合 2018(平成30)年度

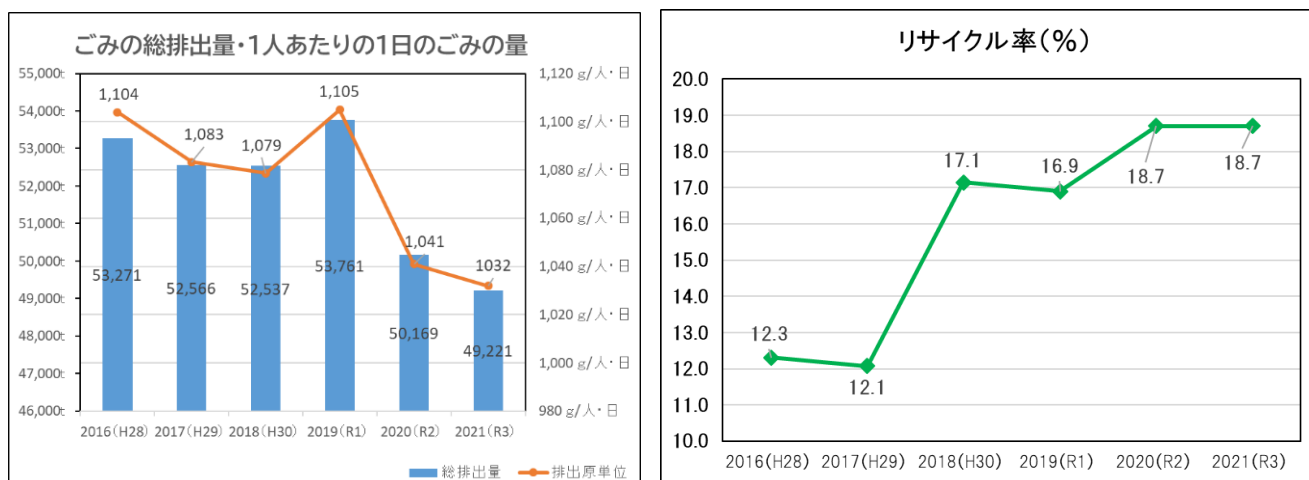


(6) 廃棄物

① ごみの排出状況

本市の一般廃棄物排出量は減少傾向となっています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均が 901g(2020(令和 2)年度)、千葉県平均が 894g(2020(令和 2)年度)、成田市では 1,032g(2021(令和 3)年度)となっており、全国平均及び千葉県平均を上回っている状況ですが、減少傾向にはあります。

また、本市のリサイクル率については、全国平均が 20.0%(2020(令和 2)年度)、千葉県平均が 22.0%(2020(令和 2)年度)、成田市では 18.7%(2021(令和 3)年度)となっており、全国平均及び千葉県平均を下回っている状況ですが上昇傾向にあります。



② ごみ処理施設の整備状況

本市では、成田富里いずみ清掃工場の熱回収施設稼働による電力及び熱エネルギーの活用、スラグ等の有効活用、最終処分量の極小化を推進しているほか、旧いずみ清掃工場跡地にストックヤードを整備し、リサイクルプラザ機能の充実を図っています。

最終処分場については、2007(平成 19)年に成田国際空港暫定平行滑走路の北側延伸に伴い、成田クリーンパークでの埋立処理を終了し、最終処分は民間処分場に委託しています。

③ 不法投棄の状況

廃棄物の不法投棄回収件数は、2006(平成 18)年度に 1,004 件ありましたが、その後は監視カメラの設置や廃棄物不法投棄監視員のパトロールなど監視体制の強化により、年々減少傾向にあり、2021(令和 3)年度は 323 件となっています。

(7)環境教育・学習・環境保全活動

① 環境教育・学習の状況

本市では、一般廃棄物の減量・再資源化のためフリーマーケットやリサイクル教室などの開催や、「なりた知っ得出前講座」などで環境をテーマとする活動を実施しています。

また、「なりた環境ネットワーク」との共催により、環境講演会や環境学習会などの啓発を目的とした取り組みを実践しています。

市内小中学校では、成田市社会科副読本「わたしたちの成田市」を活用したリサイクル学習や総合的な学習の時間における動植物の飼育・栽培やリサイクル、学校への太陽光発電設備の導入等を活用した地球温暖化に係る学習など、さまざまな環境教育を実施しています。その他、保護者向けの家庭教育学級でも環境をテーマとした学習を実施しています。

② 環境保全活動・環境交流の状況

地域の環境や地球環境を保全していくためには、一人ひとりの取り組みを基礎としながら、多様な主体がそれぞれの得意な分野を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。

2008(平成20)年に、市民・事業者・市が協働して、環境基本計画に掲げられた取り組みを進めていくための組織として、市民・事業者・市が協働して公共空間の環境整備や環境保全活動を行うことを目的に、「なりた環境ネットワーク」が設立され、以降、環境教育・学習や環境保全活動などを積極的に進めています。

また、協働の理念や協働を進めていく上での基本的な方向性や方針を示すことにより、市民と行政が協働に対して共通の認識を持つことを目的として、2014(平成26)年6月に「成田市協働推進の基本指針」を策定し、協働によるまちづくりを推進するため、各主体の活動の支援に努めています。

市民団体等による環境学習・環境保全活動の内容

名称	実施主体	内容
環境講演会	なりた環境ネットワーク	講師を招き、環境保全・地球温暖化などに関する講演会の実施
環境学習会	なりた環境ネットワーク	体験・講義などを通じて、自然環境などを学ぶ親子見学会や自然観察会を実施
リサイクル教室	成田市リサイクルプラザ運営委員会	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクル教室を開催
印旛沼クリーンハイキング	なりた環境ネットワーク	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキング、印旛沼に関するクイズ大会などを実施
CO2CO2(コツコツ)スマート出前講座	公民館 千葉県地球温暖化防止活動推進員	千葉県地球温暖化防止活動推進員により、地球温暖化に関する知識の普及・啓発のため、出前講座を実施
環境美化運動	各地区の自治会等	各地区及び団体等が主体となり、市に実施計画書を提出し、散乱ごみの収集等を行う。

3. 市民・事業者の意識の把握

(1)市民・事業者環境意識調査

①意識調査の概要

本計画の見直しにあたり、市民・事業者の環境意識を調査し、計画の見直しに意見を反映するために無作為で抽出した対象者(市民 2000 人、事業者 400 者)について直接郵送法(回答は郵送又はWEBを選択)によりアンケート調査を実施しました。
概要については、以下の通りです。

実施時期

令和 4 年 7 月 11 日～7 月 31 日

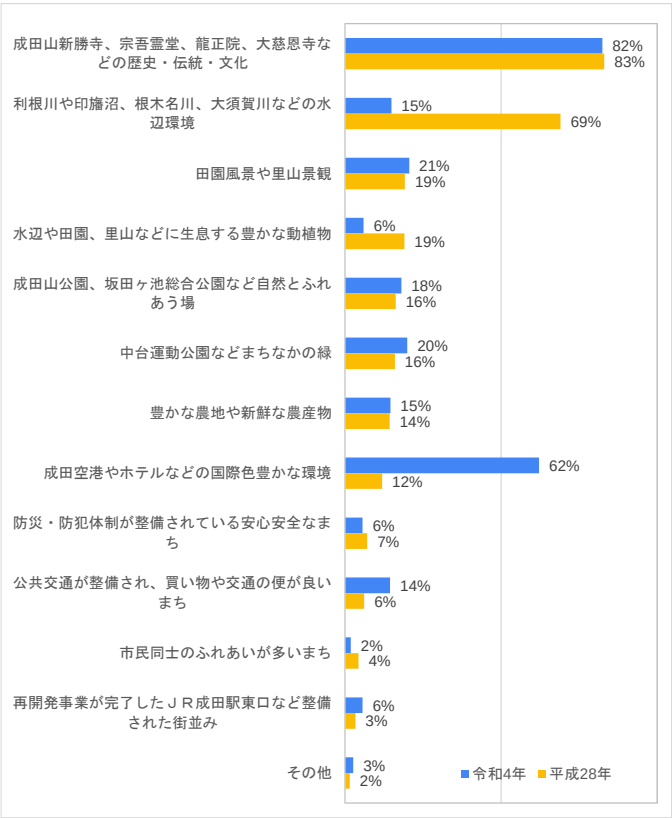
回収率

	市民(16 歳以上の男女)	事業者
配布数	2,000	400
回収数	637	159
回収率	31.9%	39.8%

②主な質問に対する結果の概要(市民)

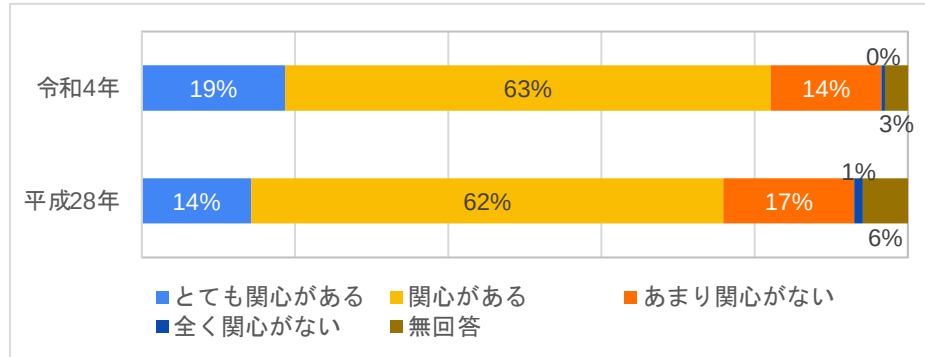
成田市の環境について思い浮かべること
(複数回答)

成田市の環境として特に思い浮かべるものは、「成田山新勝寺、宗吾霊堂、龍正院、大慈恩寺などの歴史・伝統・文化」と回答した人が最も多く 82%となっており、次いで、「成田空港やホテルなどの国際色豊かな環境」が 62%となっています。



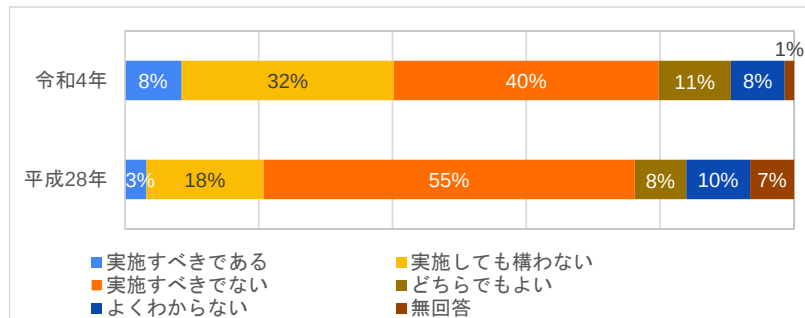
ごみ問題やリサイクルなどについての関心(単一回答)

家庭でのごみ問題やリサイクル(再資源化)への関心については、「とても関心がある」と「関心がある」を合わせると 82%となり、前回調査の 76%から 6 ポイント上昇しています。8 割以上の市民が関心を持っており、この 5 年で増加傾向にあります。



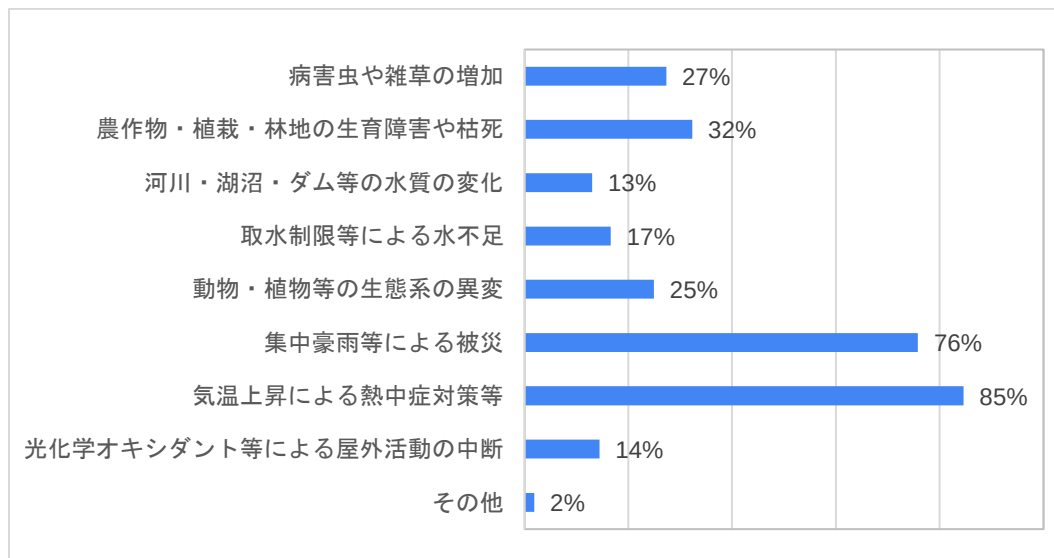
ごみ減量化対策について(ごみ袋代金に収集・処理料金を含めることについて)(単一回答)

ごみの収集・処理の有料化に対し、「実施すべきである」8%は前回調査より 5 ポイント上昇、「実施しても構わない」32%は前回調査より 14 ポイント上昇し、賛成意見の市民が 4 割に達しています。一方、「実施すべきでない」は 40%と、前回調査の 55%より 15 ポイント減っています。



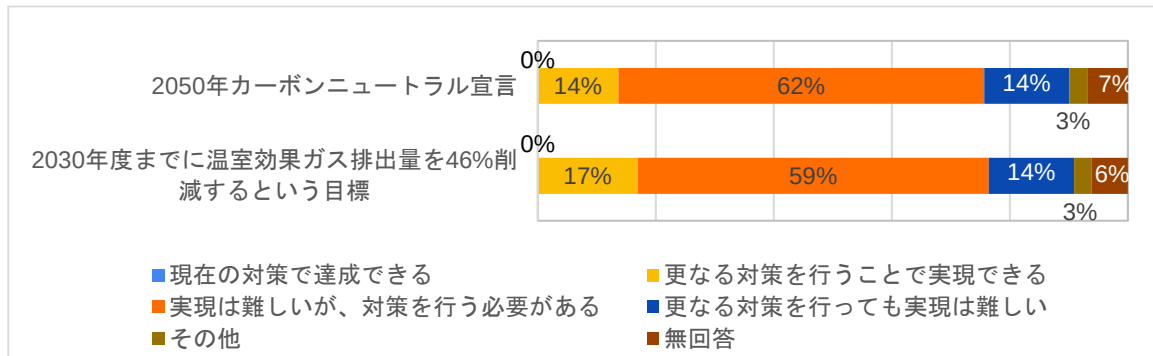
気候変動の影響を受けていると感じること(複数回答)

気候変動の影響を感じることにについて、「気温上昇による熱中症対策等」が 85%と最も多く、次いで「集中豪雨等による被災」76%となっています。



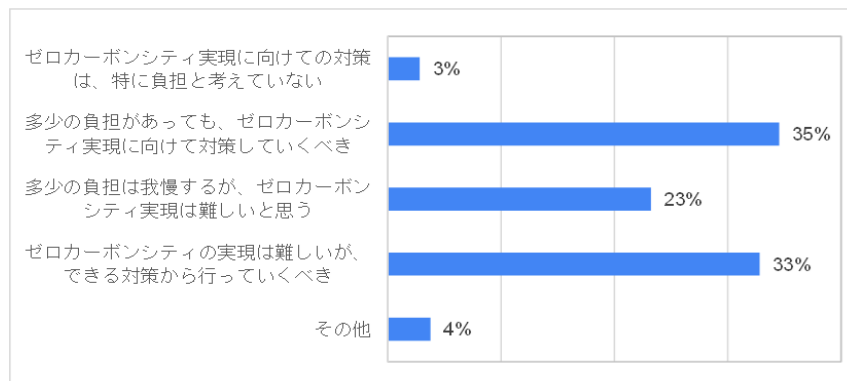
国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度までに温室効果ガスを46%削減する目標についての意見(単一回答)

国の2つの政策についての意見は、「実現は難しいが、対策を行う必要がある」がいずれも6割程度と最も多く、次いで「更なる対策を行うことで実現できる」が2割弱となり、「現在の対策で達成できる」という意見は0%となっています。



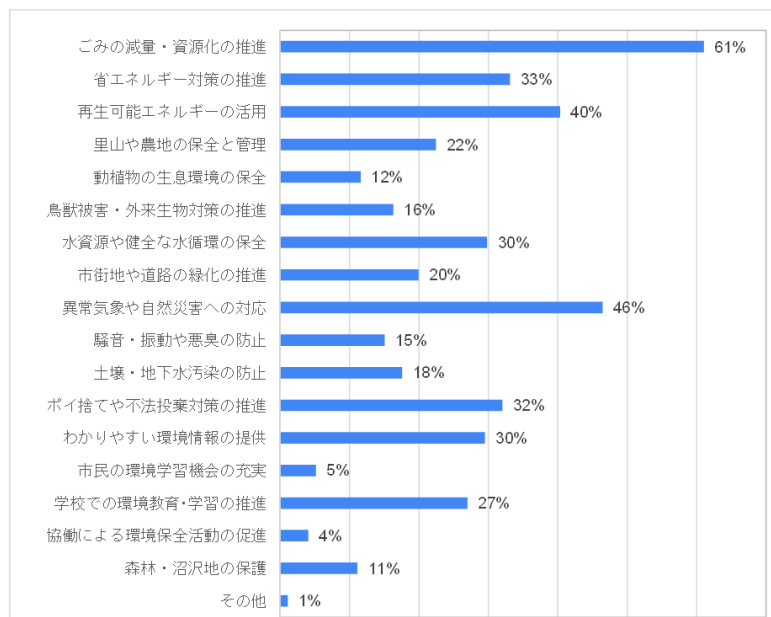
成田市のゼロカーボンシティ宣言の実現についての意見(単一回答)

成田市のゼロカーボンシティの実現についての意見は、「多少の負担があっても、ゼロカーボンシティ実現に向けて対策していくべき」が35%と最も多く、次いで「ゼロカーボンシティの実現は難しいが、できる対策から行っていくべき」33%となっている。



市がこれから環境保全に向けて優先すべき取り組みについて(複数回答)

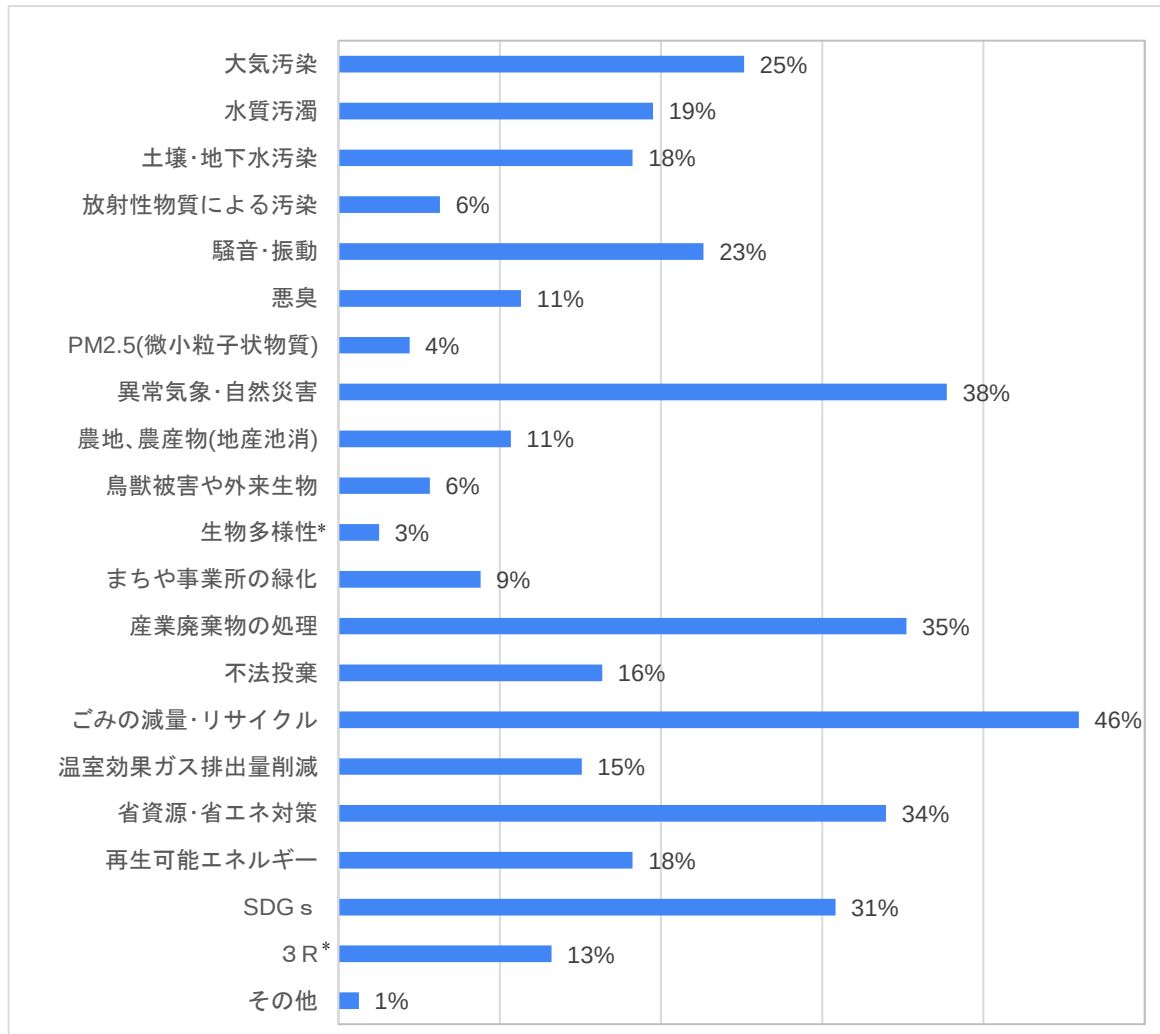
市の取り組みとして優先すべきと考えられているものは、「ごみの減量・資源化の推進」が61%と最も高く、次いで「異常気象や自然災害への対応」46%、「再生可能エネルギーの活用」40%となっています。



③主な質問に対する結果の概要(事業者)

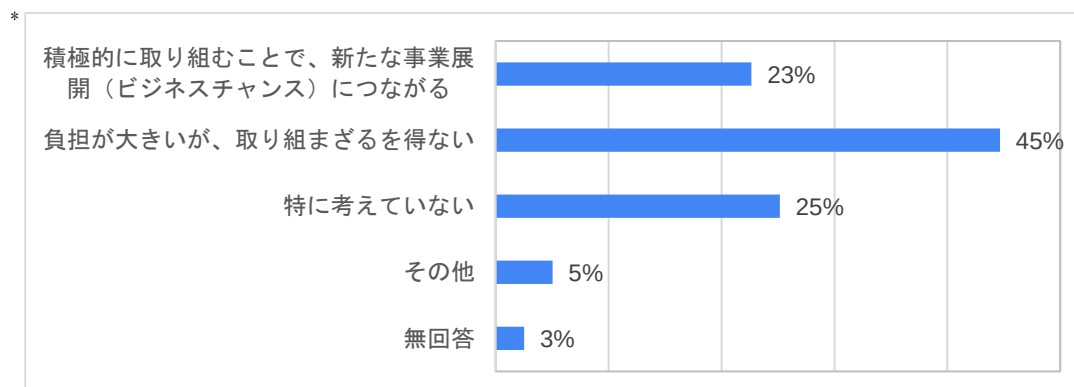
関心のある環境のテーマについて(複数回答)

環境のテーマについて、「ごみの減量・リサイクル」が46%と最も関心が高く、次いで「異常気象・自然災害」が38%、「産業廃棄物*の処理」が35%、「省資源・省エネ対策」が34%と続いています。



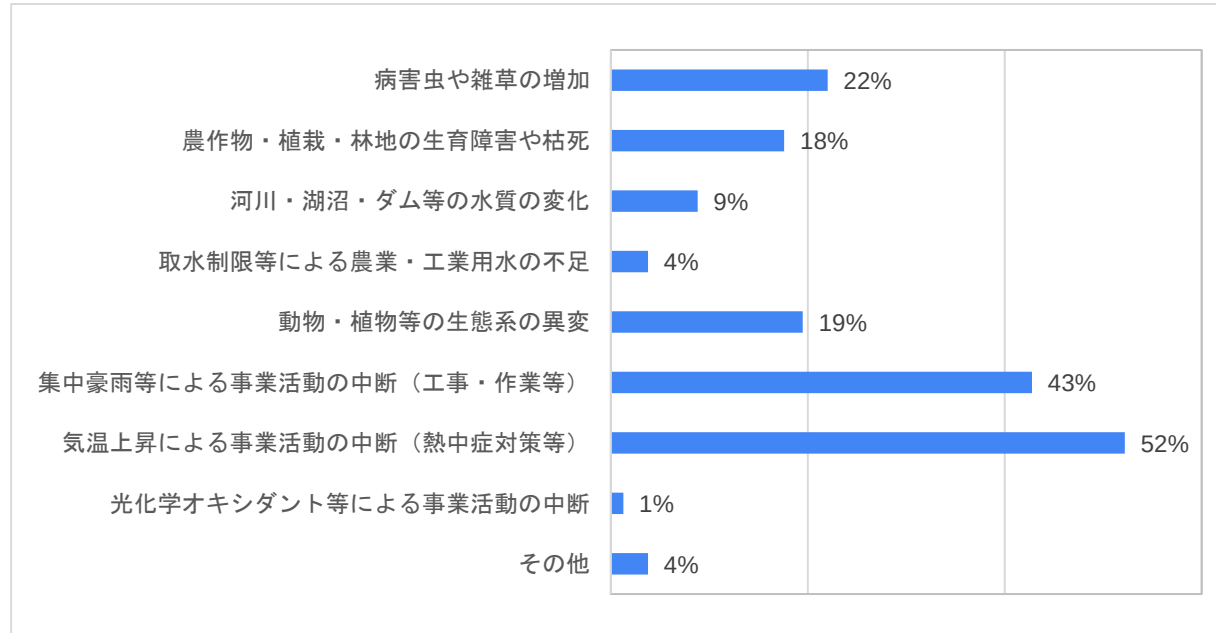
環境問題やごみ問題への取り組みをどのようにとらえていますか(単一回答)

環境問題やごみ問題の捉え方については、「負担が大きいが、取り組まざるを得ない」が45%と最も多く、次いで「特に考えていない」が25%、「積極的に取り組むことで、新たな事業展開(ビジネスチャンス)につながる」が23%となっています。



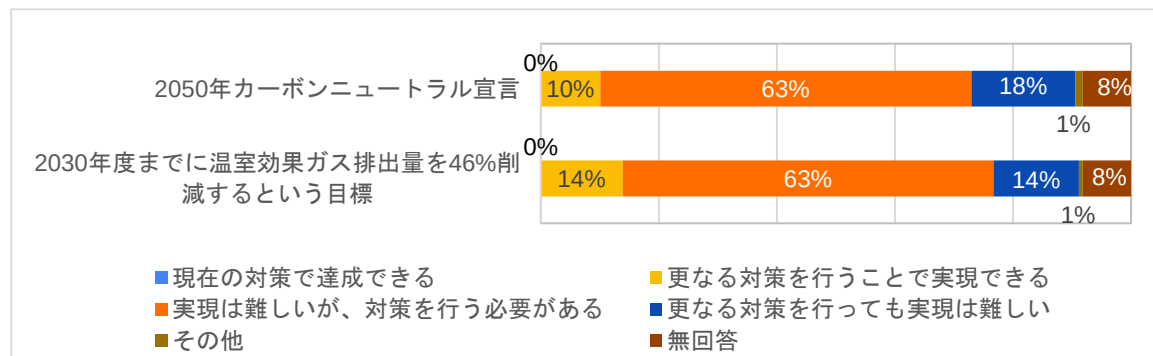
気候変動の影響を受けていると感じること(複数回答)

気候変動の影響を感じることにについて、「気温上昇による事業活動の中断(熱中症対策等)」が52%と最も多く、次いで「集中豪雨等による事業活動の中断(工事・作業等)」が43%となっています。



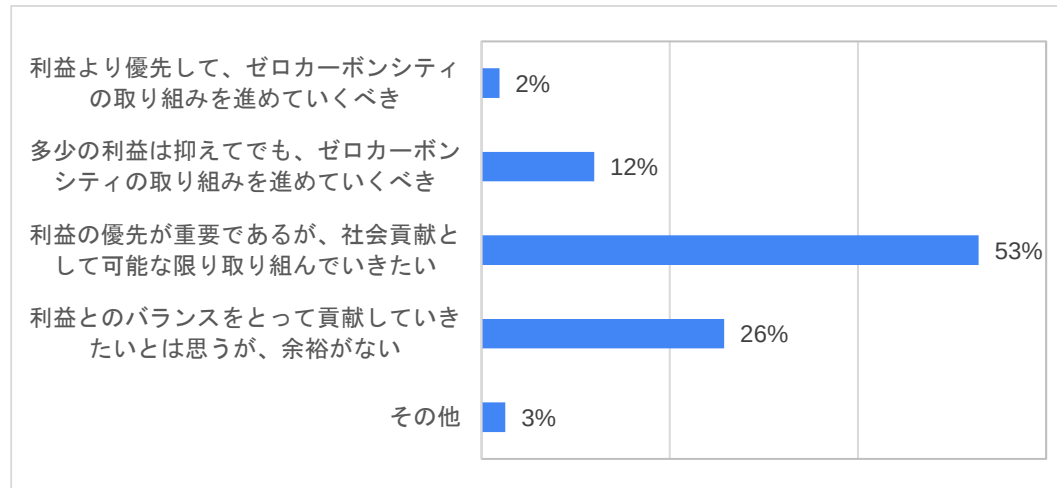
国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度までに温室効果ガスを46%削減する目標についての意見(単一回答)

国の2つの政策についての意見は、「実現は難しいが、対策を行う必要がある」がいずれも63%と最も多く、次いで「更なる対策を行うことで実現できる」が共に2割弱となり、「現在の対策で達成できる」という意見は0%となっています。



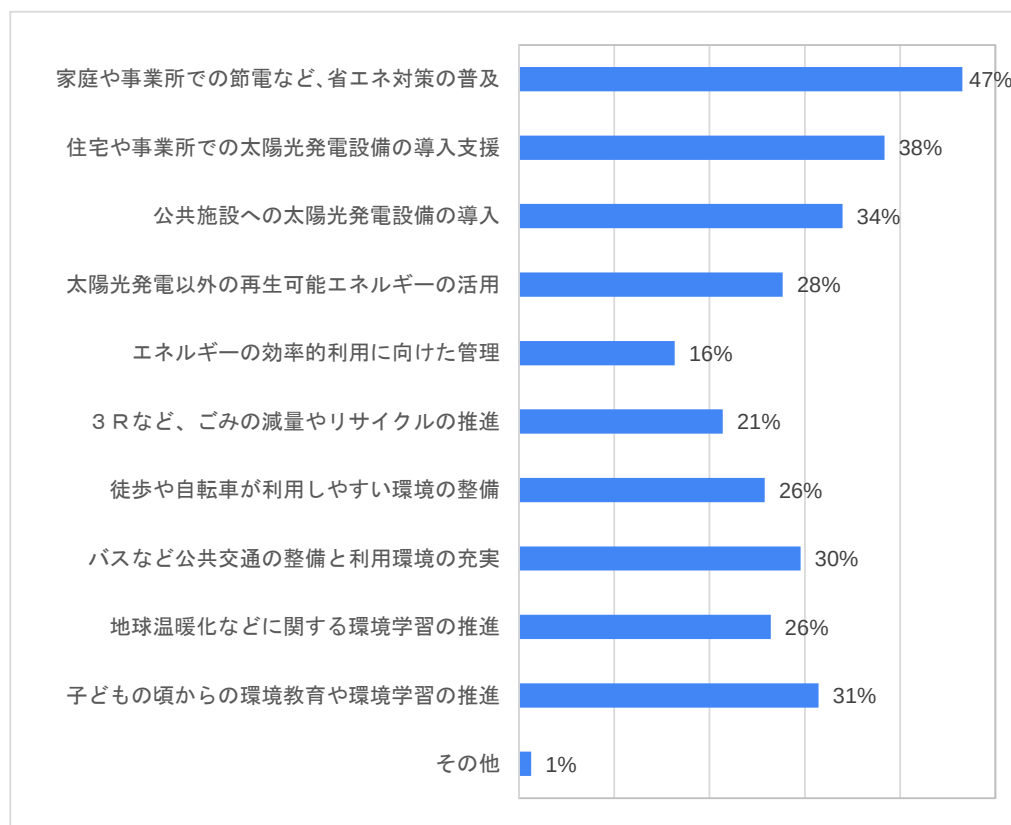
成田市のゼロカーボンシティ宣言の実現についての意見(単一回答)

成田市のゼロカーボンシティの実現についての意見は、「利益の優先が重要であるが、社会貢献として可能な限り取り組んでいきたい」が 53%と最も多く、次いで「利益とのバランスをとって貢献していきたいと思うが、余裕がない」が 26%、「多少の利益は抑えてでも、ゼロカーボンシティの取り組みを進めていくべき」が 12%となっています。



市がこれから優先すべき環境分野の取り組みについて(複数回答)

市の取り組みとして優先すべきと考えられているものは、「家庭や事業所での節電など、省エネ対策の普及」が 47%と最も高く、次いで「住宅や事業所での太陽光発電設備の導入支援」が 38%、「公共施設への太陽光発電設備の導入」が 34%となっています。



(2)小中学生アンケート

①アンケートの概要

本計画の見直しにあたり、将来世代の環境意識を調査し、計画の見直しに意見を反映するために市内の市立学校に通う小学5年生、中学2年生を対象にタブレットを活用したWEB回答方式によりアンケート調査を実施しました。

実施時期

2022(令和4)年6月3日～7月8日

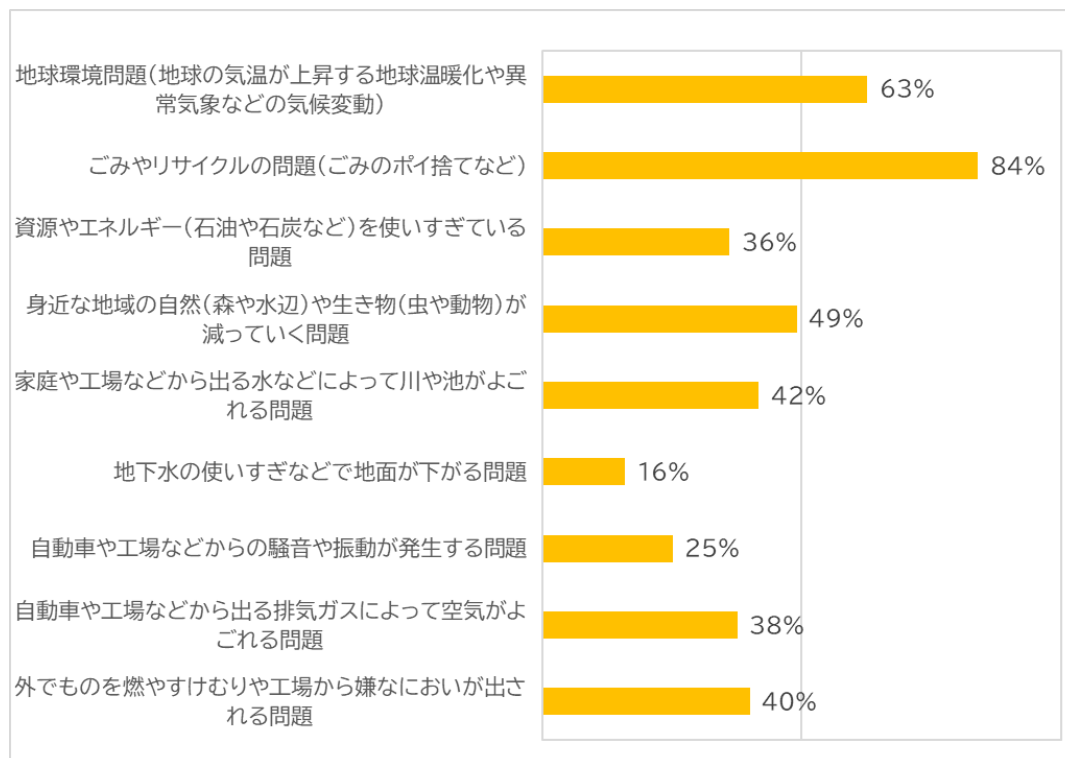
回収率

	小学5年生	中学2年生
配布数	1,239	1,224
回収数	984	934
回収率	79.4%	76.3%

②主な質問に対する結果の概要(小学5年生)

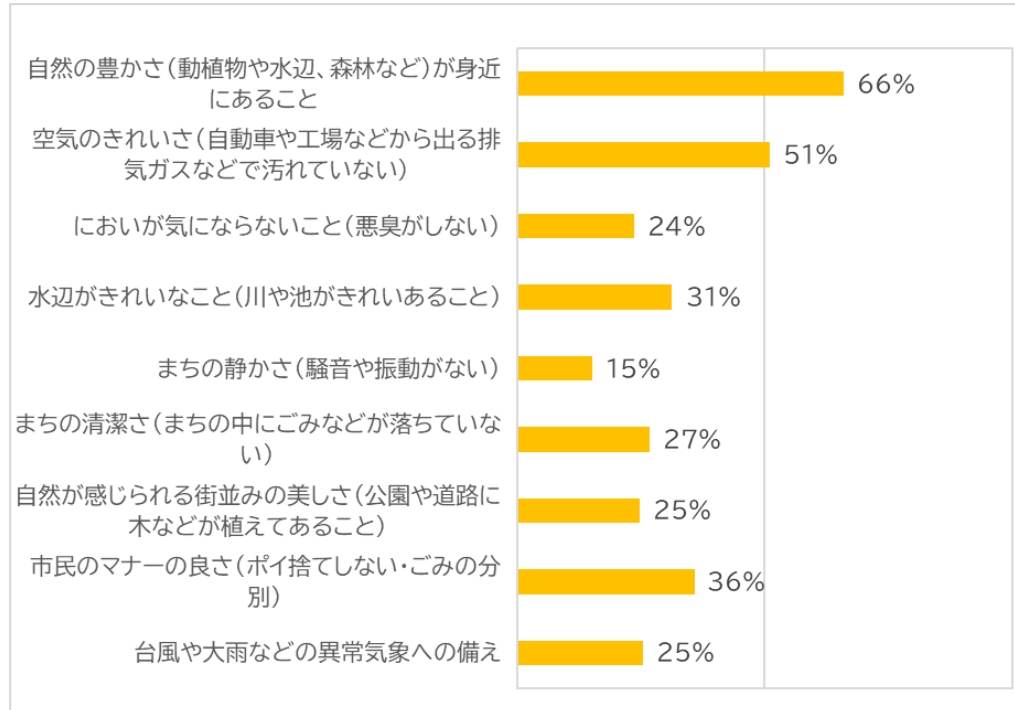
普段感じている環境問題(複数回答)

普段感じている環境問題として、「ごみやリサイクルの問題(ごみのポイ捨てなど)」が84%と最も多く、次いで「地球環境問題(地球の気温が上昇する地球温暖化や異常気象などの気候変動)」が63%となりました。



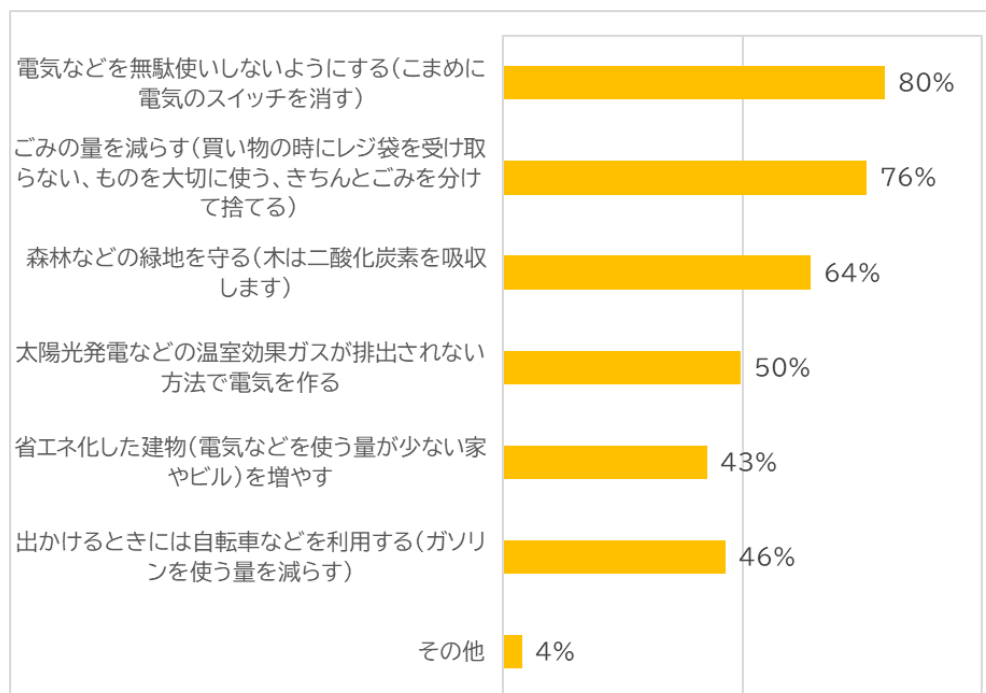
大切にしたい身近な環境(複数回答)

大切にしたい身近な環境は、「自然の豊かさ(動植物や水辺、森林など)が身近にあること」が66%と最も多く、次いで「空気のきれいさ(自動車や工場などから出る排気ガスなどで汚れていない)」が51%となっています。



地球温暖化を止めるためにどのようなことが必要か(複数回答)

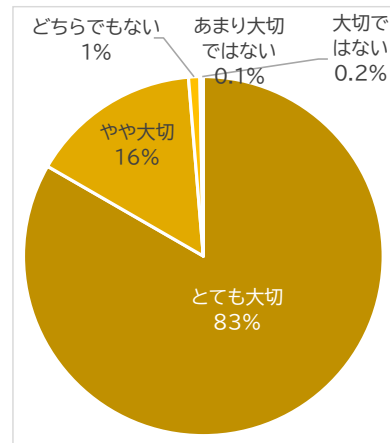
地球温暖化を止めるために必要と思うことは、「電気などを無駄使いしないようにする(こまめに電気のスイッチを消す)」が80%と最も多く、次いで「ゴミの量を減らす(買い物時にレジ袋を受け取らない、ものを大切に使う、きちんとゴミを分けて捨てる)」が76%、「森林などの緑地を守る(木は二酸化炭素を吸収します)」が64%となっています。



第2章 環境の現状と課題

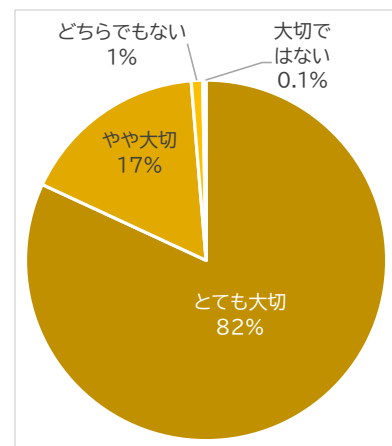
地球の気温が上がるのを防ぐ大切さ(単一回答)

地球の気温が上がるのを防ぐことがどのくらい大切かについて、「とても大切」が 83%と最も多く、次いで「やや大切」が 16%となりました。



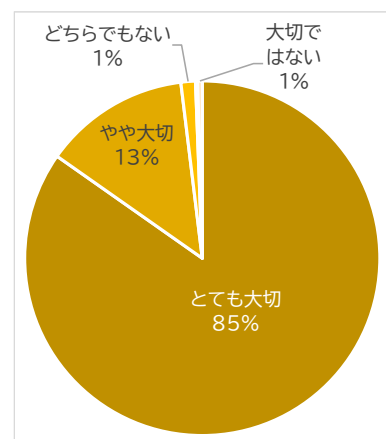
ごみを減らすことの大切さ(単一回答)

ごみを減らすことがどのくらい大切かについて、「とても大切」が 82%と最も多く、次いで「やや大切」が 17%となりました。



生き物や森林、水辺などの自然の大切さ

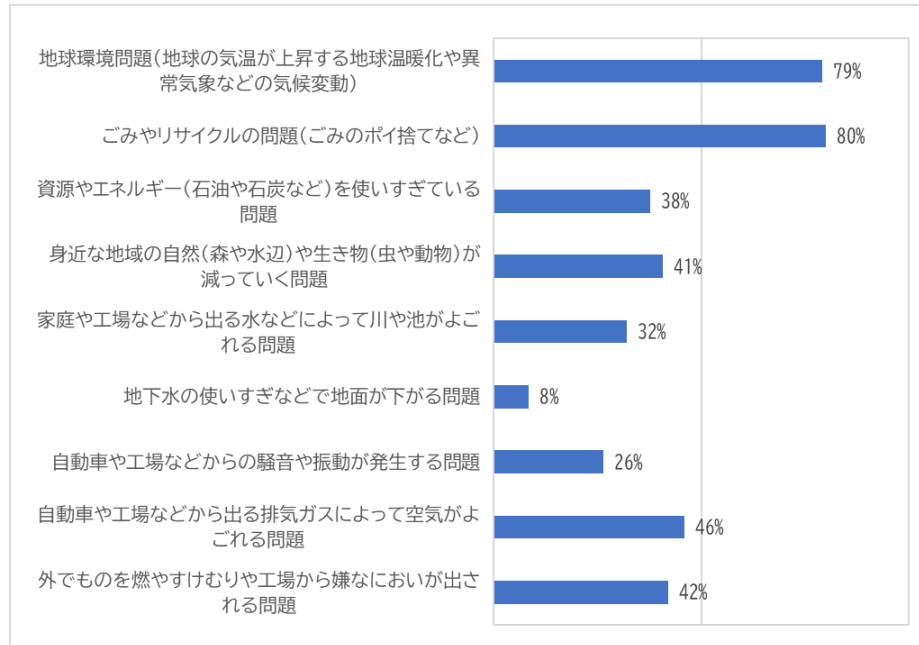
生き物や森林、水辺などの自然を大切にすることの大切さについて、「とても大切」が 85%と最も多く、次いで「やや大切」が 13%となりました。



③主な質問に対する結果の概要(中学2年生)

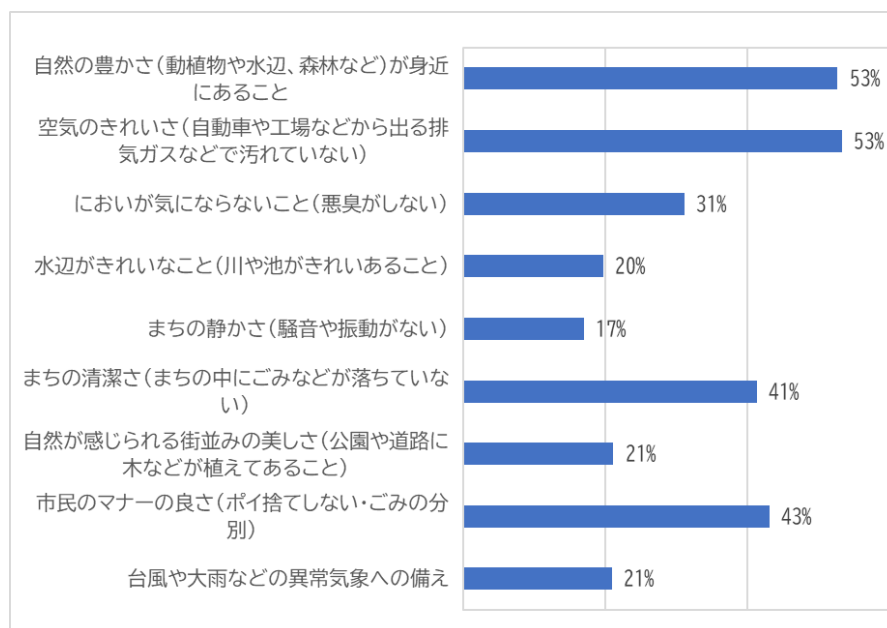
普段感じている環境問題(複数回答)

普段感じている環境問題として、「ごみやリサイクルの問題(ごみのポイ捨てなど)」が80%と最も多く、次いで「地球環境問題(地球の気温が上昇する地球温暖化や異常気象などの気候変動)」が79%となりました。



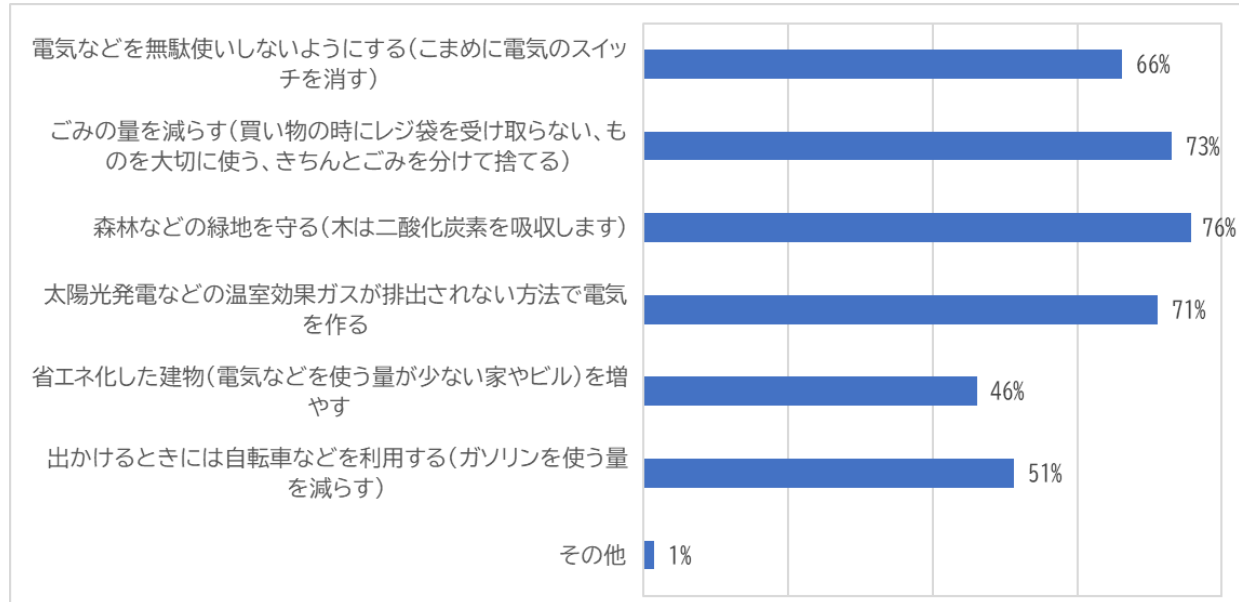
大切にしたい身近な環境(複数回答)

大切にしたい身近な環境は、「自然の豊かさ(動植物や水辺、森林など)が身近にあること」と「空気のきれいさ(自動車や工場などから出る排気ガスなどで汚れていない)」とが最も多く、同率で53%となりました。



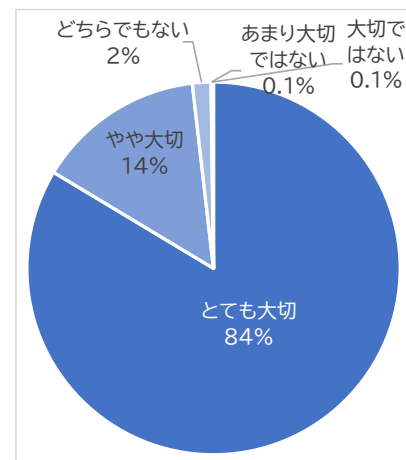
地球温暖化を止めるためにどのようなことが必要か(複数回答)

地球温暖化を止めるために必要と思うことは、「森林などの緑地を守る(木は二酸化炭素を吸収します)」が 76%と最も多く、次いで「ごみの量を減らす(買い物の時にレジ袋を受け取らない、ものを大切に使う、きちんとかごみを分けて捨てる)」が 73%、「太陽光発電などの温室効果ガスが排出されない方法で電気を作る」が 71%となりました。



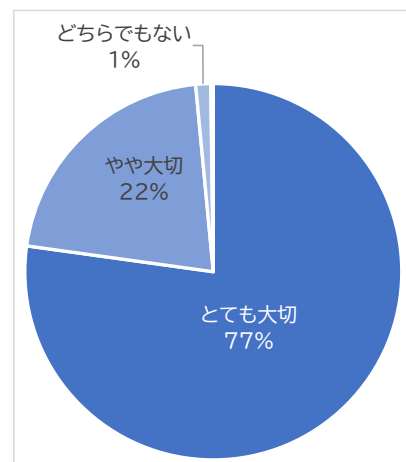
地球の気温が上がるのを防ぐ大切さ(単一回答)

地球の気温が上がるのを防ぐことがどのくらい大切かについて、「とても大切」が 84%と最も多く、次いで「やや大切」が 14%となりました。



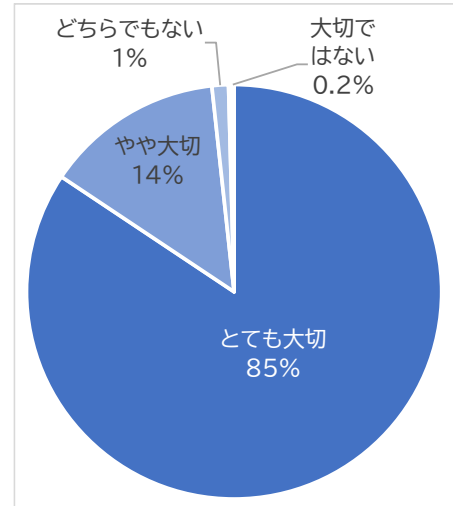
ごみを減らすことの大切さ(単一回答)

ごみを減らすことがどのくらい大切かについて、「とても大切」が 77%と最も多く、次いで「やや大切」が 22%となりました。



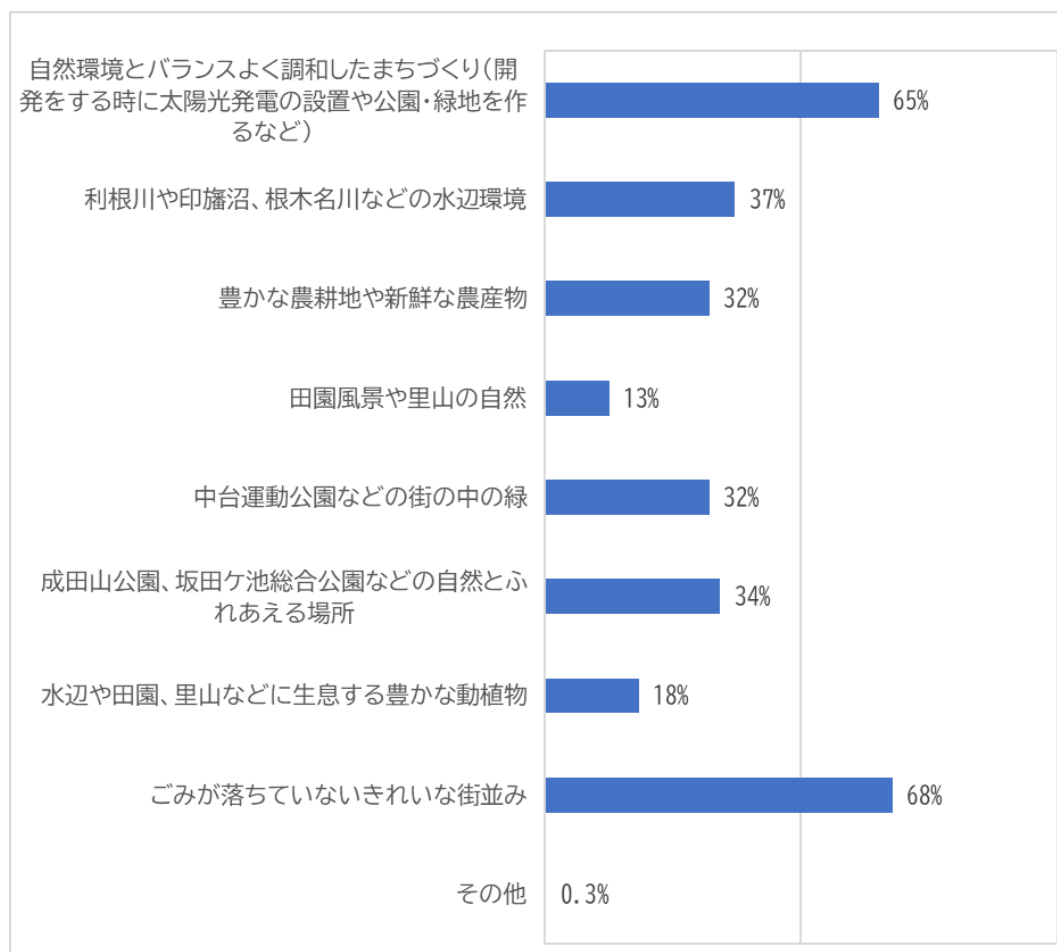
生き物や森林、水辺などの自然の大切さ(単一回答)

生き物や森林、水辺などの自然を大切にすることの大切さについて、「とても大切」が85%と最も多く次いで「やや大切」が14%となりました。



未来に残したい成田市の環境(複数回答)

未来に残したい成田市の環境については、「ごみが落ちていないきれいな街並み」が68%と最も多く、次いで「自然環境とバランスよく調和したまちづくり(開発をする時に太陽光発電の設置や公園・緑地を作るなど)」の65%となりました。



(3)大学生ワークショップの結果

■大学生ワークショップの概要

趣旨

環境基本計画において、将来を担う若い世代の意見を反映するため、国際医療福祉大学との連携事業の一環として、「地球にやさしいまちづくり」をテーマに学生を対象とするワークショップを実施しました。

概要

- 開催日時 2022(令和4)年6月11日(土) 10:00~12:30
- テーマ 地球にやさしいまちづくり～環境について考えるワークショップ～
- 会場 国際医療福祉大学成田キャンパス
- 参加者 国際医療福祉大学 学生 19 名

A～C の 3 チームに分かれ、全 4 ラウンドに分けて、意見を出し合い、第 1～3 ラウンドでは「自然環境」「ごみの減量」「地球温暖化」のテーマに沿って議論を行い、第 4 ラウンドにて「地球にやさしい環境交流都市成田」について意見を交わしました。

各チームの意見まとめ

A チーム

自然を将来世代に残していくことも大事であり、同時に住みよいまちづくりのためには、交通機関の整備などの利便性を高めていく必要があるといった意見が出た。将来像としては、省エネやごみの削減など一人ひとりができることをやっていながら、公園などが多い自然と程よい都会感が同居したまちが理想的。

B チーム

ごみの削減に関しては、電子書籍の利用やリサイクルショップの利用などの取り組みをすることなどの意見が出た。子どもが自然の中で遊べるまちづくりが必要する意見や大学の屋上に太陽光発電を置いたりする、再エネに関する意見もあった。過剰な森林伐採は必要ないが、成田市は日本の玄関口であり、都市開発はしょうがないといった意見があり、将来像としては、一人ひとりが意識改革をして自然を上手に利用したまちづくりをしていくべき。

C チーム

自然が多い地域と少ない地域で格差があるので、それぞれ自然が多い地域では利便性を高めるために施設を作るなどし、逆に自然が少ない駅前などでは植林したりして緑を増やしていく必要があるといった意見が出た。ごみの削減に関しては、リサイクルショップやフリマサイトを利用するなど物を大事に使っていく必要があるといった意見も出た。地球にやさしい環境交流都市としては、交通網の充実などによる利便性の向上は大事であるが、同時に環境に配慮するため電気自動車などを増やしてしていくべき。

その他の個別意見

小中学校で環境問題についての授業を増やす

外国人との関わりを強化し、共にきれいな街を作っていく

人と自然が調和するまちづくりをする

利便性も大事なので、バランスよく発展してほしい



(4)市民ワークショップの結果

■市民ワークショップの概要

趣旨

環境基本計画の見直しに向けて、見直しの中でも重点的施策と位置付けている「地球温暖化対策」に関して、「ゼロカーボンシティの実現に向けて私がやりたいこと」をテーマに市民を対象とするワークショップを2日に分け全4回の日程で実施しました。

概要

- 開催日 2022(令和4)年9月10日(土)、10月1日(土)の2日間 全4回
午前10:00～午後0:30
- 共通テーマ ゼロカーボンシティの実現に向けて私がやりたいこと
- 会場 成田市役所 6階 中会議室
- 参加者 全4回 延べ36名

各回のテーマ

- 第1回 「日常生活での3Rについて、私がやりたいこと」
- 第2回 「暮らしに木を取り入れるために私がやりたいこと」
- 第3回 「CO₂の少ない交通手段を選ぶために私がやりたいこと」
- 第4回 「エネルギーを節約・転換するために私がやりたいこと」

各テーマにおける主な意見

第1回 「日常生活での3Rについて、私がやりたいこと」

環境問題についての教育は重要だと思う

ペーパーレス化による紙使用の削減をすべき

食材ロスの堆肥*化を進めるべき

資源ごみの適正な分別やマイカップ、マイバッグを利用する



第2回 「暮らしに木を取り入れるために、私がやりたいこと」

植林の実施、間伐と間伐材
の利用推進

国産材の流通強化を図
るべき

木造建築、木材製品利
用の推進

第3回 「CO₂の少ない交通手段を選ぶために、私がやりたいこと」

カーシェアリング
の推進

エコドライブ*、自転車や徒歩の推進

コンパクトシティ・スマー
トシティの実現を目指す
べき

・公共交通機関の利用
・電気自動車などの利
用

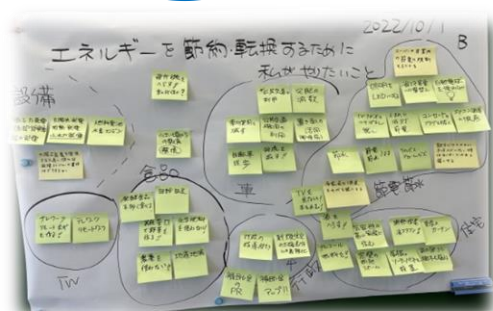
第4回 「エネルギーを節約・転換するためにわたしがやりたいこと」

エアコンの省エネ
温度設定などの
節電

照明のLED化の推進

テレワークの実施など
による移動によるCO₂
排出量削減

置き配の活用など宅配
便の無駄を減らす



(5)市民・事業者の意見の総括

市民・事業者環境意識調査

カーボンニュートラルについて

	政府目標への意識	自らの取組への意識
市民	実現は難しいが、取り組む必要はある	・負担があっても取り組むべき ・多少の負担は我慢する ⇒合わせて 58%
事業者	実現は難しいが、取り組む必要はある	利益が優先だが、取り組んでいく ⇒53%

市民は、カーボンニュートラルを実現しなければならないという意識が比較的強く見られます。

一方、事業者は、事業存続のためカーボンニュートラル実現より利益を優先せざるを得ない立場だと考えられます。

地球温暖化対策として優先すべき取り組みとしては、ごみの減量・資源化、異常気象や自然災害への対応、再生可能エネルギーの活用が挙げられました。

市民・事業者共に、多少の負担は我慢するが生活レベルをある程度維持することや利益の優先が重要であるといった前提のうえで温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があるといった認識を持っていることが伺えました。

なお、市民・事業者が実践している、節電などの家庭や事業所における省エネルギー対策に関する日常行動に関することについての回答結果は、家庭部門における二酸化炭素排出量削減の推計値を算出するために活用しました。

ごみの減量

家庭におけるごみ問題やリサイクルへの関心については、8 割以上の市民が関心を持っていると回答しており、また、市がこれから優先すべき環境保全に向けた取り組みとしては「ごみの減量・資源化の推進」が最も多く、生活に密着している問題であることから特に高い関心があることが伺えます。

また、ごみ減量化対策については、ごみ袋代に収集・処理料金を含めることについて、賛成意見が回答のうち 4 割を占めました。ごみの処理の有料化については、以前より議論がなされているところでもあり、今後も市民の意見を聞きながら検討していきます。

小中学生アンケート

小中学生が普段感じている環境問題(表の数値はそれぞれの選択肢の回答数を示す)

	小学 5 年生	中学 2 年生
地球温暖化(選択肢 1)	617	739
ごみ問題(選択肢 2)	827	746
省エネ(選択肢 3)	355	352
自然の保護(選択肢 4, 5)	447	341
生活環境(選択肢 6～9)	292	287

小中学生共に、普段感じている環境問題としては、「ごみやりサイクルの問題(ごみのポイ捨てなど)」が最も多く、次いで「地球環境問題(地球の気温が上昇する地球温暖化や異常気象などの気候変動)」となりました。小中学生においても、ごみやりサイクルに関することは生活に密着している問題であることから特に高い関心があることが伺えます。

環境問題に対する意識

小中学生共に、「地球の気温が上がるのを防ぐ大切さ」「ごみを減らすことの大切さ」「生き物や森林、水辺などの自然の大切さ」の質問について、ほぼ 100%が大切であるといった意識を持っているといった結果となりました。学校における環境教育や生活の中で環境に関することに触れることにより、将来を担う世代が環境の大切さを認識していることが伺えます。

本計画においても、学校教育における環境学習や環境イベントなどを通じて、さらなる環境問題についての理解・意識向上を推進していきます。

地球温暖化を止めるために考えている事

地球温暖化を止めるためには、ごみの量を減らす、電気などを無駄使いしないようにする、森林などの緑地を守る、太陽光発電システムのなどの活用に多くの票が集まりました。

小中学生が普段の生活の中でも電気を大切に使ったり、ごみを減らすための取り組みを実践していることが伺えます。

将来に残したい成田市の環境

また、中学生を対象とした未来に残したい成田市の環境では、「ごみが落ちていない綺麗な街並み」が最も多く、「自然とバランスよく調和したまちづくり」が次ぐ結果となり、ごみ問題やまちづくりと併せて自然環境の保全をしていくべきといった思いが多く見られました。

これを受けて、本計画では、将来を担う小中学生の考えを踏まえながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用の推進、3Rの推進、豊かな自然環境保全の取り組みを行い、環境と経済の好循環を図りながら、ゼロカーボンシティ実現を目指していきます。

大学生ワークショップ

ごみの削減について

ごみの削減に関しては、フリマサイトやリサイクルショップの利用などが若い世代に浸透しており、3Rのなかでもリユースの取り組みが実践されていることが分かりました。

利便性と環境配慮の両立

「自然を将来世代に残していくことも大事であり、同時に住みよいまちづくりのためには、交通機関の整備などの利便性を高めていく必要がある」「交通網の充実などによる利便性の向上は大事であるが、同時に環境に配慮するため電気自動車などを増やしてしていくべき」といった自然環境も大事にしながら、利便性向上を目指すまちづくりも進めていくべきといった、環境と経済の両立を求める声が多く出ました。

成田市の将来像として「省エネやごみの削減など一人ひとりができることをやっていく意識を持ち、公園などが多い自然と程よい都会感が同居したまちが理想的」としたチームもあり、一人一人が環境問題を意識し、実践可能な地球温暖化対策を進めていく必要があるといった意見が出ました。

市民ワークショップ

各テーマにおける意見の概要

市民ワークショップにおける各回のテーマごとの意見として、第1回の3Rについては、「マイカップ、マイバッグの利用」「ペーパーレス化による紙使用の削減」などの意見が出ました。

第2回の暮らしに木を取り入れるでは、「木材建築、木材製品の利用推進」「植林の実施、間伐と間伐材の利用推進」などの意見が出ました。

第3回のCO₂の少ない交通手段の選択では、「カーシェアリングの推進」「エコドライブ、自転車や徒歩の推進」などの意見が出ました。

第4回のエネルギーの節約・転換では、「照明のLED化の推進」「エアコンの省エネ設定などの節電」などの意見が出ました。

ゼロカーボンシティ実現に向けて

ゼロカーボンシティ実現に向けては、小中学校における環境教育が重要であるといった意見やごみの分別やリサイクルについてさらに理解を深めるための啓発などすべきであるといった意見が出ました。ワークショップで出た意見の一部については、本計画においてゼロカーボンシティに向けた具体的な取り組み事項などに取り入れました。

市民事業者の意見を踏まえた環境基本計画の方向性

市民のカーボンニュートラルへの思い、将来世代の地球温暖化やごみへの問題意識をうけ、環境と事業活動を両立させた計画を目指します。これを受け、本計画では、新たに「環境と経済の好循環づくり」を視点に追加し、ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを行うとしました。

第3章 計画が目指す環境像と取り組みの方向

成田市環境基本計画が目指すもの

1. 計画が目指す将来環境像

(1) 成田市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本的方向

成田市総合計画「NARITA みらいプラン」では、多様な価値観を持つ市民が、成田市に愛着や誇りを持ちつつ、自己実現できるようなまち、「成田らしさ」を発揮しながら持続可能なまちづくりを進めていくことを目指し、

将来都市像

住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた

の実現を目指し、未来を見据えた「次世代に誇れるまちづくり」に向けて、次の3つの方向性を掲げてまちづくりを進めていくことを基本姿勢としています。

- まちづくりの方向
- ① 若者や子育て世代に魅力あるまちづくり
 - ② 医療・福祉の充実したまちづくり
 - ③ 空港と共に発展するまちづくり

そして、将来都市像の実現に向けた施策の基本的方向と基本目標を設定しています。

成田市総合計画「NARITA みらいプラン」 施策の体系（基本方向と基本目標）

- 1 安全・安心でうるおいのある生活環境をつくる（住環境）
 - 基本目標 1-1 安全・安心に暮らせるまちづくり
 - 1-2 空港と共生し安心して暮らせるまちづくり
 - 1-3 快適でうるおいのあるまちづくり
- 2 健康で笑顔あふれ、共に支え合う社会をつくる（保健・医療・福祉）
 - 基本目標 2-1 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
 - 2-2 やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり
 - 2-3 健康で笑顔あふれるまちづくり
- 3 地域文化を生かし、未来を担う心豊かな人材を育む（教育・文化）
 - 基本目標 3-1 心豊かな人を育むまちづくり
 - 3-2 学び、文化を育て、スポーツを楽しむまちづくり
 - 3-3 国際性豊かなまちづくり
- 4 空港の機能を最大限に生かし、魅力的な活気あふれる都市をつくる（空港・都市基盤）
 - 基本目標 4-1 空港を生かした活気あふれるまちづくり
 - 4-2 魅力ある機能的なまちづくり
- 5 活力ある産業を育て、にぎわいや活気を生み出すまちをつくる（産業振興）
 - 基本目標 5-1 地域資源を活用したにぎわいのあるまちづくり
 - 5-2 元気な農林水産業を育むまちづくり
 - 5-3 商工業が活力をもたらすまちづくり
- 6 市民サービスを充実させ、持続可能な自治体運営を行う（自治体経営）
 - 基本目標 6-1 市民が参加する協働のまちづくり
 - 6-2 経営的な視点に立った効率的なまちづくり

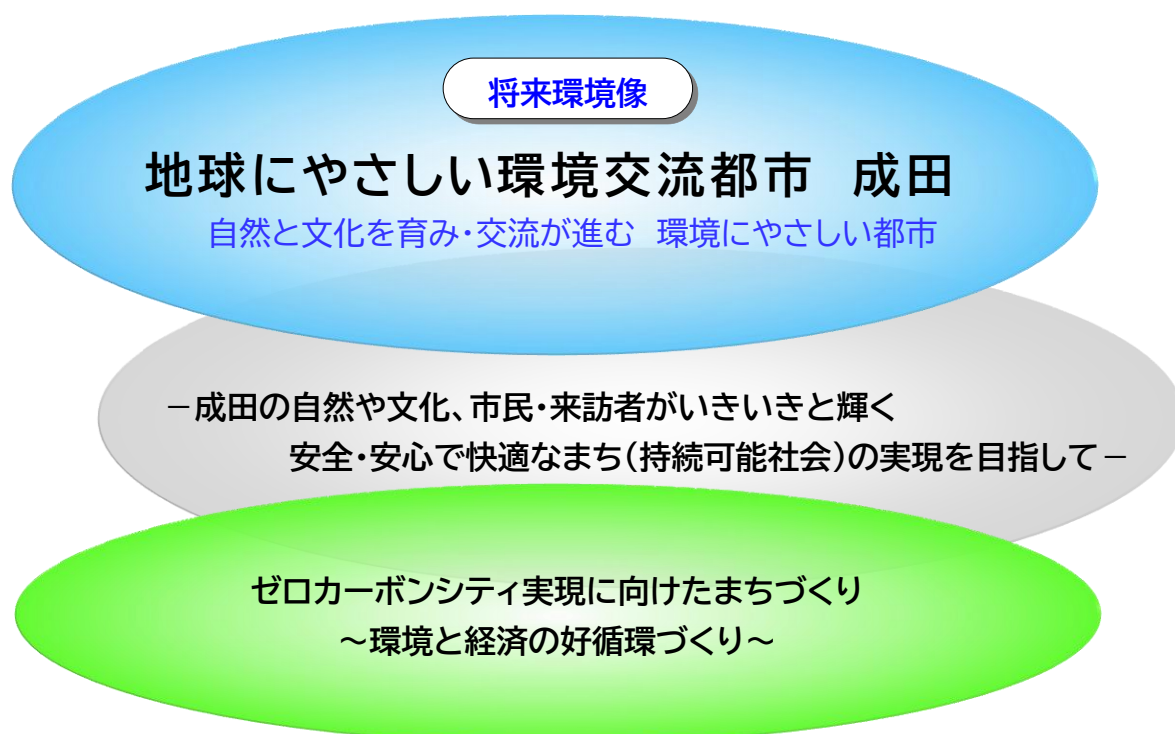
（2）成田市環境基本条例の基本理念

成田市環境基本条例では、市の環境の保全及び創造について、以下の4つを基本理念として定めています。

- [1]健全で恵み豊かな環境の次世代への継承
- [2]持続的に発展できる社会の構築と環境保全上の支障の未然防止
- [3]地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現
- [4]地球環境保全の推進

（3）成田市の将来環境像

成田市総合計画「NARITA みらいプラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第2次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を次のように掲げます。



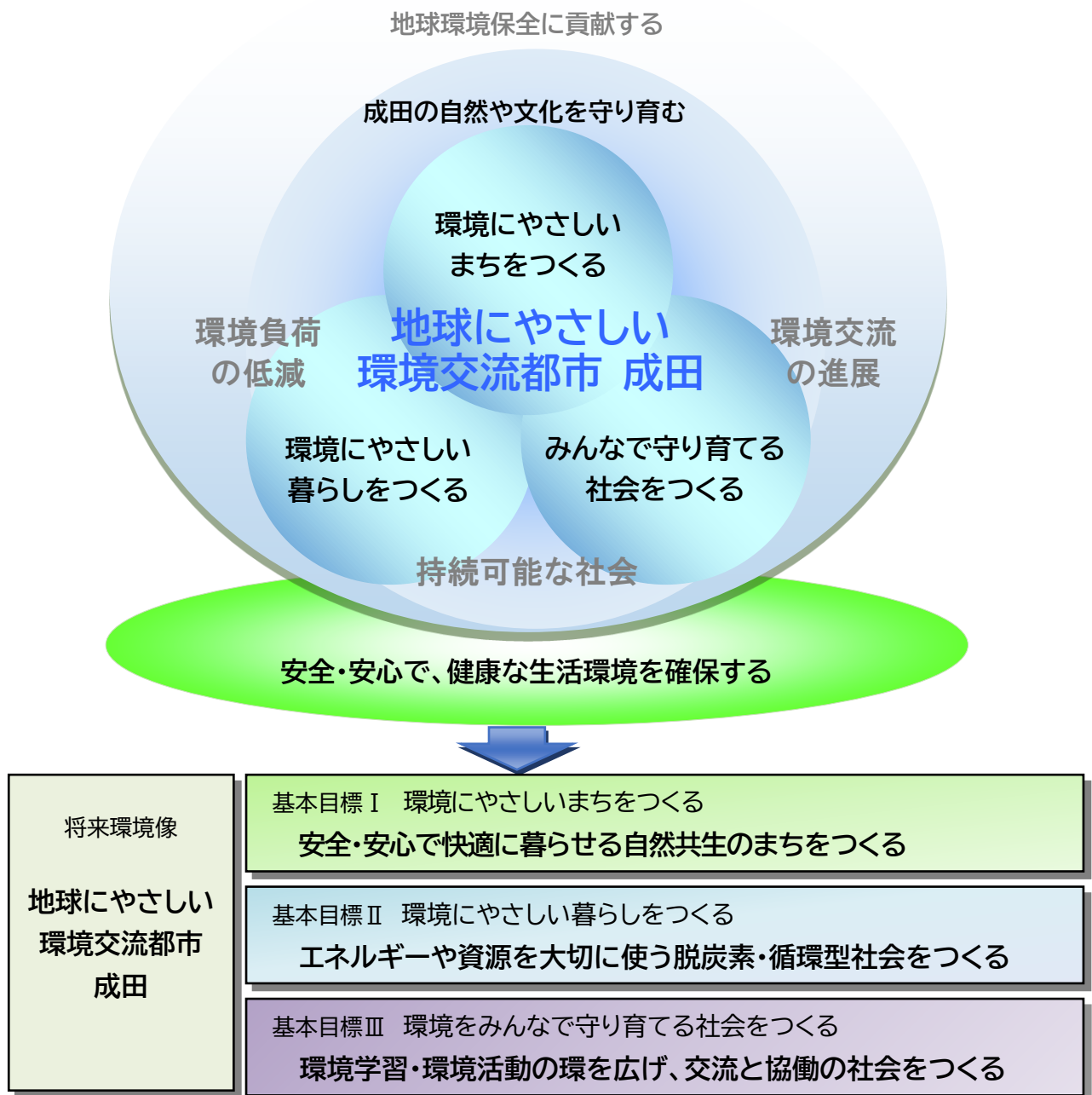
「地球にやさしい環境交流都市 成田」は、第2次基本計画が掲げていた将来環境像「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」の考えを引き継ぎ、里地里山*の自然環境や歴史文化を育み、子どもからお年寄りまで安全・安心して快適に暮らせる環境負荷の少ないまちづくりを進め、環境にやさしい都市として持続可能な社会の形成を目指します。

同時に、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャルを活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環を生み出し、地球にやさしい環境交流都市の実現を目指します。

2. 将来環境像の実現に向けて

本市の将来環境像を実現するためには、安全・安心で、健康な生活環境を確保していくことを基本に、本市の自然や先人たちが築いてきた歴史文化を守り・育み・生かし、私たちの暮らしや産業活動が環境への負荷の少ないものとなるよう、長期的な視点に立って、社会のしくみも含めて転換していくことが重要です。

そのため、こうしたまちづくりや社会の構築を目指して、本計画では、環境の保全及び創造に向けて、“まちをつくる”“暮らしをつくる”“みんなで守り育てる”の3つの視点から「基本目標」を定め、それぞれの目標に向けた取り組みを長期的・総合的な視点に立って、効果的に進めていく上での「個別目標」を設定し、総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に向けた取り組みを進めます。



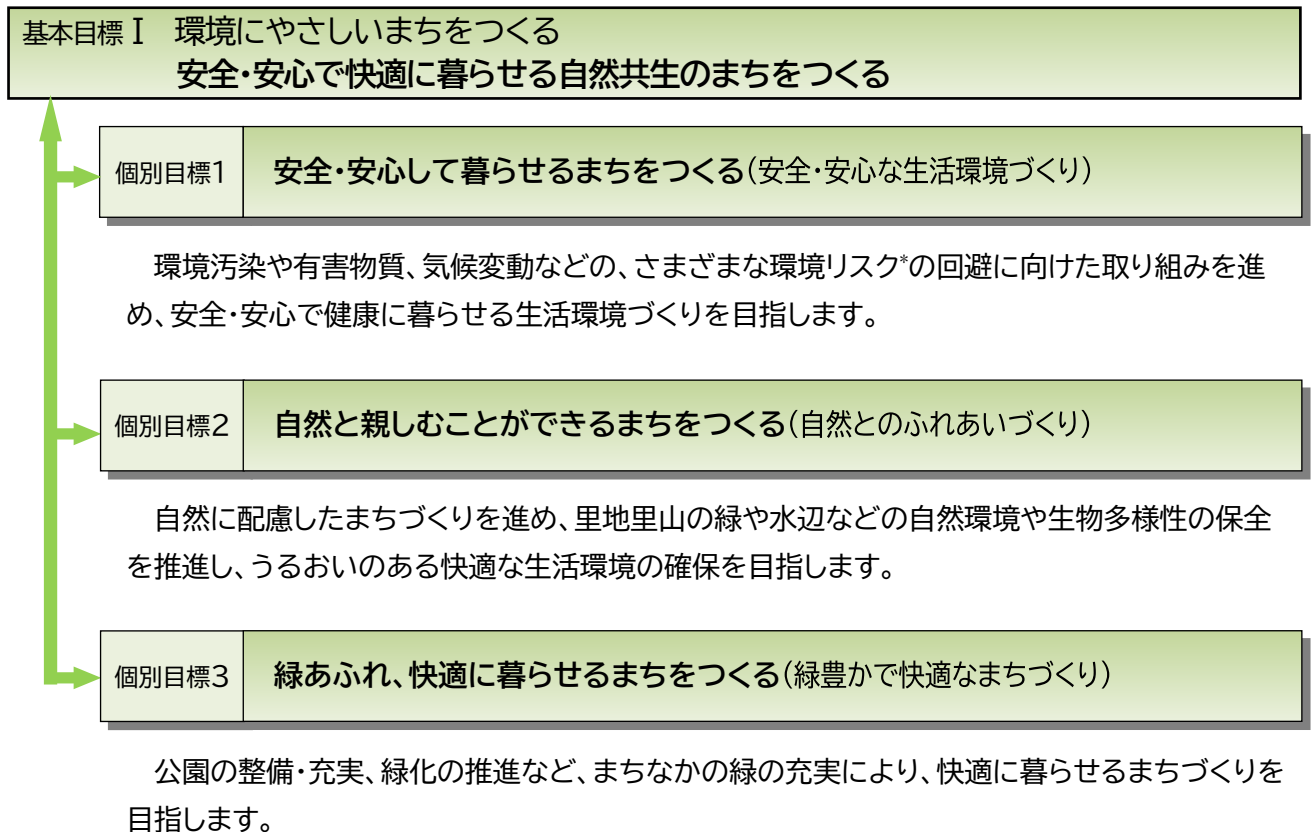
基本目標 I	環境にやさしいまちをつくる
	安全・安心で快適に暮らせる自然共生のまちをつくる

安全・安心で快適な生活環境を確保することは、持続可能な社会の構築への共通の課題です。本市の自然や文化は、先人たちが育み継承してきた貴重な資産(文化)であるとともに、私たちの健康で快適な生活環境を支えるなど、まちづくりの基盤となっています。

里地里山などの自然は、農林水産業の生産を支えてきたほか、地下水等の水循環の維持、生物多様性の保全、自然災害防止、景観保全などの多面的機能を果たし、私たちに豊かな恵みとうるおいをもたらしています。しかし、こうした里地里山も、ライフスタイルの変化、開発や分断、管理不足などにより機能が低下し、生態系や生活環境にさまざまな影響をもたらしています。

このため、私たちの暮らしや産業そのものが、健全な水循環や生物多様性のもとで支えられていることを認識し、今後も、豊かな緑や自然を守り、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを進め、持続可能な環境を次世代に継承していくことを目指します。

この基本目標を実現していくために、次の3つの個別目標を設定し、総合的かつ計画的に取り組を進めます。



基本目標Ⅱ	環境にやさしい暮らしをつくる
	エネルギーや資源を大切に使う脱炭素・循環型社会をつくる

私たちを取り巻く環境負荷の増大は、大気汚染や水質汚濁などの生活型公害、廃棄物処理などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層破壊、生物多様性の減少など、地球規模の環境問題に繋がっています。

そして、エネルギーや資源の利用に伴う二酸化炭素の排出や廃棄物の発生は、私たちの生活や事業活動にとって避けては通れない課題です。

今日の便利で豊かな暮らしは、エネルギーや資源を大量に使用し、廃棄物を大量に排出する社会のしくみにより支えられてきました。現在は、こうした社会のしくみを改め、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築、温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会を構築することが求められています。

このため、環境にやさしい暮らしや事業活動を行うため、本市ではゼロカーボンシティ宣言に基づき、再生可能エネルギーの活用や3Rによるごみの削減などの取り組みを推進し、「環境にやさしい暮らしづくり」を目指します。

この基本目標を実現していくために、次の2つの個別目標を設定し、総合的かつ計画的に取り組を進めます。

基本目標Ⅱ 環境にやさしい暮らしをつくる エネルギーや資源を大切に使う脱炭素・循環型社会をつくる

個別目標4 エネルギーを賢く利用する暮らしづくりを進める(脱炭素社会づくり)

日常生活や事業活動の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用に努めるなど、エネルギーの効率的利用に配慮した脱炭素型まちづくりを目指します。

個別目標5 3Rによるごみを減らす暮らしづくりを進める(循環型社会づくり)

日常生活や事業活動により毎日発生するごみは、環境負荷や処理コストが大きいので、減量・資源化を図っていく必要があります。持続可能な社会の実現に向け、ごみの発生そのものを減らし、資源として循環利用される循環型社会の構築を目指します。

【参考】

3 R

3R(スリーアール)とは、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取り組みである
①「Reduce:リデュース*(発生抑制)」、②「Reuse:リユース*(再使用)」、③「Recycle:リサイクル*(再生利用)」のことで、これらの頭文字をとって3Rといいます。循環型社会の形成に向けては、①→②→③の順で取り組むことが重要です。

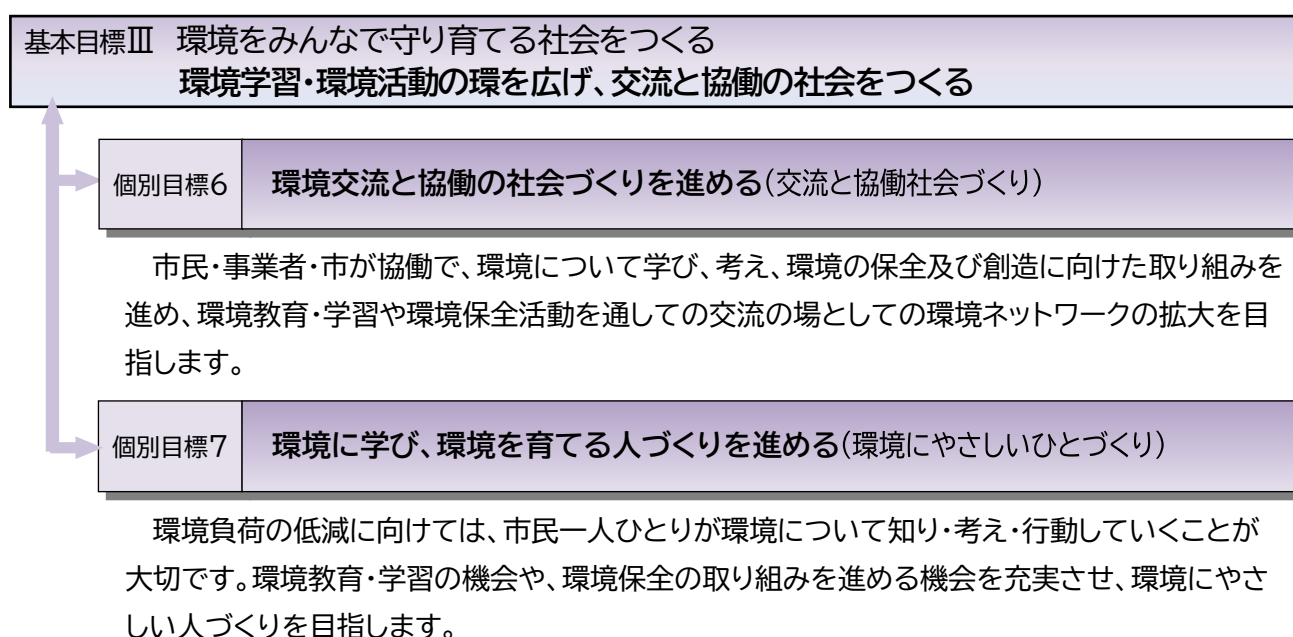
基本目標Ⅲ	環境をみんなで守り育てる社会をつくる
	環境学習・環境活動の環を広げ、交流と協働の社会をつくる

私たちを取り巻く環境負荷の増大は、私たちの生命や健康に大きな影響をもたらすこととなります。そして、さまざまな環境問題の解決にあたっては、行政だけではなく、私たち一人ひとりが環境について学び、考え、問題を共有し、環境への負荷を低減していくとともに、協働して環境の保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市には成田国際空港や成田山新勝寺などがあり、国内外から多くの人々が訪れます。こうした来訪者とも協働して、地球にやさしい環境都市の形成を目指していくことが期待されます。

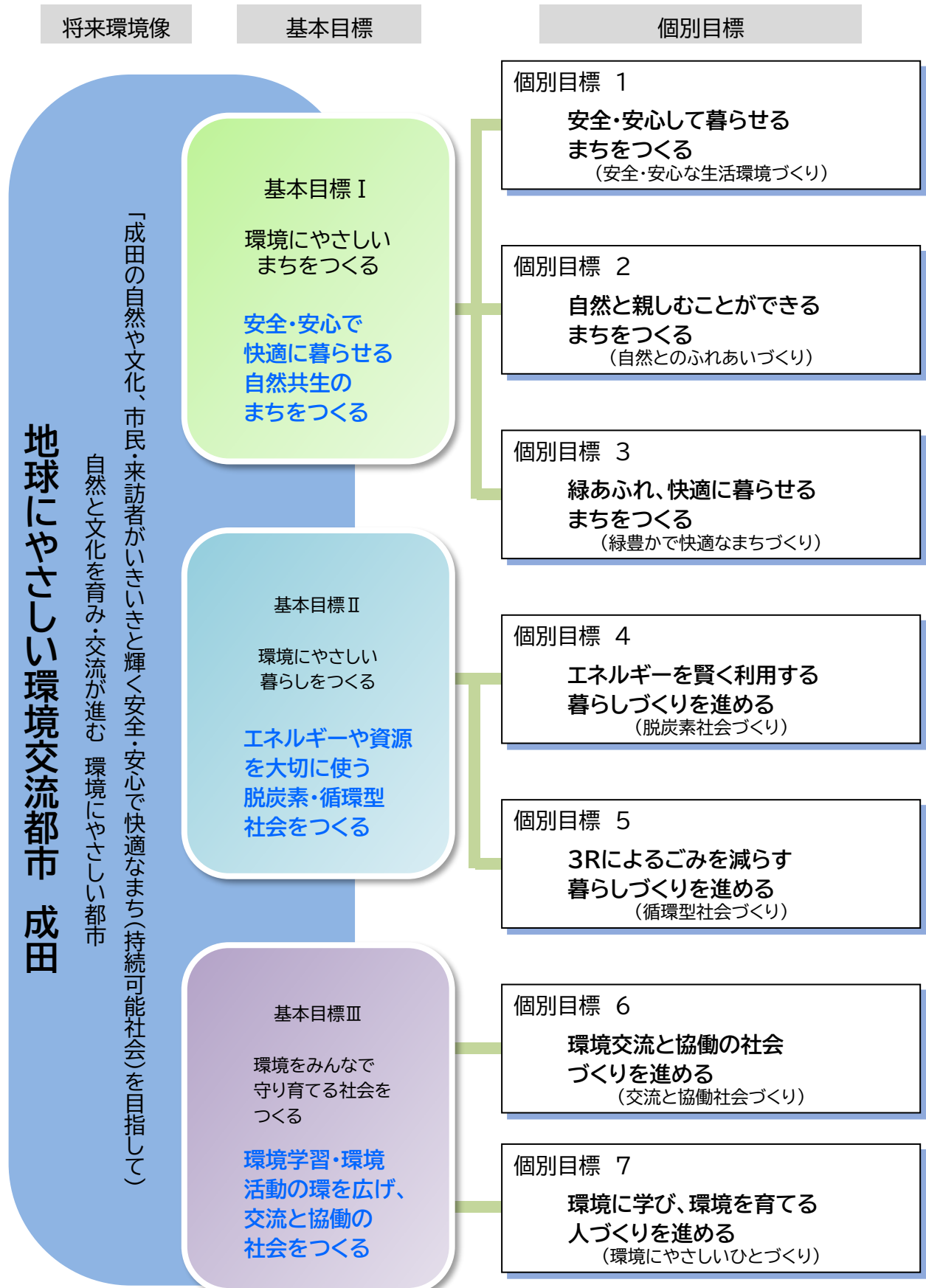
このため、環境学習を推進し、環境への理解を深めていくとともに、一緒に考え・活動する機会の充実など、来訪者を含めた市民・事業者・市が共に環境について学び・活動するような社会づくりを目指します。

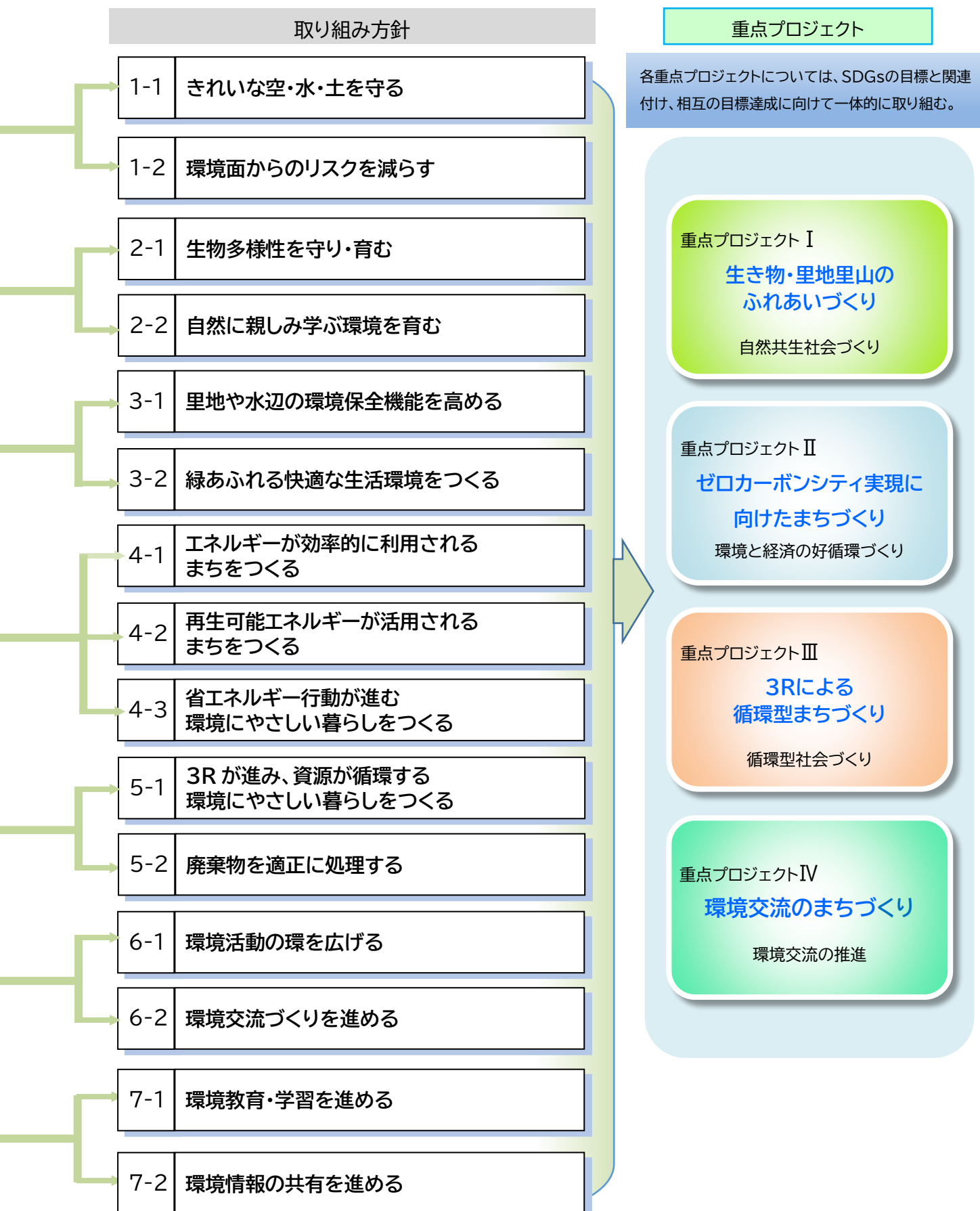
この基本目標を実現していくために、次の2つの個別目標を設定し、総合的かつ計画的に取り組むを進めます。



3. 計画が進める取り組みの体系(全体像)

本計画における環境の保全及び創造に関する取り組みの全体像(体系図)を示しています。





第4章 取り組みの展開

計画の基本目標・個別目標ごとの取り組みの方向

この第4章では、第3章で設定した将来環境像と基本目標、個別目標の実現や達成にむけて、市が関連計画や事業と連携しながら総合的・計画的に取り組んでいく環境の保全及び創造に関する取り組みの内容を示しています。

基本目標Ⅰ 安全・安心で快適に暮らせる自然共生のまちをつくる

個別目標1 安全・安心して暮らせるまちをつくる(安全・安心な生活環境づくり)

大気・水・土壌環境の保全をはじめ、有害化学物質や放射能汚染などからの健康被害の未然防止、気候変動による影響への適応対策の推進など、さまざまな環境リスクの回避に向けた取り組みを進め、安全・安心な生活環境づくりを目指します。

取り組み 方針 1-1	きれいな空・水・土を守る
	安心して暮らすことのできる生活環境を保全していくため、大気や水質などの状態を監視するとともに、市民や事業者への情報提供や啓発・指導等を推進します。
1-1-1	大気環境の保全
	① 大気測定局の整備及び監視体制の維持
	② 野焼き防止対策の推進
	③ 悪臭に対する規制、指導、監視など
1-1-2	騒音・振動の防止
	① 道路交通騒音・振動や環境騒音の監視の継続
	② 騒音・振動に対する規制、指導、監視など
	③ 航空機騒音の監視・騒音防止対策の推進
1-1-3	水環境・水資源の保全
	① 生活排水対策の推進 ・家庭における生活排水対策の普及・啓発 ・公共下水道の接続の普及、農業集落排水の加入促進 ・合併処理浄化槽設置の普及啓発と適正な維持管理の支援
	② 河川水質の監視の継続
	③ 規制、指導、監視の強化及び排水処理の指導徹底
	④ 安全で安定した飲用水の確保 ・上水道事業により安定した飲用水の供給 ・基準に適合しない井戸水利用の家庭への浄水器設置の促進
	⑤ 雨水貯留槽や雨水浸透ます、浸透・貯留施設などの設置の普及啓発
1-1-4	地下水・土壌環境の保全
	① 地下水汚染の調査・監視の継続
	② 地下水・土壌汚染対策の推進
	③ 地下水採取の規制・指導・監視など

取り組み 方針 1-2	環境面からのリスクを減らす
安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を保全していくため、有害物質や放射性物質による環境リスクの低減、気候変動による影響への適応策の検討と対策を推進します。また、市民や事業者への情報提供など環境リスクの啓発と共有を推進します。	
1-2-1	有害物質への配慮の促進
①	有害物質やその影響などに関する情報の発信
②	水銀灯を使用している街路灯の LED 化の推進
③	農薬・化学肥料の適正な使用管理の啓発 ・家庭等における農薬や殺虫剤等の適正な使用と管理の啓発 ・環境保全型農業*の推進
④	放射線量及び放射性物質の測定・監視 ・市役所等での空間放射線量の監視の継続
1-2-2	気候変動による影響への適応の推進(成田市気候変動適応計画)
①	気候変動による影響についての情報の収集と提供
②	気候変動による影響についての検討と適応策の検討 ・極端な気象災害への対応策の検討 ・高温化に伴う熱中症や感染症への対応策の検討と推進 ・農産物などの生育環境への影響などの検討と対策の推進 ・生物生息環境や観光・産業などへの影響の検討と対策の推進



印旛沼

個別目標2	自然と親しむことができるまちをつくる(自然とのふれあいづくり)
-------	---------------------------------

里地里山の緑や水辺の自然環境や水環境の保全・再生に向けて、生物生息環境や水環境の保全、自然環境の多面的機能の向上を図っていきます。あわせて、地域の自然環境の特性を踏まえ、身近な自然と親しみ、生きものとふれあえる環境の確保に努め、うるおいのある快適な生活環境づくりを目指します。

取り組み 方針 2-1	生物多様性を守り・育む
----------------	-------------

多様な生き物同士がつながりあって生きていることからのさまざまな恵みを通して私たちの暮らしは支えられています。持続可能な社会の形成に向けて、この生物多様性を守り・育み、将来世代に継承していきます。

2-1-1	動植物生息状況の把握と情報提供
①	動植物、湧水等の定期的調査と自然環境の変化の把握
②	市民参加による「成田市生き物調査」の継続的实施
③	動植物生息調査結果の整理・情報発信、環境学習教材への活用
2-1-2	特定外来種*対策・有害鳥獣対策の推進
①	外来生物による生態系かく乱の防止
②	有害鳥獣からの安全確保・農作物被害等の防止
2-1-3	多様な生態系の保全
①	絶滅危惧種や希少種の生息環境の保全
②	多様な生物生息環境の保全と再生 ・多様な自然環境の保全・再生など、生物生息環境の保全
③	生物多様性地域戦略策定の検討



三リンソウ



イカリソウ



ムカゴニンジン



ギンラン



タニギキョウ



カタクリ



センブリ



キンラン

主な重要種(植物)(成田市動植物生息調査報告書 H28年3月より)



里地里山の風景(谷津田等)

取り組み 方針 2-2	自然に親しみ学ぶ環境を育む
豊かな自然の質を高めるための整備を進め、市民が気軽に自然にふれあうことができる環境を創出します。	
2-2-1	生き物や里地里山とのふれあいが楽しめる環境の整備
①	生き物・里地里山ふれあい拠点の活用と管理 ・「生き物・里地里山ふれあい拠点」情報の発信、普及啓発 ・地域や市民団体の協力による自然体験等活動の推進と支援 ・ふれあい拠点を活用した学校での環境教育・学習支援の推進 ・市民などによる子どもの見守りや環境美化、管理などの促進
2-2-2	「なりたの自然・文化」の再発見と発信
①	市民等による「なりたの自然・文化・景観」再発見と情報発信 ・市民等による「なりたの自然・文化・景観」再発見への支援 ・成田の魅力発信(「なりた景観資産・景観スポット」等との連携)
2-2-3	子どもの自然とのふれあい増進
①	学校での自然学習等に活用できる「生き物・里地里山ふれあい拠点」の活用 ・学校と地域の協力による「生き物・里地里山ふれあい拠点」の活用 ・地域による学校での子どもの環境教育や体験学習への支援促進
②	子どもが身近に自然とふれあえる環境の整備と活用 ・学校で子どもが身近に自然とふれあえる場の整備 ・学校での環境教育・学習、農業や自然体験の場づくりの推進



ヨシゴイ



チュウサギ



ノスリ



コチドリ

主な重要種(鳥類)(成田市動植物生息調査報告書 H28 年 3 月より)

個別目標3 緑あふれ、快適に暮らせるまちをつくる(緑豊かで快適なまちづくり)

緑は、私たちに精神的なゆとりや安らぎをもたらしてくれます。公園・緑地の整備・充実、道路の緑化など、まちなかの緑の充実や環境保全機能の維持増進により、緑あふれ、快適に暮らせるまちづくりを目指します。

取り組み方針 3-1 里地や水辺の環境保全機能を高める

里地里山の山林・雑木林*や水辺などの自然環境が果たしている雨水保水*や蒸発散・地下浸透など水循環・水源かん養や生物生息の場、レクリエーションや景観保全などの諸機能の向上を図り、良好な里地里山環境の保全と再生を推進します。

3-1-1 里地里山・水辺環境の保全・再生

- ① 里地里山の環境保全諸機能の保全・再生、維持管理の促進
- ② 各種法令の適正な運用による里地里山の保全・活用
- ③ 河川・池沼の水質浄化
 - ・河川や池沼の水質浄化、水辺の自然浄化機能の保全と活用
 - ・地域の健全な水循環の形成
- ④ 河川や池沼、湧水・湿性地など水辺環境の保全・自然再生
- ⑤ 親水空間の整備
 - ・河川整備、河川愛護、ふるさと川づくり事業など親水空間の確保
 - ・河川や池沼など水辺に親しむ機会の提供
- ⑥ ごみ放置等の防止(不法投棄防止、河川清掃活動への支援等)

3-1-2 農業や農地とのふれあいの増進

- ① 農業の多面的機能の啓発
 - ・農業の多面的機能への理解の向上
 - ・農地土壌の炭素貯留や生物多様性保全に効果の高い営農活動推進
- ② 環境保全型農業などの推進
- ③ 農産物地産地消の推進、都市と農村の交流の推進
- ④ 農地の活用及び市民農園*等の充実、体験農業等の促進
- ⑤ 休耕地管理の推進

3-1-3 自然との共生文化の保存と継承

- ① 文化財の保存と継承
- ② 伝統文化の保存と継承
- ③ 自然と共生した暮らしの知恵等の継承
 - ・自然と共生した暮らしの知恵などの情報の収集と活用・継承
 - ・市内博物館等を活用した歴史・伝統文化に関する学習機会の拡充

取り組み 方針 3-2	緑あふれる快適な生活環境をつくる 公園等の緑地の確保、緑化など、緑が果たす気象緩和や CO₂ 吸収などの諸機能を高め、緑あふれる快適でうるおいのあるまちづくりを推進します。 清潔で快適な生活環境の確保を図るため、緑地や水辺などでの不法投棄の防止、まちなかでのポイ捨ての防止、環境美化運動を推進します。 また、開発事業者に適切な指導を行い、計画的な土地利用を推進します。
3-2-1	まちなかの緑の創出(まちなかでの緑の環境保全機能の活用と向上)
①	緑地の確保と緑化の推進 ・公共用地への植栽や公共施設内の緑化、事業所内での緑地の確保
②	公園・緑地の整備と管理の推進、市民等の緑地管理活動の促進
③	幹線道路などの街路樹の整備、花植え運動や環境保全活動の促進
④	緑化意識の啓発と緑化運動の支援 ・緑地の保全に対する市民への意識啓発 ・市民による花植え運動や住まい周辺の緑化推進への支援
3-2-2	環境美化など快適な居住環境の確保
①	環境美化活動の推進
②	不法投棄の防止、ポイ捨て防止の推進
③	空き地の環境美化、空き家対策等の推進
④	成田市景観計画の推進など景観保全・景観対策の推進
3-2-3	計画的な土地利用の推進
①	法令等の遵守
②	開発時における土地利用の適正指導



里地里山の風景(谷津田等)

基本目標Ⅱ エネルギーや資源を大切に使う脱炭素・循環型社会をつくる

個別目標4	エネルギーを賢く利用する暮らしづくりを進める(脱炭素社会*づくり)
-------	-----------------------------------

日常生活や事業活動における省エネ対策を進めていくとともに、温室効果ガス排出量の少ないエネルギーや機器の活用などを進めます。また、交通体系や施設配置を見直しや、空港会社との連携を図っていくなど、エネルギーの効率的利用に配慮したまちづくりを目指します。

脱炭素社会の実現に向けて、中間見直しにて大幅に内容の充実を図った成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、さらなる温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進します。

取り組み方針 4-1	エネルギーが効率的に利用されるまちをつくる
	少子高齢化の進展や人口減少社会への対応に向けて、適正な土地利用の推進、施設や交通体系などインフラや社会システムを見直し、資源やエネルギーが効率的に利用される環境負荷の少ないまちづくりを推進します。また、国際空港のある都市とし空港と連携し、地球温暖化対策に貢献する環境にやさしいまちづくりに努めます。
4-1-1	省エネルギー型の都市づくりの推進
	① 公共施設等の適正配置とネットワーク*形成 ② 円滑な交通流*の確保など省エネルギーに配慮した交通の整備 ・省エネルギー型交通システムの検討と整備の推進 ・適切な道路整備や交通流管理など、交通流の円滑化の推進 ③ スマートハウス*・スマートタウンの促進 ・ホームエネルギーマネジメントシステム*(HEMS)の普及促進 ・エネルギーが効率的に利用できる家づくりや住宅地整備の推進
4-1-2	まち歩きや自転車を楽しめるまちづくりの推進
	① 歩行環境の充実 ・歩道の整備や無電柱化の推進などによる、安全で安心して歩けるまちづくりの推進 ・道路等の公共空間の積極的な活用による賑わいある歩行空間の創出 ② 自転車利用環境の充実 ・自転車通行帯の整備など安心して自転車が利用できる環境づくりの推進 ・駐輪場の確保、レンタサイクルなど、自転車が楽しめる環境の充実
4-1-3	コミュニティバスなど公共交通利用環境の充実
	① 公共交通利用の促進・普及啓発 ② コミュニティバスの利便性向上(定時運行や快適なバス待ち空間の創出) ③ 事業者による公共交通利用やノーカーデー*の普及など
(再掲)	緑化・緑の有効活用(緑の環境保全機能、CO ₂ 吸収対策)
	① 3-1 里地や水辺の環境保全機能を高める ② 3-2 緑あふれる快適な生活環境をつくる

取り組み方針 4-2	再生可能エネルギーが活用されるまちをつくる
私たちの暮らす地域におけるエネルギーの供給・利用に係る社会システムそのものを、再生可能エネルギーを活用したシステムへと転換し、二酸化炭素(CO₂)の排出抑制を推進します。	
4-2-1	再生可能エネルギー活用の促進
①	小中学校等公共施設への太陽光発電施設導入推進 ・公共施設における太陽光発電システム導入の推進 ・小中学校、幼稚園・保育園等への太陽光発電システム設置の推進
②	住宅等における省エネルギー設備導入の促進、支援等
4-2-2	地域エネルギーの検討・整備の推進(再生可能エネルギーの地産地消の推進)
①	地域の再生可能エネルギー等活用の検討推進 ・住宅用省エネルギー設備等の活用に関する情報の発信、普及啓発 ・太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入の研究 ・バイオマスによる農業資源の活用方法の研究
②	地域エネルギー整備への支援 ・地域電力会社への支援 ・市民・事業者・市民団体などの再生可能エネルギー活用への支援
取り組み方針 4-3	省エネルギー行動が進む環境にやさしい暮らしをつくる
市民・事業者が、日常の生活や活動におけるエネルギー利用を見直し、省エネルギー・省資源など環境にやさしい生活や事業活動に改め、市域からの温室効果ガス排出の抑制を進められるよう支援します。	
4-3-1	エコライフ*の普及促進
①	市民のための環境配慮指針の作成・発信
②	省エネ行動などエコライフの普及促進
③	省エネルギー型住まいづくりの普及啓発
④	エコドライブなど環境に配慮した自動車利用の促進
⑤	住まいでの効率的なエネルギー利用の普及
4-3-2	エコオフィス*等環境にやさしい事業活動の普及促進
①	事業者のための環境配慮指針の作成・発信
②	エコオフィスの取り組み促進
③	成田市地球環境保全協定の普及と参加促進、環境経営資金の融資
4-3-3	成田市役所エコオフィスアクションの率先実行
①	市役所におけるエコオフィス行動の率先実行
②	学校での環境教育・学習及び省エネルギー活動の推進
③	成田市環境マネジメントシステム*(EMS)による進行管理

個別目標5 3Rによるごみを減らす暮らしづくりを進める(循環型社会づくり)

私たちの日常生活や事業活動に伴い毎日発生する廃棄物の処理には、膨大な経費がかかっています。このため、市民・事業者の協力のもと、ごみの減量・資源化を進めています。

各種リサイクル法が整備され、リサイクルが定着してきていますが、一層、ごみの発生量を減らしていくためには、ごみとなるものの発生そのものから減らしていく必要があります。このため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを一層進め、循環型社会の構築を図ります。

取り組み方針5-1 3Rが進み、資源が循環する環境にやさしい暮らしをつくる

ごみの発生量を一層減らしていくためには、日常生活などにおける消費行動そのものから、3Rに留意した行動へと見直しを進め、ごみとなるものの発生そのものから減らしていくなど、3Rの取り組みを積極的に推進します。

5-1-1 3Rの普及啓発と推進

- ① 3Rに関する情報の提供・環境学習の推進
 - ・ごみの発生や処理経費等の情報の発信、市民の理解と3Rの促進
 - ・地域や学校でのごみ問題や3Rについての環境学習の推進と支援
- ② 環境配慮指針による3Rの普及と取り組みの推進
- ③ 成田市リサイクルプラザ等での3Rの実践活動など普及の推進
- ④ 成田市役所エコオフィスアクション等の推進

5-1-2 3Rのしくみづくりの推進・活動支援

- ① リデュースの普及啓発と活動支援
- ② リユースの普及啓発と活動支援
- ③ 地域の3Rしくみづくりと活動への協力
 - ・市民によるフリーマーケット開催など、3R活動の推進と支援
 - ・フリーマーケット開催やリサイクルショップ等の情報の発信
 - ・事業者に対する市民や地域による3R活動への参加・協力依頼



リサイクルプラザにおける再生品の販売



リサイクル教室の作品
「広告紙から筆立て、牛乳パックからはがき作り」

取り組み 方針 5-2	廃棄物を適正に処理する
ごみの分別、効率的収集、資源化、安全処理など、適正なごみ処理を推進します。	
5-2-1	ごみの分別の普及啓発・ごみ減量の推進
	① ごみの分別の徹底と普及啓発
	② 生ごみの減量化など、ごみ減量の普及促進
5-2-2	効率的なごみ収集体制の検討・整備
	① 廃棄物減量等推進員の活動支援
	② 区・自治会や子供会などによるリサイクル運動の推進と支援
	③ 高齢化社会に向けたごみ収集・資源回収体制等の検討整備 ・ごみ出し困難世帯での資源物や粗大ごみ収集などの検討と対策推進 ・ごみの減量や3Rに対する意識の向上など、プラスチック製品の資源化に向けた調査
	④ 太陽光発電設備のリサイクル等の検討
	⑤ ごみ収集車両の低炭素化
5-2-3	ごみの効率的な処理体制・処理施設の整備
	① 廃棄物のエネルギー利用の推進
	② 成田市リサイクルプラザの長寿命化
	③ 廃棄物・溶融スラグの資源活用
	④ スtockヤードを活用した効率的な資源化の推進
	⑤ 事業系ごみに対する普及啓発
	⑥ 最終処分場の整備など、処理施設の整備
	⑦ 災害時廃棄物処理対策の推進
5-2-4	生活排水処理対策の推進
	① 生活排水処理対策の推進
	② 成田浄化センター(処理場)の適正管理

基本目標Ⅲ 環境学習・環境活動の環を広げ、交流と協働の社会をつくる

個別目標6 環境交流と協働の社会づくりを進める(交流と協働社会づくり)

市民・事業者・市が参加する市民団体「なりた環境ネットワーク」による環境活動機会の充実と活動の環づくりを目指します。

また、来訪者を含め、市民・事業者・市が一体となって、環境について学び、考え、環境保全等の活動を進めていくために、環境を守り、環境を育てる人のネットワークづくりを進め、環境パートナーシップのもと、環境交流と協働による環境保全活動が育まれる社会づくりを目指します。

取り組み 方針 6-1	環境活動の環を広げる
-------------------	------------

市民などによる環境保全活動への参加促進に向けた取り組みを進めていくとともに、「なりた環境ネットワーク」を軸とした環境保全活動を推進します。

6-1-1	市民等の環境保全活動への参加機会の充実
①	市民・事業者の環境保全意識の向上と普及啓発
②	環境活動への参加促進 ・環境学習やエコライフ活動など、参加しやすい活動機会の提供 ・環境美化活動や地域緑化活動など、身近な地域活動への参加促進
③	誰もが参加しやすい環境活動の機会の充実 ・市民団体との連携による市民への多様な環境活動機会の提供 ・環境活動への参加に対する家庭や職場での理解と支援の普及
6-1-2	市民・市民団体等の環境活動情報の発信
①	環境情報の発信と共有、情報交流の推進
②	多様な媒体による環境活動情報の発信 ・「成田市まなび&ボランティアサイト」による活動情報の発信 ・広報などでの成田の環境活動情報の発信
6-1-3	なりた環境ネットワーク活動の充実
①	なりた環境ネットワークへの参加促進
②	なりた環境ネットワークを軸とした環境活動の環づくりの推進

取り組み 方針 6-2	環境交流づくりを進める
環境情報の発信とともに、環境の現状や環境教育・環境保全活動の状況についての情報収集・交換できる場や気軽に参加できる環境保全活動の場づくりを推進します。	
6-2-1	環境イベントなど地域の環境交流の推進
①	環境交流の推進 ・地域の特性を生かした環境イベントの開催 ・自然観察会や環境美化・緑化運動など環境活動による交流の推進
②	環境教育や環境活動に係るイベント等の開催(国際交流を含む) ・各種国際交流イベント等への参加と情報の発信
6-2-2	環境活動・環境交流ができる拠点の整備・充実
①	環境活動の交流拠点の整備と促進
②	環境保全活動の場・拠点づくり(環境活動の普及啓発と促進) ・自然とふれあえる空間や環境保全活動の拠点づくり ・3R推進の活動拠点の充実



脱炭素社会実現に向けた事業者との意見交換



自然観察会



市民参加による動植物生息調査

個別目標7 環境に学び、環境を育む人づくりを進める(環境にやさしいひとづくり)

環境負荷の低減に向けては、一人ひとりが日頃から環境について知り・考え・行動していくことが大切です。このため、環境問題について学び、考える環境教育、環境学習の機会や、環境保全への取り組み機会を充実させ、環境に学び・行動する環境にやさしいひとづくりを目指します。

取り組み方針 7-1	環境教育・学習を進める
	環境にやさしいひとづくりに向けて、環境問題について学び、考える環境教育、環境学習の機会や環境保全活動の充実を図ります。
7-1-1	地域や学校での環境教育・学習の推進
	① 総合学習における環境教育の推進 ・総合的な学習の時間における環境教育・学習の推進 ・環境学習・環境活動の環境イベント等での発表機会の充実
	② 地域及び事業所での環境教育・学習機会の充実
	③ 環境教育・学習のための教材の整備と提供
7-1-2	環境教育・学習を支える人・地域づくりの推進
	① 環境教育・学習を支援する人材の育成
	② 環境教育・学習を支援する地域の育成
	③ 環境教育・学習を支える人・地域の環づくり
7-1-3	環境教育・学習の場の整備・充実
	① 地域の自然や歴史文化と親しみ学べる場の整備など ・生き物・里地里山ふれあい拠点の活用 ・市民等による「なりたの自然・文化・景観」再発見と情報発信 ・子どもが身近に自然とふれあえる環境の整備と活用 ・親水空間の整備 ・市民農園等の充実 ・まちなかの緑の創出など



空港周辺道路美化活動



環境学習会(印旛沼の観光船)

取り組み 方針 7-2	環境情報の共有を進める
環境教育・学習の推進や環境パートナーシップづくりを進めていく上で、環境の現状や各主体における取り組みなどの情報共有と相互理解が大切です。そのため、さまざまな環境情報が収集でき、情報の交流ができる場づくりと情報の共有化を推進します。	
7-2-1	環境調査及び環境情報の整備等の推進
①	さまざまな環境に係る調査・測定等の継続的实施
②	環境調査や環境保全の取り組み状況など市の環境情報の整備・発信
7-2-2	環境に関する情報の発信・交流の活性化
①	市民参加型の環境保全活動の情報整備の発信と交流の活性化 ・市民・事業者の環境保全活動に関する情報の発信 ・市民の環境に配慮した暮らしや生活の知恵などの情報の発信 ・情報発信・情報交流の場づくりの推進
7-2-3	分かりやすい環境情報・環境教材の整備・充実と提供
①	環境についての情報・教材の整備と提供 ・環境問題に関する情報や教材の整備と提供 ・地球温暖化対策や気候変動による影響への適応に関する情報の提供 ・ごみの減量・資源化、3R や対策に関する情報の提供 ・身近な自然環境や生物多様性に関する情報の整備と提供 ・大気・水質・土壌等の環境の現状や対策に関する情報の整備と提供



印旛沼クリーンハイキング



動植物生息調査(市民調査)

第5章 計画が進める重点的取り組み

重点プロジェクトの展開

第5章では、将来環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する取り組みについて、市民・事業者・市が協力して重点的に進めていく取り組みを「重点プロジェクト」として定めています。「重点プロジェクト」は、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の構築をめざして、国や県の環境政策との整合、環境分野の個別計画との関連、第2次基本計画の重点プロジェクトの発展的展開などを踏まえ、「自然共生社会」、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「協働社会」の4つの視点から定めています。

なお、本計画の進行管理にあたっては、この重点プロジェクトに掲げられた取り組みを中心に、その実施状況や推進目標・指標等の達成状況を把握し、必要に応じて取り組み内容や推進方策を見直していきます。

本計画における重点プロジェクト及び構成

重点プロジェクトⅠ	生き物・里地里山とのふれあいづくり
重点プロジェクトⅡ	ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり
重点プロジェクトⅢ	3Rによる循環型まちづくり
重点プロジェクトⅣ	環境交流のまちづくり

重点プロジェクトごとに

プロジェクトのテーマ

- 1 プロジェクトの目的と重点的取り組み
- 2 プロジェクト推進目標・指標等
- 3 市の重点的取り組み
- 4 市民・事業者の取り組み

〔参考〕 必要に応じて関連する環境の現状や取り組み等に関する資料

重点プロジェクトⅠ

生き物・里地里山のふれあいづくり
－自然共生社会づくり－



(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み

本市は、里地里山の自然や利根川や根本名川、印旛沼などの水辺や山林、農地、谷津など、豊かな自然を有しています。こうした自然は、空気や水をきれいにし、豊かな水や土壌、生物多様性を育んでいるとともに、風や日照、気温・湿度などを調整し、自然災害の緩和などの大切な役割を果たすなど、安全で快適にして暮らしていく上で、安らぎとうるおいをもたらしているだけでなく、都市や産業活動を支える固有の資源となっています。

こうした本市の自然が果たしている多面的な役割を理解していく上では、日常生活や事業活動のさまざまな場面で、地域の自然とふれあい、日々変化している自然の現象や状況と私たちの暮らしや活動との関わりについて考えていく必要があります。このことが、地域の自然環境をより良好な状態で維持・保全しつつ、その豊かな恵みを享受し、将来世代に継承していくことになります。また、地球規模で問題となっている生物多様性の保全へとつながっています。しかし、現代社会では、地域の自然とふれあえる機会が減少してきているほか、里地里山の自然が利用や維持管理がなされないまま、荒廃が進んでいる場所も多くなってきています。



里山ボランティア研修

● 重点プロジェクトにおける重点的取り組みのイメージ

①動植物生息調査の推進

動植物生息調査
湧水調査
市民参加による
生き物調査

自然学習教材の充実・提供

②特定外来種対策・有害鳥獣対策の推進

③生き物・里地里山ふれあい拠点の活用と管理

自然歩道、史跡、景観資産、公園・緑地などの
活用と連携

環境保全活動との連携

地域や市民団体等による学校での環境教育・学習支援

重点プロジェクトⅠ 生き物・里地里山のふれあいづくり

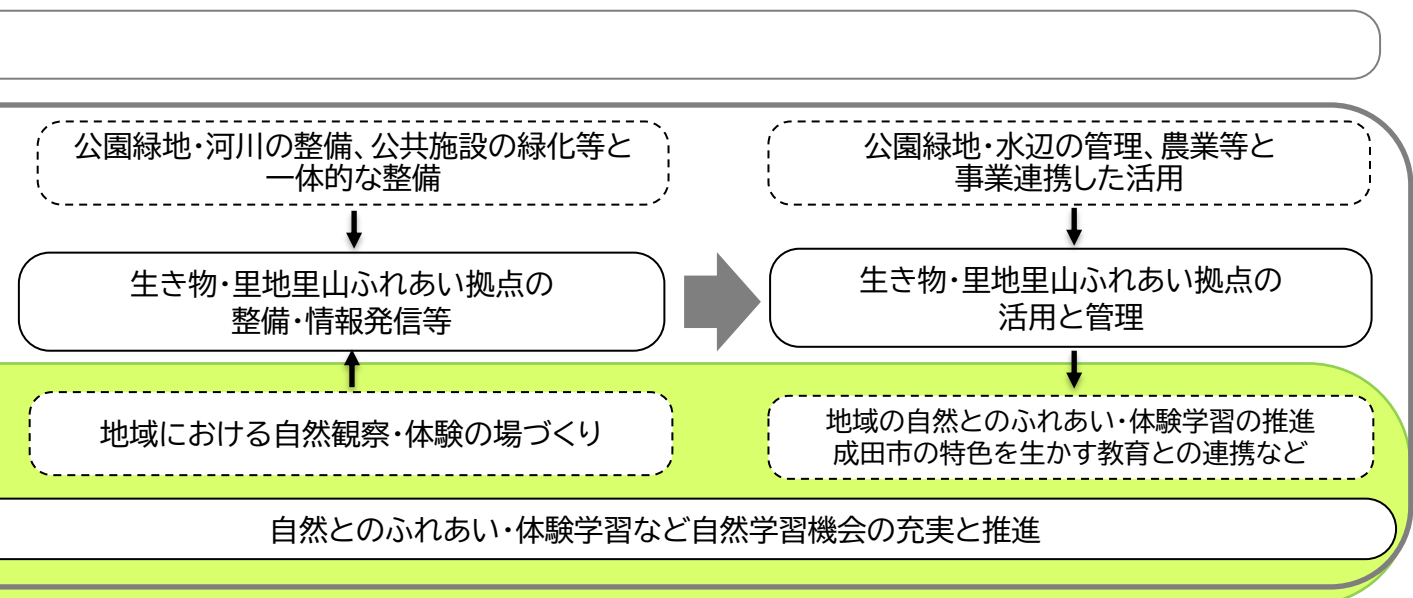
このため、本市で定期的実施してきた動植物生息調査や市民参加による生き物調査の成果等を生かし、本計画では「生き物・里地里山のふれあいづくり」を重点プロジェクトとして位置付け、市民が自然とふれあえる場の確保と整備・活用を図っていきます。また、地域の生態系や生活環境保全のため、特定外来種・有害鳥獣対策についても推進します。こうした取り組みを進めることにより、生き物や里地里山の自然に学び、生活、産業、歴史、文化との関わりを考え、自然の恵みを守り・育む社会を形成し、次世代に継承していきます。

生き物・里地里山のふれあいづくり

(2) プロジェクト推進目標・指標等

項 目	現状 (2021(令和3)年度)	推進目標・指標等
継続的・定期的な動植物生息調査の実施及び情報の提供	第3次調査 (市民調査含む) ※2014～2015 (平成26～27)年度実施	・第4次調査 2024～2025(令和6～7)年度予定
自然環境情報の発信	市ホームページで 調査結果を掲載 イベント時に自然学習教材 を提供	・調査結果の情報発信 ・自然学習教材の提供
生き物・里地里山のふれあい拠点の活用	坂田ヶ池総合公園の選定 に向けた調査・協議を実施	・市及び指定管理者等が各年度4回以上の自然観察会等のイベントを開催

2023(令和5)年1月に「坂田ヶ池総合公園」を生き物・里地里山のふれあい拠点に選定しました。



重点プロジェクトⅠ 生き物・里地里山のふれあいづくり

(3)市の重点的取り組み

※印【第4章 市の取り組みにおける取り組み番号と対応】

① 継続的な動植物生息調査の推進

動植物生息調査・湧水調査の定期的な実施

※【2-1-1-①③】

生物多様性に関する実態調査の定期的実施

調査結果の整理と情報提供

市民参加による生き物調査の推進

※【2-1-1-②】

生き物調査への市民参加の促進

身近な場所等で観察された生き物情報の収集と活用

② 特定外来種対策・有害鳥獣対策の推進

外来生物による生態系かく乱の防止

※【2-1-2-①】

外来生物による地域の生態系や生活環境への影響防止対策の推進

有害鳥獣からの安全確保・農作物被害等の防止

※【2-1-2-②】

鳥獣被害の防止や対策の推進

③ 生き物・里地里山ふれあい拠点の活用と管理

自然学習教材の充実・提供

※【2-1-1-③】【2-2-1】

生き物・里地里山ふれあい拠点における自然観察・自然学習の推進

生き物・里地里山ふれあい拠点情報の充実と発信

ふれあい拠点の活用と管理

※【2-2-1】【3-1-1-④⑤】【3-1-2,3】【3-2-1-②】他

市民団体の活動、公園・緑地や水辺の管理と連携した活用の推進

自然とのふれあいを安心して楽しめる環境の維持管理

地域や市民団体等による学校での環境教育・学習支援

※【2-2-3】【7-1-1,2】他

自然とのふれあい・自然学習機会等の充実

学校での自然学習・体験学習の支援体制の充実

ふれあい拠点の情報発信等

※【2-2-1】

市民・学校等の協力による、生き物・里地里山ふれあい拠点の情報やふれあいを楽しむためのガイドラインの作成、標識設置などによる情報発信と活用の普及

重点プロジェクトⅠ 生き物・里地里山のふれあいづくり

(4)市民・事業者の取り組み

市民の取り組み

- 地域の自然や生物多様性についての理解を深め、身の回りの自然や生き物について関心を持ちます。
- 「成田市生き物調査」など、市が進める自然環境や動植物生息調査などに、積極的に参加します。
- 市や市民団体が実施する自然とふれあうイベントや環境学習会などに積極的に参加します。
- 市ホームページの環境計画課が提供する「環境情報」に積極的にアクセスし、市が公表する自然や生物の状況や保全のための取り組みに関する情報などを知ります。また、自分が調べた情報などを発信するなど、交流を広めていきます。
- 身近な生き物・里地里山ふれあい拠点で、散策など自然とのふれあいを楽しみます。また、子どもの遊びや自然とのふれあいを見守ります。
- 生き物・里地里山ふれあい拠点の情報や自然学習教材などを活用して、親子や友だちと一緒に自然観察や自然とのふれあい体験を実践します。また、地域や学校での子どもの自然学習に参加・協力します。
- 生き物・里地里山ふれあい拠点などの清掃や環境美化活動に協力します。また、ビオトープづくりや雑木林の保全活動など生き物・里地里山ふれあい拠点の整備に参加します。
- 特定外来種の管理は法に準じて行います。

事業者の取り組み

- 地域の自然や生物多様性についての理解を深め、従業員の自然や生き物について関心を高めるようにします。
- 事業所や工場周辺の自然環境や生物生息環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 事業所や工場周辺の生き物・里地里山ふれあい拠点での子どもの遊びや自然とのふれあいの見守り、地域や学校での子どもの自然学習に協力します。
- 事業所敷地内にある緑地や良好な自然地などを生き物・里地里山ふれあい拠点としての活用に協力します。
- 市が進める自然環境調査、動植物生息調査などに協力します。
- 特定外来種など、地域の生態系をかく乱する恐れのある動植物について、法に基づいて適正に管理します。また、物流への混入防止や販売等の防止に努めます。

重点プロジェクトⅡ

ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり

ー環境と経済の好循環づくりー

(1) プロジェクトの目的と重点的取り組み



地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、地球全体の気候に大きな変動をもたらします。

2015(平成27)年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP*21)では、令和2年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016(平成28)年11月に発効し、2020(令和2)年に実施段階に入りました。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定しました。

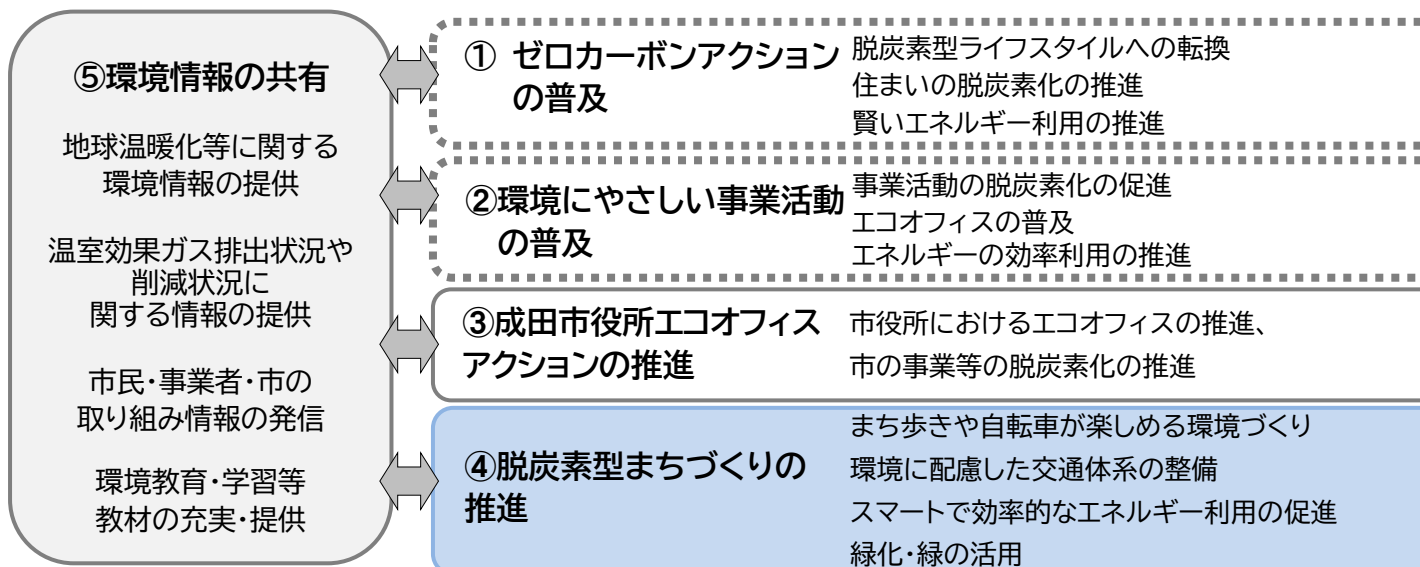
国においても、カーボンニュートラル宣言や温対法の改正、気候変動適応法の施行など、地球温暖化への緩和策、適応策に関する取り組みが加速しており、本市においても地球温暖化に向き合う姿勢を示すため、2020(令和2)年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

本プロジェクトでは、環境と経済の好循環づくりをしながら、市民・事業者・市との協働によりゼロカーボンシティを目指していきます。

また、この重点プロジェクトは、温対法第21条に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)としての役割を持ち、成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)として位置付けます。

本プロジェクトにおける、目標の設定の考え方や重点的取り組みの詳細については、別冊 成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に記載しています。

● 重点プロジェクトの重点的取り組みのイメージ



重点プロジェクトⅡ ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり
成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

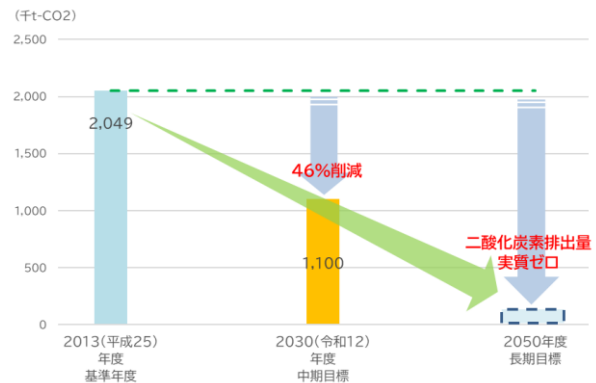
【対象とする温室効果ガス】

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガスの種類は7種類と定められていますが、本計画では、県における温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素の排出削減施策を中心に組み、この削減量の推計を行うこととします。

(2)プロジェクト推進目標・指標等

項 目	現 状	推進目標・指標等
エネルギー起源の温室効果ガス(CO ₂)排出量	2018(平成30)年度 排出量 1,900 千t-CO ₂ 基準年度:2013(平成25)年度 排出量 2,049 千t-CO ₂	2030(令和12)年度の排出量 1,100 千t-CO ₂ 基準年度:2013(平成25) 年度比46%の削減
小・中学校太陽光発電整備率	51.7%(2021(令和3)年度)	75.9%(2027(令和9)年度)
成田市地球環境保全協定への参加事業所数	184 事業所 (2021(令和3)年度)	300 事業所(2027(令和9)年度)
成田市役所エコオフィスアクションによるCO ₂ 排出削減	43.51 千t-CO ₂ 基準年度:2013(平成25)年度	32.84 千t-CO ₂ 2030(令和12)年度
住宅用太陽光発電システムへの補助件数	2,273 件 基準年度 2021(令和3)年度	2,700 件 (2027(令和9)年度)

本市では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明しており、中期目標として基準年度比で46%削減を目標として設定し、更なる高みを目指しながら長期目標として2050年脱炭素社会の実現へ向けて、更なる取り組みを推進していきます。



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動*の普及・促進

賢いエネルギー利用の促進

建物や施設の脱炭素化の促進

成田空港と連携した脱炭素化の取り組みの推進

市域から排出される
温室効果ガス排出量の削減

⑥気候変動による影響への適応の推進

【成田市気候変動適応計画】

緩和策と両輪の関係で取り組む。

3Rの推進-エコライフの推進-(重点プロジェクトⅢ)

重点プロジェクトⅡ ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり
成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(3)市の重点的取り組み

※印【第4章 市の取り組みにおける取り組み番号と対応】

① ゼロカーボンアクション*の普及ースマートライフの実践ー

脱炭素型ライフスタイルへの転換

※【4-3-1-①、4-3-1-②】

日常生活における COOL CHOICE やゼロカーボンアクションの普及啓発

住まいの脱炭素化の推進

※【4-3-1-③】

建築・改修時の省エネ対策・ZEH の推進

緑のカーテン等による住宅の省エネ対策の普及啓発

賢いエネルギー利用の推進～再生可能エネルギー活用～

※【4-1-1-③】【4-2-1-②】【4-3-1-⑤】

住宅での太陽光発電・太陽熱利用・地中熱利用・次世代自動車の購入など再生可能エネルギーの活用

再エネ電力の購入、HEMS による住宅のエネルギー管理など、スマートなエネルギー利用の促進

② 環境にやさしい事業活動の普及

事業活動の脱炭素化の促進

※【4-3-2-①】

事業活動の脱炭素化の普及啓発の推進

エコオフィスの普及

※【4-3-2-②,③】

省エネ・省資源対策など事業所のエコオフィス活動の普及促進

「成田市地球環境保全協定」の普及啓発と参加の促進

エネルギーの効率利用の推進

※【4-2-1-②】【4-3-2】

事業所での再生可能エネルギー等の導入及び活用の推進

建築物の省エネ改修・ZEB 化の推進

再エネ電力の購入、BEMS による事業所のエネルギー管理など、スマートなエネルギー利用の推進

③ 成田市役所エコオフィスの推進

市役所におけるエコオフィスの推進

※【4-3-3-①】

市役所における省エネ・省資源対策の推進

市の業務全体からの温室効果ガス排出量の削減の推進

市の事業等の脱炭素化の推進

※【4-2-1-①】【4-3-3】

公共施設等の建設の計画段階からの環境配慮と対策の実施

公共施設への再生可能エネルギーの率先導入

④ 脱炭素型まちづくりの推進

まち歩きや自転車が楽しめる環境づくり

※【4-1-2】

道路等の公共空間の積極的な活用による賑わいある歩行空間の創出

自然環境を生かしたサイクリングコースや遊歩道の整備

歩道の整備や無電柱化の推進による安全・安心な歩行空間の確保

重点プロジェクトⅡ ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくり
成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

環境に配慮した交通体系の整備	※【4-1-1-②】【4-1-2-②】【4-1-3】
通勤・通学等における公共交通機関の利便性向上を支援 渋滞の解消や交通流の円滑化など交通体系の整備の推進 自転車通行帯や駐輪施設など自転車が利用しやすい環境の整備 脱炭素型交通の活用などの促進	
スマートで効率的なエネルギー利用の促進	※【4-1-1-①】【4-2-2】
再生可能エネルギーの地産地消の検討・開発の推進 再生可能エネルギーの導入推進 CO ₂ 排出の抑制と災害時等における電源確保 公共施設や住宅、商業施設などの適切な立地と整備 エネルギー効率が良い快適でまとまりあるまちづくりの推進	
緑化・緑の有効活用	※【3-1-1,2】【3-2-1】
森林資源を生かしたCO ₂ 吸収、緑化の推進や気温緩和機能などの向上と増進 身近なクールスポット*の活用など都市の脱炭素化の推進 森林環境譲与税を活用した森林整備などの取り組み	
3Rの推進－エコライフの推進－ ※重点プロジェクトⅢと連動	
取り組み内容は重点プロジェクトⅢ 市の重点的取り組みに記載 ごみの減量により温室効果ガス排出量を削減する	
⑤ 環境情報の共有	
地球温暖化等に関する環境情報の提供	※【7-2-1,2,3】
地球温暖化等に関する環境情報の収集・発信・提供 環境教育・学習教材の整備の推進	
温室効果ガス排出状況や削減状況に関する情報の提供	※【7-2-1, 3】
成田市環境マネジメントシステムによる市役所や市域からの温室効果ガス排出量の把握と情報提供 温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みの点検評価と公表	
⑥ 気候変動による影響への適応の推進【成田市気候変動適応計画】	
気候変動による市域への影響・適応のあり方の検討	※【1-2-2】
気候変動に伴う影響についての調査・研究・情報収集 気候変動に伴う影響への対策の推進	

(4)市民・事業者の取り組み

本プロジェクトの各主体における具体的な取り組みについては、別冊の成田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第5章に記載しています。

重点プロジェクトⅢ

3Rによる循環型まちづくり

－循環型社会づくり－



(1) プロジェクトの目的と重点的取り組み

私たちが日常生活や事業活動を行っていく上で、廃棄物の発生は避けられないものであり、今日の物質的な豊かな暮らしをつくってきた大量生産・大量消費型社会の進展に伴い、大量の廃棄物が発生しています。

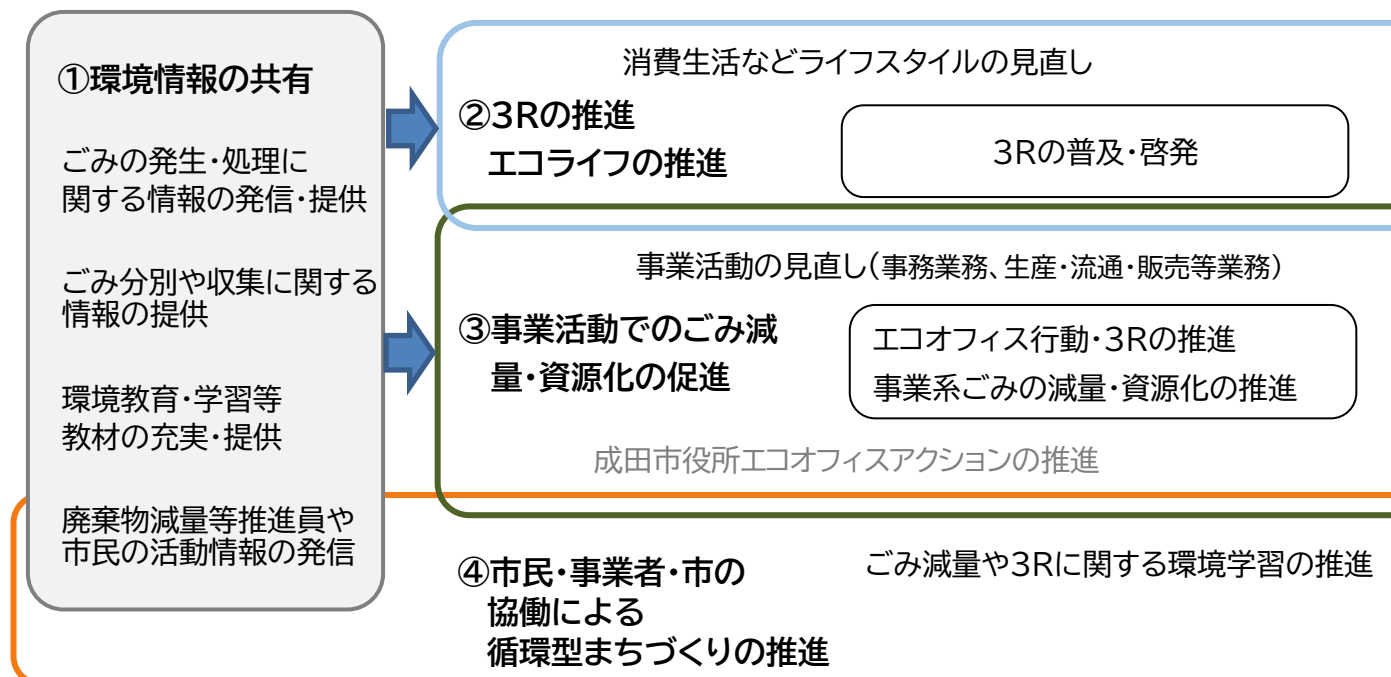
また、自然界で分解されにくい物質や汚染をもたらす物質なども増え、廃棄物の処理・処分には多大な費用がかかっているほか、私たちの身近な自然や生活環境から、地球規模の環境にまでさまざまな影響を与えています。

そのため、私たちは、ごみの発生・処理に関する情報やごみの減量・資源化についての課題を共有し、ごみの発生をもとから減らし、再利用・再資源化し、ごみとして最終処分されるものをゼロにしていくなど、さまざまな分野から資源が循環利用される社会を実現していく必要があります。

本計画では、ごみの減量・資源化に向け、「3Rによる循環型まちづくり」を重点プロジェクトに位置付け、市民・事業者・市との協働により、3R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))を一層進め、循環型社会の構築を目指していきます。

また、3Rの結果、どうしても発生する廃棄物については、エネルギーとしての有効利用をはじめ、環境負荷の低減を図るなど適正な処理・処分に努めていきます。

● 重点プロジェクトの重点的取り組みのイメージ



重点プロジェクトⅢ 3Rによる循環型まちづくり

(2)プロジェクト推進目標・指標等

項 目	基準年度 2016(平成 28)年度	現状 2021(令和 3)年度	推進目標・指標等 2027(令和 9)年度
ごみの総排出量	53,271t	49,221t	47,300t
1人1日当たりのごみの総排出量	1,104g/人・日	1,032g/人・日	938g/人・日
ごみのリサイクル率	12.3%	18.7%	28.0%

※本プロジェクトの推進目標・指標等は、成田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標と同一です。



リサイクル(資源化の状況)



リサイクル(分別の状況)

3R推進のしくみづくり

リ
デュースの推進
リ
ユースの推進
リ
サイクルの推進

清潔で快適な
環境づくり

環境美化活動
の推進

不法投棄防止
対策の推進

⑤廃棄物収集・処理体制の
整備

効率的な廃棄物収集体制の
整備

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理に伴う
エネルギー利用・有効活用

廃棄物減量等推進員の
活動の推進と支援

重点プロジェクトⅢ 3Rによる循環型まちづくり

(3)市の重点的取り組み

※印【第4章 市の取り組みにおける取り組み番号と対応】

① 環境情報の共有

廃棄物の発生・処理に関する情報の発信・提供	※【5-1-1-①】【7-2-1,3】
ごみの発生・処理等に関する市民の理解の向上	

② 3Rの推進－エコライフの推進－

リデュースの普及・促進	※【5-1-1】【5-1-2-①】
マイバッグ持参や詰め替え製品利用等リデュースの普及啓発 市民・事業者のリデュース活動の充実と活動への参加の促進	
リユースの普及・促進	※【5-1-1】【5-1-2-②】
フリーマーケットなどのリユース活動の発信と参加の推進 家具や家電等の修理・再利用の普及啓発	
リサイクルの普及・促進	※【5-1-1】【5-2-1,2,3】
生ごみの減量化や枝木の資源化の推進 分別の徹底や集団回収への協力促進 再生製品等の活用などリサイクルの普及啓発	

③ 事業活動でのごみ減量・資源化の促進

事業活動での3Rの推進、産業廃棄物の適正処理	※【5-1-1-②】【5-2-3-④】
事業系ごみの減量・資源化の推進 産業廃棄物の適正処理の普及啓発	

④ 市民・事業者・市の協働による循環型まちづくりの推進

3Rの普及・推進に関する学習機会の充実	※【5-1-2】【7-1-1】
環境学習の推進としくみづくり	
不法投棄防止による快適な環境づくり	※【3-2-2-①②】
市民・事業者との連携による環境美化やポイ捨て防止活動の推進 不法投棄防止監視パトロールの実施と普及啓発	

⑤ 廃棄物収集・処理体制の整備

成田市リサイクルプラザの長寿命化	※【5-2-3-②】
廃棄物の適正処理の推進	※【5-2-2,3】
廃棄物処理に伴うエネルギー利用(電力や余熱、バイオマス等) 最終処分場の整備、災害時廃棄物処理対策の推進	
効率的な廃棄物収集体制の整備	※【5-2-1,2】
ごみの分別方法の周知徹底、ごみの減量に向けた有料化の検討 効率的なごみ収集体制の整備・充実、プラスチック製品の資源化に向けた調査	

重点プロジェクトⅢ 3Rによる循環型まちづくり

(4)市民・事業者の取り組み

市民の取り組み

- ごみカレンダーなど市が提供する情報の収集や、ごみ処理施設への見学などを行い、ごみの減量、3Rの必要性、ごみ処理の実態を知ります。
- 詰め替え商品を選ぶ、レジ袋を断る、不要なものはもらわないなどリデュースを徹底します。
- 繰り返し使う、修理して使う、フリーマーケットを活用するなどリユースを進めます。
- 各種リサイクル法で決められたものは、その手順に沿ってきちんとリサイクルします。
- リサイクルできるものは分別を徹底し、資源回収に出します。
- リサイクルによる再生品などを積極的に選択して使います。
- 分別区分に従い、ごみ出しをします。廃棄物減量等推進員活動に協力します。
- 生ごみの水切りや堆肥化、食べ残しをしないなど、生ごみの減量化を進めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。地域での清掃や環境美化活動に参加します。

市民団体の取り組み

- ごみ問題に関わる情報の市民への提供や市への提案を行います。
- 市民・学校・地域・職場でのごみ減量に関する学習や実践を進めます。
- ごみの分別やごみ出し、3Rの推進を市民・事業者に働きかけます。
- ごみカレンダーや新たなしくみづくりを提案し、作成に協力します。
- 地域での資源物の集団回収に協力します。
- 市や地域で進めるごみの散乱や不法投棄防止活動などに協力します。

事業者の取り組み

- 産業廃棄物の減量・資源化を進め、マニフェストに基づいて適正に処分します。
- すぐにごみとして排出されるものを作らない、使わない、売らない、また、分別しやすくする、回収するなど、市の3R推進に協力します。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを進めるほか、事業者間の連携によるリサイクルのしくみづくりを進めます。
- 再生品の利用など、循環型社会の構築に貢献します。
- 事業所での省資源化・再資源化を進め、産業廃棄物を含む事業系ごみの減量を進めます。
- 事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防止、産業廃棄物は法に基づいて適正に処理します。

重点プロジェクトⅣ

環境交流のまちづくり

ー地球にやさしい「空の港まち」の環境交流の推進ー



(1)プロジェクトの目的と重点的取り組み

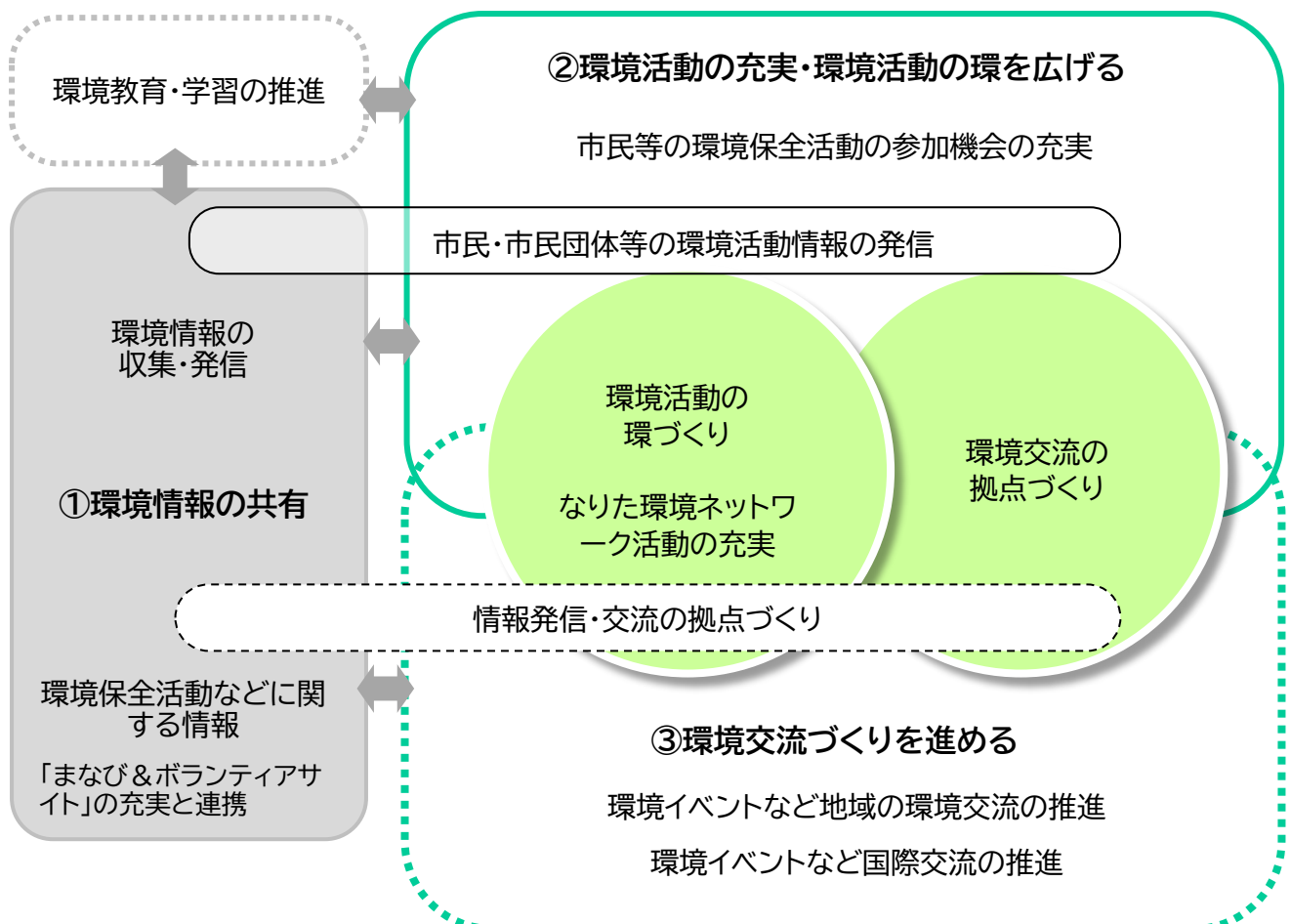
本市の豊かな自然や文化を守り、育み、その恵みを生かしていくことによって、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、将来世代に継承していくとともに、地球環境の保全に貢献していくことが求められています。

また、成田国際空港や成田山新勝寺などの歴史文化などの特性を生かし、本市を訪れる国内外の多くの人々との協働により、地球(環境)にやさしい「空の港まち なりた」としてのイメージの発信・定着が期待されます。

こうした取り組みをより効果的なものにしていくためには、市民団体や滞在者を含む市民・事業者・市の各主体間における相互理解と協力が不可欠です。

本計画では、「環境交流のまちづくり」を重点プロジェクトに位置付け、本市を訪れる幅広い人々と協働で環境保全活動を進められるまちづくりを目指していきます。

● 重点プロジェクトの重点的取り組みのイメージ



重点プロジェクトⅣ 環境交流のまちづくり

(2)プロジェクト推進目標・指標等

項 目	現状 (2021(令和 3)年度)	推進目標・指標等
なりた環境ネットワーク加入団体数	69 団体 (2021(令和 3)年度)	81 団体 (2027(令和 9)年度)
環境に関する国際交流の推進	外国人向けにごみ分別 の動画配信、やさしい日 本語を使用したパンフレ ットを配布	関連する国際交流事業等と 連携して定期的開催

(3)市の重点的取り組み

※印【第4章 市の取り組みにおける取り組み番号と対

① 環境情報の共有

環境情報・環境保全活動情報の発信と共有化

※【7-2-1,2,3】

分かりやすい環境情報や環境保全活動の情報提供・発信など

市民・市民団体等の環境活動情報の発信

※【6-1-2】【7-2-2】

多様な媒体による市民や市民団体などの環境活動情報の発信

② 環境活動の充実・環境活動の環を広げる

環境保全活動の参加機会の充実

※【6-1-1】

環境保全活動情報の提供と参加促進

環境交流や環境活動の拠点の充実

なりた環境ネットワーク活動の充実

※【6-1-3】

なりた環境ネットワークへの参加促進

環境活動団体の連携による活動への支援

③ 環境交流づくりを進める

環境イベントなど地域の環境交流の推進

※【6-2-1】

地域の特性を生かした環境イベントの推進

環境教育や環境活動に関するイベント等の開催(国際交流イベントとの連携を含む)

環境活動・環境交流の拠点の整備・充実

※【6-2-2】

環境保全活動や交流の拠点の整備と利用促進

3R推進の活動拠点の充実

重点プロジェクトⅣ 環境交流のまちづくり

(4)市民・事業者の取り組み

市民の取り組み

- 住まい周辺の清掃やよく訪れる公園・緑地などの環境美化活動に参加します。
- 市や地域、市民団体による環境学習や環境保全活動などの環境イベントの情報を探し、関心のある取り組みに参加します。
- 「なりた環境ネットワーク」の活動に参加するなど、環境交流の環を広げます。
- 環境フォーラムなどに参加し、幅広い人々との交流を深めていきます。
- 環境学習や環境保全に関する活動を企画・発信し、活動を進めていきます。
- 環境情報を提供し合い、相互に理解を深め、環境活動の環を広げていきます。
- 各団体の活動目的に合った環境学習や環境保全に関する活動を企画・発信し、活動を進めていきます。
- それぞれの団体や市民・事業者が有している環境情報を提供し合い、相互に理解を深め、環境活動の環を広げていきます。

事業者の取り組み

- 事業所周辺の清掃活動や環境美化活動を積極的に進めます。
- 市民や市の環境イベント等の環境保全活動に積極的に協力します。
- 従業員の環境保全活動への参加を支援していきます。
- 「なりた環境ネットワーク」の活動に参加するなど、環境交流の環を広げます。
- 事業所が有している環境に関するノウハウや技術等を積極的に活用していきます。



成田市 SDGsパネル展の様子

第 6 章 計画の推進・進行管理

計画の推進体制と進行管理

本計画に示された将来環境像の実現のため、計画内の取り組みを着実に実行し、その進捗状況や成果を点検・評価し、取り組みをより強化、改善していきます。

1 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、削減目標の達成に向けて、市民・事業者・市の各主体が担うべき責任と役割を理解し、相互に連携・協力して一体となって取り組みます。

本計画を総合的に推進するため、「成田市環境審議会」、「環境管理委員会」を推進体制とし、進行管理を図ります。

成田市環境審議会

成田市環境審議会は、「環境基本法」に基づき設置するもので、市民、事業者、学識経験者により18名以内で構成されています。市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項、公害の予防対策及び被害対策に関する事項などの調査審議を行います。

環境管理委員会

本市における環境関連施策の効果的な推進を図るため、成田市環境マネジメントシステムにおいて設置を定めている庁内推進体制の一部であり、副市長を委員長とし、各部長による委員で構成されています。成田市環境マネジメントシステムに基づき、環境関連施策の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

市民・事業者

本計画の推進にあたっては、市民・事業者が不可欠であり、環境問題についての情報交換及び周知啓発を行うことにより、各自が主体的な行動を実践していきます。

国・県・近隣自治体

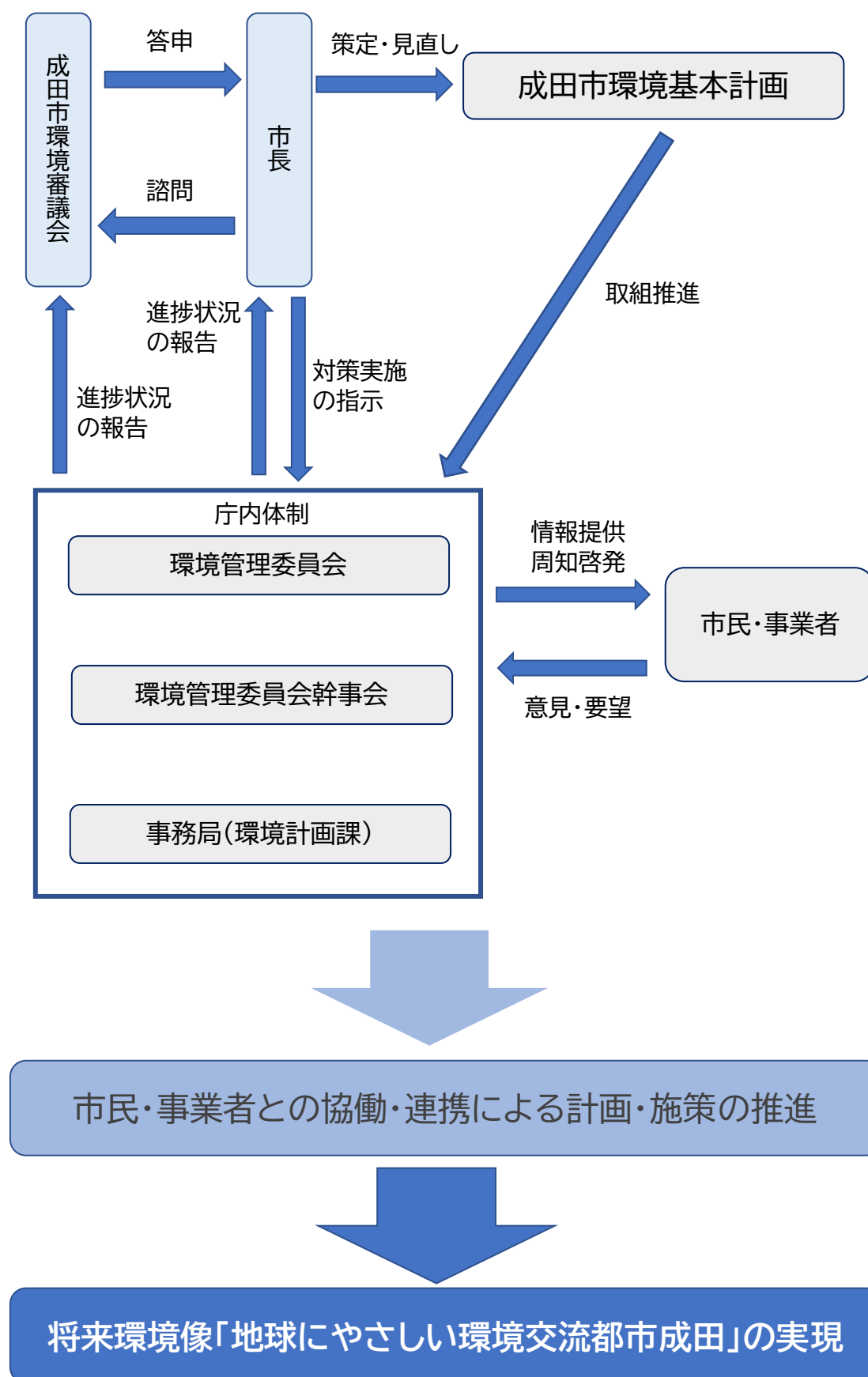
河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、今後も広域的な視点に立って効果的な施策を展開していきます。

(2) 計画の普及啓発

市の将来環境像の実現のため、市のみでなく、市民・事業者が、それぞれの役割を明確に認識し、それぞれが自主的に計画を推進するため、市ホームページをはじめ様々な媒体を活用して、本市における考え方や施策の内容をわかりやすく紹介するなど、本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。

また、本計画の普及・啓発にあたり、なりた環境ネットワークの各種事業の展開において、本計画に関する推進施策等を周知し、会員の事業活動への波及や事業に参加する市民・事業者への普及・啓発に努めます。

推進体制図

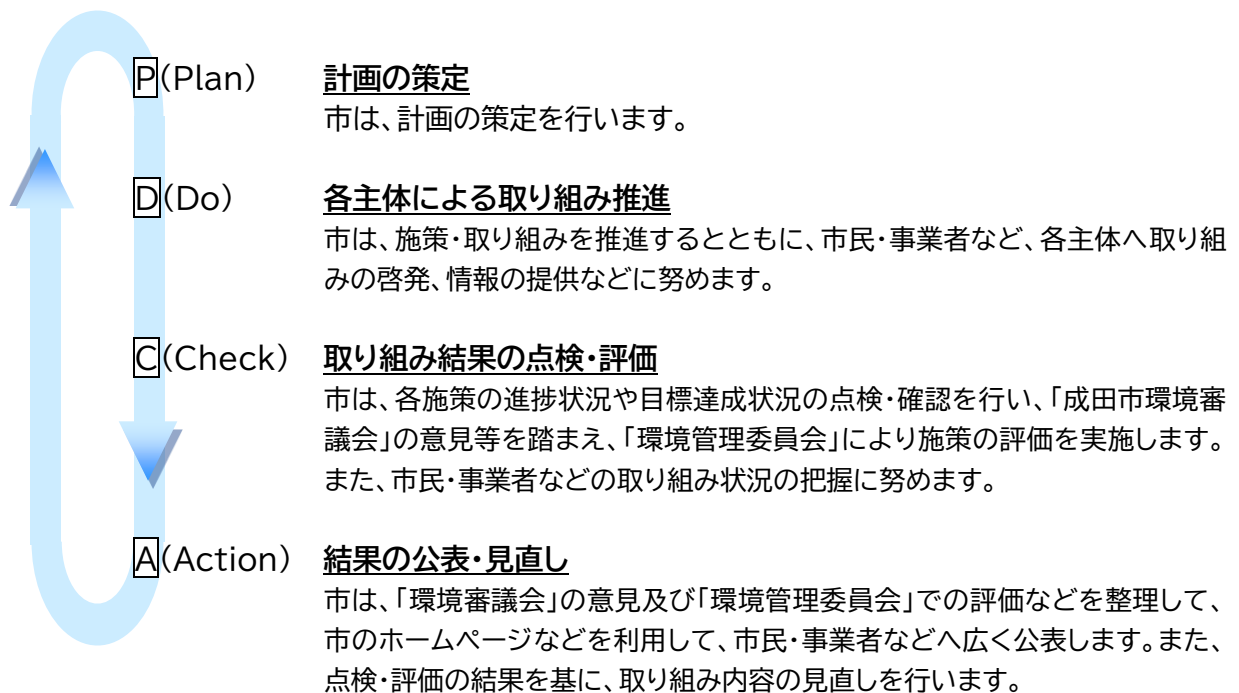


2 進行の管理

(1) 計画の進行管理の考え方と進行管理の流れ

本計画の進行管理(PDCA)は、成田市環境マネジメントシステムに基づき、計画が進める重点プロジェクトの推進目標・指標等をもとに点検・評価し、見直しや適切な推進を図り、将来環境像の実現を目指します。

PDCAサイクルによる本計画の進行管理のイメージ



第 7 章 資料編

成田市環境基本条例

○成田市環境基本条例

平成9年3月31日

条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう

行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

（環境白書）

第7条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、成田市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ成田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全及び創造に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全及び創造についての施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全及び創造するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進等

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全及び創造の推進体制等

(環境の保全及び創造の推進体制の整備)

第22条 市は、市、事業者及び市民との協力により、環境の保全及び創造を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

中間見直しの経緯

策定までの過程を時系列で掲載する

環境審議会

諮問書・答申書・委員名簿を掲載する。

第三次成田市環境基本計画の進捗状況

2021(令和3)年度までの各重点プロジェクトの進捗状況の一覧は以下のとおりです。

各重点プロジェクトの進捗状況一覧				
	項目	推進目標・指標等 2027(R9)年度	推進目標・指標等の状況 2020(R2)年度	推進目標・指標等の状況 2021(R3)年度
重点プロジェクトⅠ 生き物・里地里山のふれあいづくり	継続的・定期的な動植物生息調査の実施及び情報の提供	第4次調査(2024～2025(R6～7)年度予定)	-	-
	自然環境情報の発信	調査結果の情報発信 自然学習教材の提供	市ホームページに調査結果を掲載 イベント時に自然学習教材を提供	市ホームページに調査結果を掲載 イベント時に自然学習教材を提供
	生き物・里地里山のふれあい拠点の選定	ふれあい拠点の募集・選定の実施 1拠点以上選定・活用	ふれあい拠点の選定0件 坂田ヶ池総合公園の選定に向けた調査・協議を実施 坂田ヶ池総合公園及び市民の森について自然や生物とのふれあいが楽しめるよう園路や法面の修繕を実施	ふれあい拠点の選定0件 坂田ヶ池総合公園の選定に向けた調査・協議を実施 坂田ヶ池総合公園において日常管理のほかモミジの植栽を実施
重点プロジェクトⅡ エコライフによる低炭素なまちづくり	エネルギー起源の温室効果ガス(CO ₂)排出量	基準年:2013(H25)年度 2,049千t-CO ₂ 目標値:2030(R12)年度 1,730千t-CO ₂ 基準年度比約16%の削減	2017年度 1,945千t-CO ₂ 基準年度比5.1%減 2020年11月にゼロカーボンシティ宣言を表明	2018年度 1,900千t-CO ₂ 基準年度比7.3%減
	小・中学校太陽光発電整備率	71.0%	41.3% 29校のうち、12校に整備済み	51.7% 29校のうち、15校に整備済み
	成田市地球環境保全協定への参加事業所数	300事業所	184事業所 達成率61.3%	186事業所 達成率62.0%
	成田市環境保全率先実行計画によるCO ₂ 排出削減	基準年:2016(H28)年度 60.03千t-CO ₂ 目標値:2020(R2)年度 56.03千t-CO ₂	47.63千t-CO ₂ 達成率117.6%	37.65千t-CO ₂ 達成率148.8%
重点プロジェクトⅢ 3Rによる循環型まちづくり	ごみの総排出量	47,300t	50,169t 達成率94%	49,221t 達成率96%
	1人1日当たりのごみの排出量	938g/人・日	1,041g/人・日 達成率90%	1,032g/人・日 達成率91%
	ごみのリサイクル率	28%	18.7% 達成率67%	18.7% 達成率67%
重点プロジェクトⅣ 環境交流のまちづくり	なりた環境ネットワーク加入団体数	81団体	69団体 達成率85%	69団体 達成率85%
	環境会議等国際交流の推進	関連する国際交流等と連携して定期的に開催	ごみ分別等について外国人向けに動画を配信した	外国人向けにごみの分別に関して「やさしい日本語」を使用したパンフレットを配布

用語集

英数字

3R

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。・リデュース(Reduce):ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。・リユース(Reuse):再使用、繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。・リサイクル(Recycle):再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用することです。

COP

気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催されています。

ESD

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略で、現代社会の課題(地球規模の環境・貧困・人権・平和・開発など)を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことです。

ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格の一つで、国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。①計画(Plan)、②実行(Do)、③点検(Check)、④見直し(Action)というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を図ります。

L_{den}62 デシベル

航空機騒音の評価指標。時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機騒音をエネルギーとして加算するもので、夕方や夜間の値には重み付けを行う。単位はデシベル。L_{den}62 デシベルは、専ら住居の用に供される地域以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に当てはめられた基準値で、62 デシベル以下を達成する必要がある地域を指します。

PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一)。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。2009 年 9 月に環境基準が定められた。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。従来から環境基準が定められていた SPM(浮遊粒子状物質)は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを指します。

あ行

エコアクション21

ISO14001 をベースに環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小規模の事業者でも簡易な手法で環境マネジメントの構築ができ、その結果、エネルギーの消費量やコストの削減を図ることができます。

エコオフィス

環境方針の下、勤務者全員が省エネ・省資源活動に積極的に取り組んでいる事業所のことです。

エコドライブ

アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など、省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出抑制のための運転技術を言います。

エコマーク

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。約 70 の商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家による審査委員会で基準を満たしているか確認し、認定が行われます。

エコライフ

自分の日常生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしていることを認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルを言います。

エネルギーマネジメントシステム

Energy Management System(略称 EMS):一般的には、家庭やビルでエネルギー使用の最適化を図るシステムをいい、ICT(情報通信技術)を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのことです。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「温対法」では、二酸化炭(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の 7 種類としています。

か行

カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

外来種

人間の活動によって動植物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。地域の在来種との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追いやられるケース等が生じています。

化学的酸素要求量(COD)

湖沼、海域などの有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど水質汚濁が進んでいます。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業のことです。

環境基準

環境基本法第 16 条において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義された、環境施策に係る行政目標のこと。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められています。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

環境マネジメントシステム

環境管理システム、Environmental Management System(EMS)とも言う。事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きのことです。

環境リスク

人為活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。有害化学物質を指していたが、最近では温暖化に伴う気候変動リスクなども含めて言うことがあります。

クールスポット

クールシェアスポットともいう。クールシェアとは、暑い時はみんなでいっしょに涼しい場所に集まり、ゆったりとした時間を過ごすことができる場所のことです。

光化学オキシダント

オキシダント(Ox)とは、オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化性物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオキシダントは光化学オキシダントとも呼ばれ、その大部分はオゾンで、光化学スモッグの原因物質と言われています。

交通流

道路上を走る多数の車両の流れとして捉えた概念のことです。

コージェネレーションシステム

燃料を燃やして得られる熱を動力や電力に変えると同時に、その排熱(未利用熱)を熱源として暖房・給湯などにも利用するシステムで、熱効率(省エネルギー効果)が極めて高いです。

コンポスト化(コンポスト)

生ごみや落ち葉、わらのような植物、下水汚泥等の有機物を、微生物を利用して発酵・分解して堆肥化すること。コンポストは、堆肥化するための容器・設備を言います。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。

里山(里地里山)

里山とは、人里近くにある薪や山菜の採取など生活に結びついた山や森林を指す。山林に隣接する農地と集落を含めて言うこともある。里地里山とも言い、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の総称。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域で、特有の生物の生息・生育環境、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域のことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理することが原則とされています。

市街化区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域のことです。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

「2030 アジェンダ」は、ミレニアム開発目標(MDGs)が達成できなかった事業に取り組む一方で、三つの側面、すなわち経済、社会および環境における持続可能な開発をバランスの取れた、統合された方法で達成することを目指します。ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)は、2015 年までに達成すべき期限を決めていた、測定可能な八つの目標で、宣言実施のための行程表のことです。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名です。

スマートハウス

家電や設備機器を情報化配線等で接続し最適制御を行うことで、生活者のニーズに応じた様々なサービスを提供する住宅の概念で、一般的には、ホームエネルギーマネジメントシステ(HEMS)が導入されている住宅を言います。

生態系

生物群集(植物群落と動物群落)及びこれらを取り巻く自然界の物理的・科学的環境要因が総合された系のことです。

(生態系サービス)

人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益を

総称して生態系サービスと言います。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川の有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど川は汚れていることになる。普通、下水や排水中の主として有機物を分解させる微生物を入れて、酸素で飽和した水を加えて一定の温度(20℃)で 5 日間放置し、水中の酸素の減少量で BOD を測定します。

生物多様性(生物の多様性)

Biodiversity: あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念のことです。

(生物の多様性に関する条約)

地球上の野生生物の多様さをそれらの生息環境とともに最大限に保存し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的としている。1992 年 5 月ケニアのナイロビで採択、1993 年 12 月発効。1992 年 6 月の地球サミットで、日本も署名している。生物多様性条約の第 6 条には、各締約国が生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することが規定されており、国はこれを受け 1995 年 10 月地球環境の保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定しました。

ゼロカーボンアクション

暮らしを脱炭素化していく取り組みのこと。環境省では、具体的な取り組みとして「ゼロカーボンアクション 30」を掲げています。

雑木林

様々な種類の樹木が混じって生えている林のことです。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。ダイオキシン類の中 2,3,7,8-TCDD は最も強い急性毒性がある物質であり、WHO では発がん性があると評価しています。

堆肥

コンポスト(Compost)とも言い、落ち葉などを自然に腐敗発酵させて作った肥料のこと。ごみの処分の方法で、集められた枯れ木や草、生ごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用します。

脱炭素化社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための、新しい国民運動のことです。国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を促すため、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにし、具体的なアクションが提案されています。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し地球の平均気温が上がってしまうと予測されている現象のことです。

特定外来種

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含みます。

な行

なりた環境ネットワーク

市民・事業者・行政が協働して、成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことによって、成田市民憲章が提唱する“自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう”の推進に寄与することを目的としています。市内の企業や団体などによって構成され、令和4年11月末時点で70団体が加入しています。

二酸化炭素

炭酸ガス又は無水炭酸ともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈する。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものである。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、数十年前に比べると十数%ぐらい増加し、引き続き増加の傾向にあると言われています。

ネットワーク

Network: 網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがあります。

ノーカーデー

車を使用しての外出を控え、公共交通機関を利用し二酸化炭素排出抑制に努める日のことです。

は行

バイオマス

もともとは、生物(bio)の量(mass)のこと(Biomass)であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があります。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしています。

ヒートポンプ

燃焼から熱エネルギーを取り出す代わりに、熱の移動によって取り出すシステムのこと。動力エネルギーの 3 倍近くの熱を利用できるといわれており、石油などの化石燃料を燃やして熱を得る従来のシステムに比べ、エネルギーの利用効率が非常に高いです。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1000 分の 1mm) 以下のもの。大気中での滞留時間が長く、気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与えます。

保水、保水機能

雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなる恐れがあります。

ポテンシャル

潜在能力、将来の可能性を指します。

ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)

HEMS とは、Home Energy Management System(ホーム エネルギー マネジメント システム)の略です。エネルギーを見える化するだけでなく、家電、電気設備を最適に制御するための管理システムです。

ま行

緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進を総合的・計画的に実施するため、その将来像や目標、施策などを定める基本計画のことです。

や行

谷津

台地に刻まれた谷(開析谷)の斜面や谷底から湧き出る地下水(湧水)によって作られた低湿地のことです。

要請限度

自動車騒音については、環境基準に加えて、騒音規制法に基づく総理府令で定める限度(要請限度)による規制が行われています。要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請できるとされています。

ら行

ライフサイクルアセスメント

製品等に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。英語の頭文字(Life Cycle Assessment)をとり、LCAと呼ばれます。

リサイクル

3R参照、Recycle:再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用することです。

リデュース

3R参照、Reduce:ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていくことです。

リユース

3R参照、Reuse:再使用、繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使うことです。

リフューズ

3R参照、Refuse:断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断ることです。

リペア

3R参照、Repair:修理して使う…壊れてしまったものを修理して長く使うことです。